

第3次富士見市環境基本計画

令和5（2023）年3月

富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

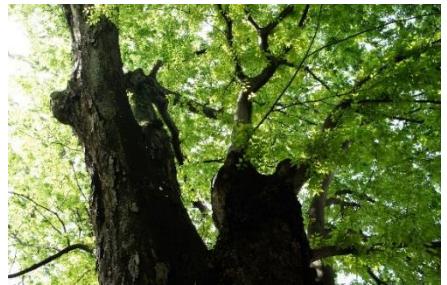
平成12年4月10日

(平成12年度市制記念日式典にて宣言)

市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木もあります。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の花『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和57年4月10日市制施行10周年記念制定)



市の鳥『かわせみ』

市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺で見られる色鮮やかな鳥で、愛嬌ある姿で誰からも愛され親しまれる鳥です。未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

(平成24年4月10日市制施行40周年記念制定)



第3次富士見市環境基本計画の策定にあたって

富士見市は、多くの緑地や湧水をはじめとした自然環境と首都30km圏内という住みやすさを兼ね備えた住宅都市として発展してまいりました。

この本市の貴重な自然や生活環境を保全し、次世代に引き継ぐため、平成12年4月に「環境にやさしい都市宣言」を、平成13年12月に「富士見市環境基本条例」を制定し、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指すとともに、平成25年3月には、低炭素社会の実現に向け地球温暖化の課題に対応していくため、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。



近年、環境を取り巻く状況は大きく変化し、気候変動による豪雨災害、生物多様性の危機や海洋プラスチックごみ問題などに直面しております。また、国際的にSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が進められ、国においても2050年カーボンニュートラルを宣言するなど、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き始めております。こうした中、本市では、令和4年4月の市制施行50周年記念式典において「ゼロカーボンシティ宣言」をしたところでございます。

これらの本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、今回策定いたしました「第3次富士見市環境基本計画」では、新たな望ましい環境像を「湧水（みず）の恵みと育む縁 未来へつなぐ環境保全のまち」と定め、本市の暮らしやすい環境を次世代に引き継ぐため、近年、重要性が増している地球温暖化への取組のほか、本市の豊かな自然や生物を保全するための施策を盛り込んでおります。

この望ましい環境像を実現するためには、環境問題を自らの問題として捉え、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図るとともに、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要となります。今後におきましても、良好な環境の保全と創造に向けて、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました富士見市環境審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

富士見市長 三井光弘

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 世界及び日本の動向	3
(1) 地球温暖化問題	3
(2) 資源循環	5
(3) 生物多様性	5
(4) 新しい生活様式への対応	6
(5) SDGsに向けた取組	6
5. 計画の主体と役割	7
6. 計画の対象	9
第2章 富士見市を取り巻く現況	10
1. 富士見市の現況	10
(1) 地域特性	10
(2) 社会的条件	10
(3) 自然的条件	13
第3章 これまでの取組評価と課題	18
1. 第2次富士見市環境基本計画(改定版)における進捗状況の評価	18
(1) 進捗状況及び評価の流れ	18
(2) 評価期間	18
(3) 達成の評価基準	18
(4) 評価の総括	18
(5) 評価結果	19
2. 環境に関するアンケート調査結果(概要)	24
(1) 環境基本計画の認知度	24
(2) 環境配慮への取組で困難なこと	25
(3) 将来の富士見市に求めるもの	25
(4) 市が実施している取組に対する満足度及び重要度	26
(5) 環境問題に関して行政が行うべきこと	28
3. 課題の整理	30
第4章 計画の目標	31
1. 基本理念	31
2. 望ましい環境像	31
3. 基本目標	32
4. 施策の体系	34
第5章 施策の展開	36
基本目標Ⅰ 脱炭素・循環型社会を目指すまち	36

施策の方針 I-1 脱炭素まちづくりの推進

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》	36
(1) 個別計画としての策定の背景	36
(2) 個別計画としての位置づけと期間	38
(3) 対象とする温室効果ガス	38
(4) 策定にあたっての現状と課題	39
(5) 目標	41
施策 I-1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・促進	43
施策 I-1-2 再生可能エネルギーの活用推進	48
施策 I-1-3 移動の低炭素化の推進	51
施策 I-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進	54
施策の方針 I-2 循環型まちづくりの推進	56
施策 I-2-1 4R の推進	56
施策 I-2-2 脱プラスチック化の推進	60

基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち

施策の方針2-1 緑と水辺の保全	63
施策 2-1-1 緑の適切な保全管理	63
施策 2-1-2 河川・水路等の水辺環境の保全管理	65
施策の方針2-2 湧水の保全・活用	67
施策 2-2-1 湧水地の保全と適切な維持管理	67
施策 2-2-2 湧水の周知と利活用の推進	69

施策の方針 2-3 生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》

(1) 個別計画としての策定の背景	71
(2) 個別計画としての位置づけと期間	73
(3) 策定にあたっての現状	73
(4) 対象地域と目標	75
施策 2-3-1 生育・生息環境と生きものの保全	76
施策 2-3-2 生物多様性に対する理解の促進	79
施策 2-3-3 生きものとふれあう機会の充実	81

基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち

施策の方針 3-1 安全なまちづくりの推進	83
施策 3-1-1 身近な生活環境の保全	83
施策 3-1-2 有害化学物質対策の推進	85
施策の方針 3-2 快適なまちづくりの推進	87
施策 3-2-1 きれいなまちづくりの推進	87
施策 3-2-2 公園・緑地等の整備の推進	89
施策 3-2-3 暮らしやすいまちの推進	91

基本目標 4 みんなで学び協働するまち

施策の方針 4-1 環境教育・環境学習の推進	93
施策 4-1-1 環境リーダーの育成	93
施策 4-1-2 環境教育・環境学習の場の整備・創出	95
施策の方針 4-2 みんなで協力するまちづくりの推進	97
施策 4-2-1 環境保全活動の活性化	97
施策 4-2-2 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進	99
第6章 計画の推進体制と進捗管理	101
1. 推進体制	101
2. 進捗管理	102
資料編	103

第Ⅰ章 計画の基本的事項

Ⅰ. 計画策定の趣旨

富士見市では、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造を目指して、「環境にやさしい都市宣言」を平成12(2000)年4月に宣言し、更に平成13(2001)年12月には「富士見市環境基本条例」を制定しました。

この条例の理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成15(2003)年3月に「富士見市環境基本計画」(以下「第1次計画」という。)を策定、更に変わりゆく人々の生活様式や環境の変化に応えるため、平成25(2013)年3月に「第2次富士見市環境基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、平成30(2018)年3月には施策や取組を整理・評価し、今後の5年間に向け、第2次計画の中間見直しを行い、「第2次富士見市環境基本計画(改定版)」(以下「第2次計画(改定版)」といふ。)を策定し、望ましい環境像である「いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見」を目指して施策を開拓してきました。

この間、海洋プラスチックごみ問題や生物多様性に関する危機など環境に関する様々な課題が発生し、対応がせまられています。

また、地球温暖化を抑制するため、令和2(2020)年の臨時国会では「2050年カーボンニュートラル宣言」の表明に続き、令和3(2021)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されるなど低炭素に変わり脱炭素に向けた取組や、世界共通の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の広がりなど、富士見市を取り巻く状況や環境に対する意識は刻々と変化しています。

今回、このような社会情勢の変化や国内外の動向を踏まえ、「第3次富士見市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。



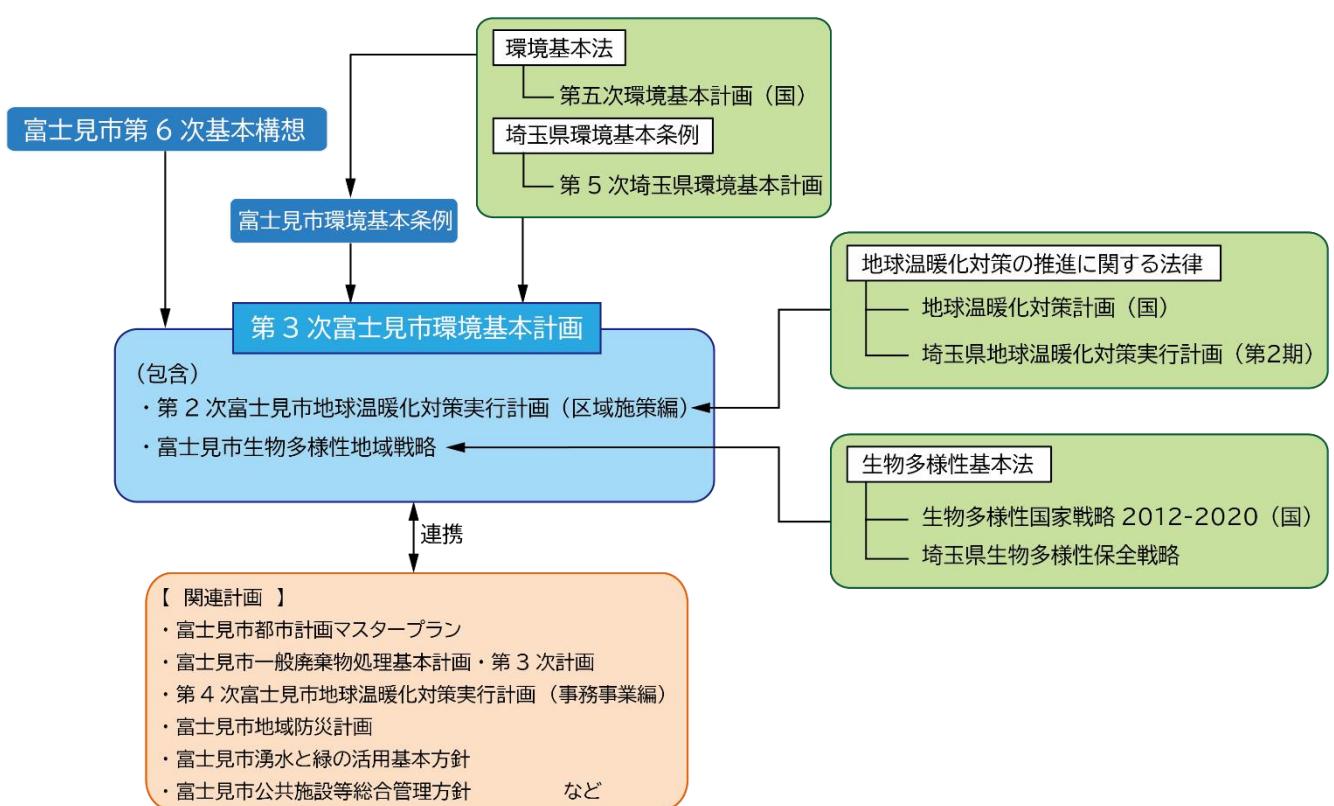
2. 計画の位置づけ

富士見市では、市の最上位計画である「第6次基本構想 第Ⅰ期基本計画（令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで）」を定め、各種施策を実施しています。

本計画は、富士見市環境条例第8条に基づき策定するもので、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

なお、令和4（2022）年度までが計画期間となっている富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の次期計画となる「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）¹」は、本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、第2次計画に引き続き本計画に包含することとします。

また、今回新たに策定する「富士見市生物多様性地域戦略²」（以下「生物多様性地域戦略」という。）についても、本計画に記載された緑や水の保全と密接な関係があり、一体的に推進していく必要があることから、自然環境分野の実行計画として本計画に包含することとします。



計画の位置づけ

¹ 市内全域から排出される温室効果ガスを削減するための対策や取組を総合的かつ計画的に推進するための計画。
² 市内の生物多様性を保全するための対策や取組を総合的かつ計画的に推進するための計画。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。

なお、計画内容は富士見市を取り巻く社会情勢の変化などに対応するよう、中間年（令和 9(2027)年度）に見直しを行います。



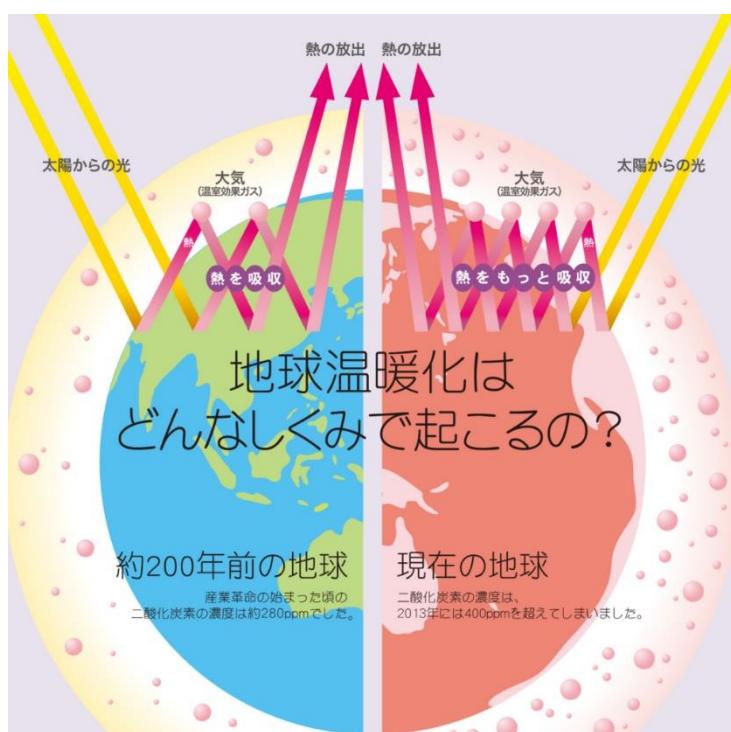
4. 世界及び日本の動向

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、人間の活動によって二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増え、気温が上昇する現象を指します。

地球温暖化による影響は多岐にわたり、近年では集中豪雨などの異常気象による災害の発生や生態系の変化などが顕在化しています。

平成 27(2015)年 12 月の国際連合気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において採択された「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標とし、その目標達成のため、「今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去と均衡させること」を掲げています。



出典:全国地球温暖化防止活動推進センター

令和3(2021)年8月に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第6次評価報告書第I作業部会報告書」では、「産業革命前からの世界平均気温の上昇は既に約1°Cであり、今後20年のうちに1.5°C上昇に達する可能性がある」と指摘しています。

更に、同年11月の国際連合気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)では、世界の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求することを決意するとの成果文書が採択されました。

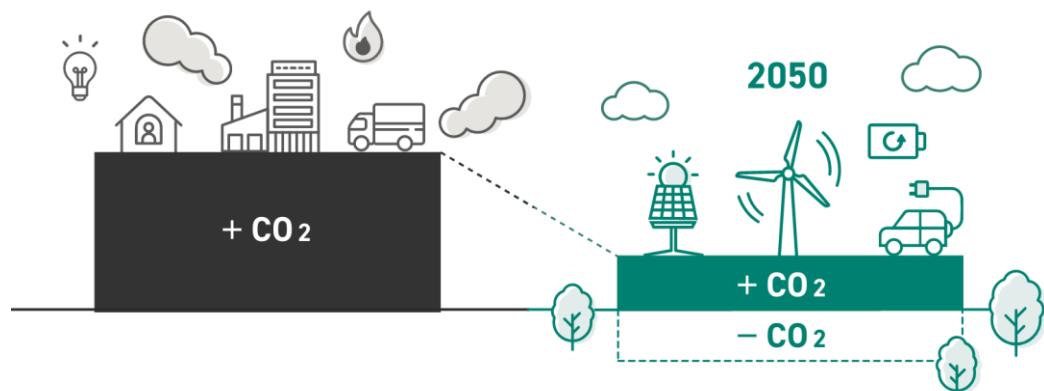
日本では、令和2(2020)年11月に衆参両院で気候非常事態宣言が決議され、同年12月に国の成長戦略会議において、2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略を盛り込んだ実行計画が取りまとめられました。令和3(2021)年4月の気候サミットにおいて、我が国は令和12(2030)年度の温室効果ガスの排出を平成25(2013)年度比で46%削減するとの目標を表明するなど、気候変動を巡る動きは大きく加速しています。

令和3(2021)年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されました。そして、令和3(2021)年10月には、「第6次エネルギー基本計画」及び「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、再生可能エネルギー導入量が大幅に引き上げられるとともに、令和12(2030)年度までの46%削減を目標とした各種の対策・施策が示されました。

コラム カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラルとは二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて実質的にゼロにすること、すなわち温室効果ガスの排出量と吸收量を均衡させることを意味します。

令和32(2050)年のカーボンニュートラル達成は容易なことではありません。一人ひとりが温室効果ガスの排出量削減や吸收作用の保全などに積極的に取り組む必要があります。



出典：脱炭素ポータル（環境省）

(2) 資源循環

全国的にもごみを巡る課題は多く、令和 2(2020)年 11 月に公表された「循環型社会形成推進基本計画」の進捗状況の点検結果によると、全国の一般廃棄物の排出量は、長期的には減少してきているものの、短期的には減少量が少なくなってきており、更なる取組が必要となっています。

なお、循環利用率³についても、近年、伸び悩んでおり、廃棄物の発生抑制に努めつつ、再生資材の需要を生み出しながら、廃棄物の循環利用量の増大を図っていくことが必要です。

国は、資源の有限性、廃棄物の処分の制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応することを目的に、令和元(2019)年にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

また、同年に開催された G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみに関して、令和 32(2050) 年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加国首脳間で共有されました。

令和 3(2021) 年 6 月には、循環経済(サーキュラーエコノミー)⁴への移行に向け、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R +Renewable)⁵を促進する「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定されました。

また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、大量の食料を輸入しながら、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている我が国の現状を踏まえ、令和元(2019)年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されました。

(3) 生物多様性

生物多様性分野における世界目標である愛知目標では、令和 32(2050) 年までに自然と共生する世界の実現を目指し、令和 2(2020) 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実現するという 20 の個別目標が掲げられました。

その目標達成に向け、各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきたものの、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況(第 5 版)」によると、20 の個別目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。

また、令和 32(2050) 年までの長期ビジョンである「自然と共生」の達成には、生物多様性の保全・再生に関する取組のあらゆるレベルへの拡大、気候変動対策の推進、生物多様性損失の要因への対応、生産・消費様式の変革など様々な分野での行動を、個別に対応するのではなく連携させていくことが必要であると指摘しています。

³ 循環型社会を実現するために、国が循環型社会形成推進基本計画で採用している指標のひとつ。社会に投入された資源のうち、どれだけの物が循環利用されているかを示す。

⁴ 資源(製品や部品等を含む)を循環利用し続けながら、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

⁵ Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の総称である「3R」に「再生可能資源への代替」を意味する Renewable(リニューアブル)を加えたもの。

これらを踏まえ、愛知目標に続く新たな世界目標「ポスト 2020 生物多様性枠組」を採択すべく、作業部会（OEWG）が開催され、議論が交わされているとともに、「自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらす」ことを目指した自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が発表され、国際的な企業パートナーシップが動き出しています。

国内においては、愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2012-2020」を閣議決定し、生物多様性の認知度を 75%にするといった目標を設定するなど、認知度の向上や生態系ネットワークの整備等に取り組んでいます。

また、令和 2（2020）年から次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討を開始しています。しかしながら、全国の絶滅危惧種数は増加傾向にあり、依然として多くの野生生物の生息生育状況が逼迫している状況にあります。

（4）新しい生活様式への対応

令和元（2019）年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症は、急速に感染拡大し、世界中で都市封鎖が行われるなど人々の生活だけでなく、世界経済にも多大な影響を及ぼしています。

日本でも緊急事態宣言がくり返し発出され、感染拡大防止策として外出の自粛やテレワークの推奨など生活様式が大きく変化し、環境分野においても新たな生活様式への対応が求められています。

（5）SDGsに向けた取組

平成 27（2015）年 9 月に環境・経済・社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsが国際連合において採択されました。

SDGsは「世界の変革」と「誰一人取り残さない」を基本理念とし、17 ある目標の多くが環境に関連しています。

国は平成 30（2018）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」において、各地域が地域資源を生かし、自立・分散型の社

会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し合い、支え合う「地域循環共生圏」を提唱しています。

富士見市においても本計画の施策を実行することで関連するSDGsの達成に貢献することができます。



出典：国際連合広報センター

5. 計画の主体と役割

本計画は、市民・事業者・行政、それぞれの立場で役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

富士見市環境基本条例(抜粋)

〈市の責務〉

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〈市民の責務〉

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

〈事業者の責務〉

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

市民の役割

富士見市及び地球規模の環境の保全と創造を担う役割を理解し、環境に関する正しい知識を習得することや、日常生活の中で環境に配慮した取組を進めます。

市民団体等の活動及び市の実施する施策に積極的に参加・協働することで、個人では実践が困難な取組の達成を目指します。

事業者の役割

事業活動に伴う環境への影響を認識・把握し、環境に配慮した業務実施体制の構築や、自主的な企業努力による環境に配慮した取組を進めます。

市民や市と連携した取組を実践するとともに、市外、業界内及び国内外との広域的な連携による積極的な環境配慮型の事業活動を進めます。

行政の役割

富士見市及び地球規模の環境の保全と創造のために、施策・事業を総合的かつ計画的に推進します。

市民及び事業者の協力を得るため、積極的に情報提供を行うとともに、事業活動に対して自ら検証・改善を行うなど、環境に配慮した取組を率先して進めるほか、国・県・近隣の地方公共団体と連携し、広域的な活動に取り組みます。

～市民・事業者・行政の協働組織～ 富士見市環境施策推進市民会議の役割

環境に関する取組に対して知識と意欲を持って進める協働組織として、市民・事業者の環境に配慮した行動を促すとともに、市民・事業者・行政が協働して取り組む活動において3者の調整を行うなど、環境にやさしいまちづくりを進めます。

～富士見市環境施策推進市民会議とは～

人と自然とが共生できる豊かな環境の創造を目指し策定した「富士見市環境基本計画」に基づき、平成15(2003)年6月に「富士見市環境施策推進市民会議」が設立されました。

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政が一丸となって以下の様々な様々な環境問題に関する活動を行っています。

- ◆ 富士見市地球温暖化防止及び生ごみ水切り推進運動街頭キャンペーン
- ◆ 富士見市をきれいにする条例啓発街頭キャンペーン
- ◆ エコライフDAY・WEEKの小・中・特別支援学校への実施
- ◆ 富士見ふるさと祭りへの環境啓発に関する展示 など

6. 計画の対象

本計画の対象地域は富士見市全域とします。なお、広域的な環境問題については、国・県・近隣の地方公共団体と連携して取り組むこととします。

また、本計画の対象とする範囲は、以下の 4 項目とします。

地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、廃棄物、リサイクル など
自然環境	生物多様性、緑地、河川、湧水、農地 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、景観、交通、環境美化、公園 など
教育・協働	環境教育・環境学習、市民協働、環境情報の発信 など

コラム アースオーバーシュートデー

地球環境が生み出す 1 年分の資源を、人類が使い切ってしまった日を「アースオーバーシュートデー」といいます。毎年、1 年を待たずに訪れるこの日から、人類はさまざまな恵みをもたらす母体である、環境そのものを「債務超過」の状態で使い続けることになります。

例えば、令和 4(2022) 年のアースオーバーシュートデーは 7 月 28 日でした。また、世界中の人が日本の人々と同じような生活をした場合、アースオーバーシュートデーは、世界の国を平均したアースオーバーシュートデーよりも 2 か月半以上も早まってしまうため、いかに日本人が地球に負担をかけているかが理解できます。

特別非営利法人工ロジカル・フットプリント・ジャパンでは、人間が使用するさまざまな資源の量を減らすため、以下の 5 つの方法を提案しています。

1. 省エネと再生可能エネルギーへの転換を進める
2. 都市集中ではなく分散型の居住と経済を進める
3. 輸入製品の環境負荷を減らす
4. 食生活を見直し、加工食品の利用を抑え、季節の地元産の利用を増やす
5. 食料廃棄を減らす

この先のアースオーバーシュートデーが一日でも延長できるように、地球一個分の暮らしを目指していくことが求められます。

出典:WWFホームページを基に作成

第2章 富士見市を取り巻く現況

I. 富士見市の現況

環境の保全と創造に向けた施策を展開していくためには、市の地域特性と環境状況を把握し、環境課題を抽出することが求められます。

(1) 地域特性

富士見市は埼玉県の南東部に位置し、東部はさいたま市、北部は川越市・ふじみ野市に、西部は三芳町に、南部は志木市にそれぞれ接しています。北東部には荒川と新河岸川が流れ、北部と東部には荒川が作り出した荒川低地が形成されています。また、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちです。

また、貝塚などの歴史的価値のある遺跡も数多く残り、都市交通の進展とともに発展してきた都市近郊のベッドタウンです。



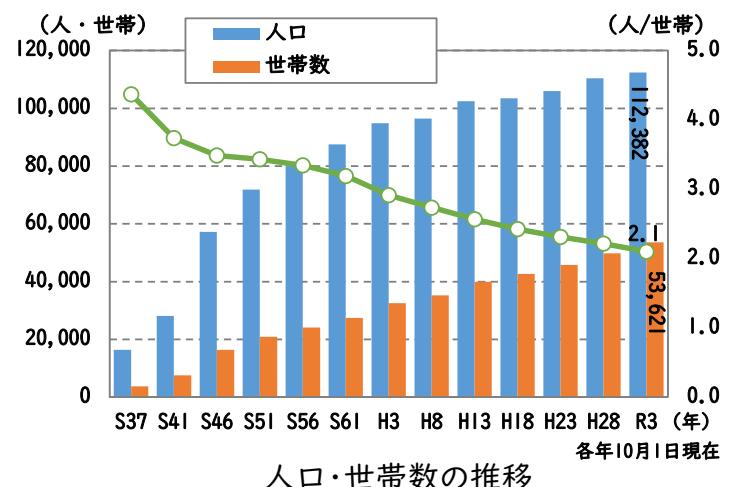
出典：地形分類図（国土交通省）を基に作成

(2) 社会的条件

① 人口・世帯数の推移

人口及び世帯数は増加傾向を示していますが、世帯数当たりの人員数は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

また、「富士見市人口ビジョン」(令和2年5月)では、令和7(2025)年頃をピークに人口は減少段階に入るものと見込んでいます。

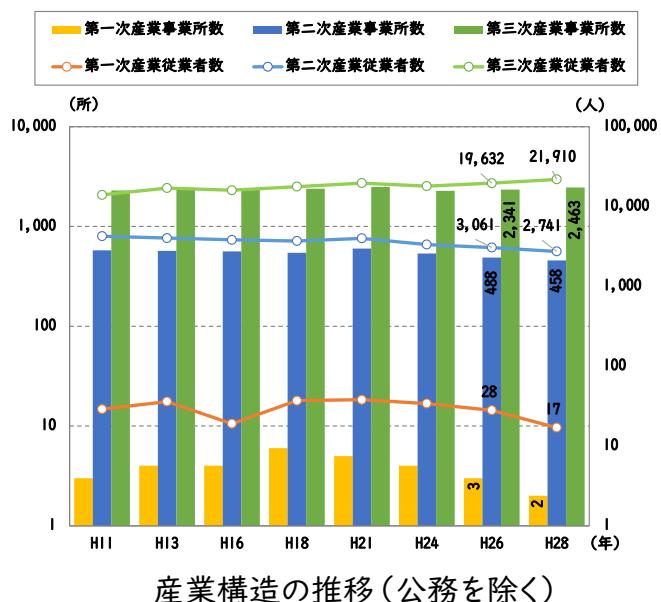


出典: 統計ふじみ

② 産業構造の変化

農業を中心とした第一次産業と、建設業や製造業などの第二次産業の事業所数及び従業員数はわずかに減少傾向となっています。

商業を含む第三次産業の事業所数及び従業員者数はわずかに増加傾向にあり、平成 27(2015)年 4月の大型ショッピングモールの開業が背景にあると考えられます。



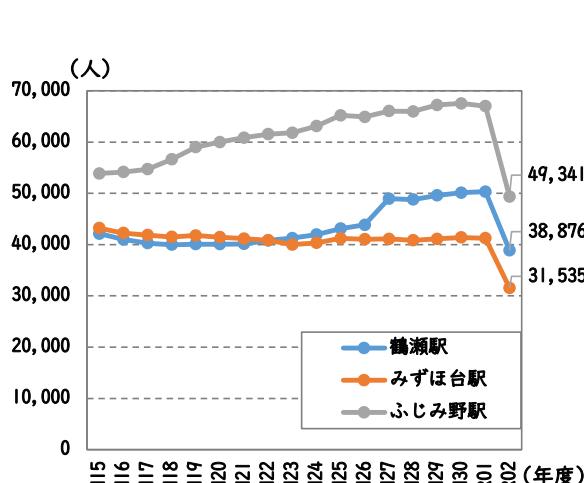
出典:平成 18 年まで 事業所・企業統計調査
平成 21 年以降 経済センサス
(経済産業省)

③ 社会資本整備

市内には「鶴瀬駅」、「みずほ台駅」、「ふじみ野駅」の3つの駅があり、1 日平均乗降者客数は平成 27(2015)年以降、概ね横ばいで推移していましたが、令和元(2019)年 12 月に確認された新型コロナウイルス感染症の流行によるテレワーク等の増加により、令和2(2020)年度は市内すべての駅で大きく減少しています。

市道の舗装や歩道の整備を進めており、令和 3(2021)年度において舗装率 78.4%、歩道等設置率は 10.1%となっています。

公園・緑地の面積は、平成 30(2018)年度比で保存樹林が 0.3ha、緑の散歩道が 0.1ha の減少となっていますが、土地区画整理等による公園・緑地の整備を進めており、街区公園で 2箇所 0.3ha、都市緑地で 1箇所 4.0ha の増加となっています。



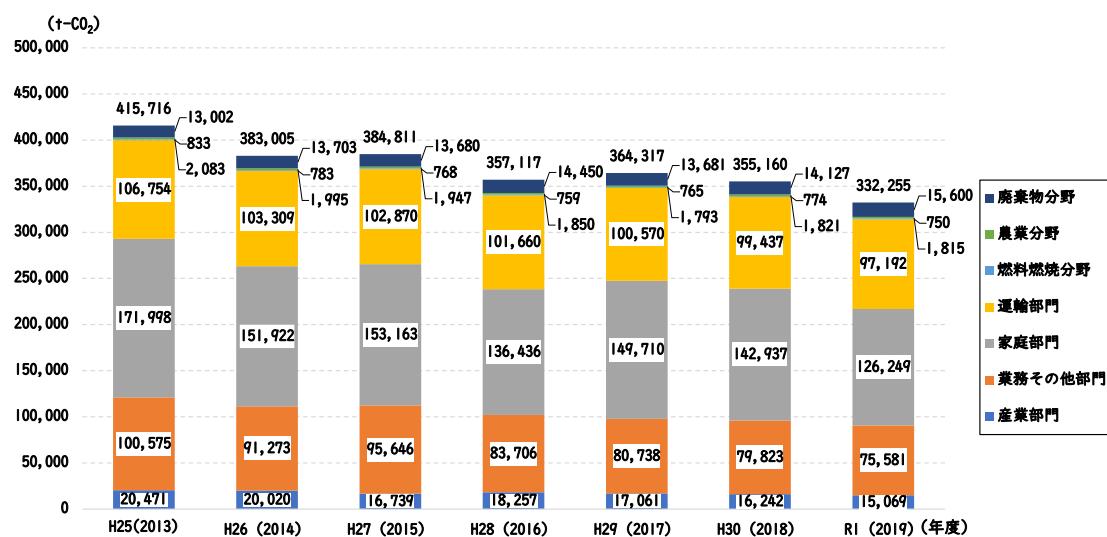
出典:埼玉県統計年鑑(埼玉県)

区分	H30 (2018)		R3 (2021)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
街区公園	31	6.5	33	6.8
近隣公園	4	5.0	4	5.0
歴史公園	2	5.8	2	5.8
都市緑地	16	18.8	17	22.8
地区公園	1	4.7	1	4.7
保存樹林	14	3.9	14	3.6
緑の散歩道	3	0.7	3	0.6
市民緑地	4	1.9	4	1.9

出典:富士見市の環境

④ 温室効果ガス排出量

市域から排出される温室効果ガスを算定した結果、平成 25(2013)年度をピークに若干の増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。平成 25(2013)年度と令和元(2019)年度を比較すると、家庭部門⁶、業務その他部門⁷が大きく減少しているものの、主な排出源はこれら 2 部門と運輸部門⁸の計 3 部門で約 90%を占めており、各家庭や事業所の電気使用量、自動車燃料使用量の更なる削減が求められます。



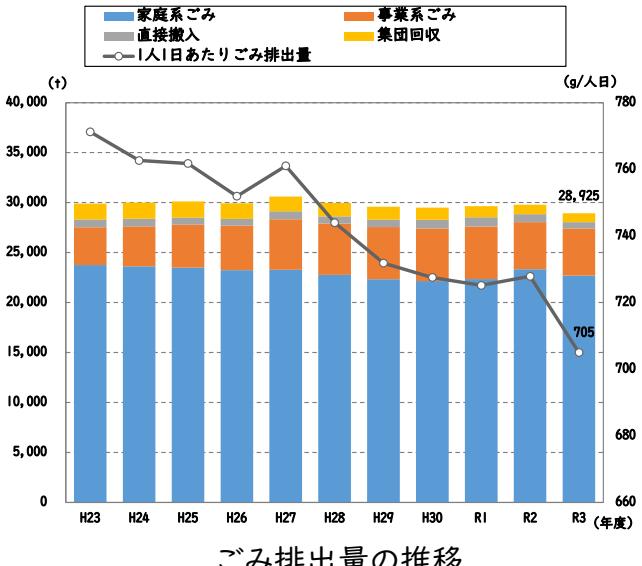
市域から排出される温室効果ガスの推移

注:算定手法マニュアルの一部変更に伴い、温室効果ガス排出量を再算定しています。

⑤ ごみ排出量

①人口・世帯数の推移にもあるとおり、人口及び世帯数は増加傾向を示していますが、ごみの総排出量はわずかながら減少傾向を示しています。

これに伴い、令和 3(2021)年度(速報値)における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 705g となり、令和 2(2020)年度に引き続き、県内で最も少ない排出量となっています。



出典:一般廃棄物処理実態調査結果
(環境省)より一部編集ほか

⁶ 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。

⁷ 事務所・ビル・商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。

⁸ 自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。富士見市の場合は自動車と鉄道からの排出。

(3) 自然的条件

① 湧水

湧水は、生態系を含む自然環境や地域の生活・文化と深い関わりを持っており、富士見市においても身近な水源や生活の場として親しまれてきました。

令和3(2021)年度の調査では29箇所の湧水が確認され、平成29(2017)年度の調査と同様の確認数となっており、確認された湧水の中にはサワガニなどの貴重な生きものの生息場所となっているものもあります。

また、近年ではその緊急・災害時における生活用水、環境学習の教材、観光資源としての役割も注目され、湧水の保全と活用の必要性が高まっており、市は令和3(2021)年度に湧水と緑の活用について具体的に示す「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を策定しました。



No.	地点名		湧出量 (L/min)	水温 (°C)	水素イオン 濃度(pH)	アクセス	親水性	動物の 生息環境
1 (民地)	下の水車	東側	21.6	18.2	6.5	△	△	◎
		西側	31.8	19.7	6.9	△	○	◎
2	下鶴馬氷川神社		計測不可	19.6	6.6	○	×	◎
3	谷津の森公園		計測不可	18.0	6.09	×	×	◎
4	雲居の滝		414	18.5	5.96	○	△	◎
5	諏訪氷川神社裏		72	18.5	6.04	○	○	◎
6	民地		25.8	17.8	6.6	×	×	○
7	山室地蔵堂		4.5	18.4	6.6	×	△	○
8	民地		78	18.0	6.5	×	×	○
9	民地		計測不可	17.9	6.1	×	×	○
10	関口不動堂下		4.62	18.5	6.0	○	×	×
11	西桜井		120	18.8	6.8	○	○	×
12	上の水車 (江川親水公園)		57.6	18.3	6.1	○	○	○
13	関戸坂下(民地)		2.64	18.5	6.2	×	×	△
14	中の水車(民地)		計測不可	計測不可	計測不可	○	×	×
15	中の水車(民地)		計測不可	21.0	6.3	×	×	△
16	民地		120	19.0	6.2	×	×	○
17	民地		1.1	21.3	6.5	×	×	×
18	中の水車 (こばと保育園)		210	20.2	6.23	○	○	△
19	中の水車		15.2	20.3	6.4	○	×	×
20	来迎寺下		66	18.7	6.39	○	○	△
21	上井戸		102	17.7	6.1	○	○	△
22	大應寺		計測不可	17.5	6.26	○	○	×
23	神明社		計測不可	21.2	6.59	○	×	×
24	台下(石井緑地公園)		76.7	18.0	6.37	○	○	◎
25 (民地)			8.19	22.8	6.9	×	×	△
			3.88	20.0	6.9			
26	性蓮寺		78	20.8	6.3	○	○	△
27	おいど		222	17.6	6.03	○	○	○
28	別所水神		計測不可	18.9	6.0	○	○	○
29	クリカラ不動 (栗谷津公園)		474	18.0	6.03	○	○	△

注: アクセス:湧水地点への行きやすさで、○:可、△:可(制限あり)、×:不可を示しています。

親水性:水とのふれあいのしやすさで、○:可、△:可(制限あり)、×:不可を示しています。

動物の生息環境:湧水地点とその周辺での小動物や昆虫類などの生息環境として、◎:樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測でき、実際に生きものが確認できた、○:樹林に囲まれているなど良好な生息環境と推測できる、△:限られた動物の生息環境として適していると推測できる、×:人工構造物が多いなど生息環境として適していないを示しています。

注:湧出量が「計測不可」となっている箇所は、湧出量がごくわずかなことから計測ができなかった箇所となります。

② 動植物

起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

令和3(2021)年度に実施した調査では、植物 391 種、哺乳類 9 種、両生類 5 種、爬虫類 8 種、鳥類 68 種、昆虫類 544 種、魚類 21 種、底生動物 87 種が確認されました。

これらの多くは、水辺環境を好む生きものであり、河川や水田等が多くある富士見市の環境を反映した結果となっています。

確認された種の中には絶滅の危惧に瀕している貴重な動植物も確認されているほか、一部の湧水地ではサワガニなど、湧水の豊富な富士見市ならではの生きものも見られました。



ナゴヤサナエ



キツネノカミソリ



オオヨシキリ



アズマヒキガエル



シマヘビ



ミナミメダカ

③ 気象、大気質、水質

年間平均気温と年間降水量は、ともに変動を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。

大気質の状況を把握するため毎年度、二酸化窒素濃度を主要交差点とバックグラウンド地点で測定を行い、その数値は環境基準⁹を満たし、更に減少傾向にあることから、ばい煙等に関する規制や低公害車の普及による効果が表れていると考えられます。

河川環境の状況把握として毎年度、水質調査を実施し、水質汚濁の状況を確認しています。経年変化をみると、BOD¹⁰は唐沢堀については変動が大きく環境基準を超えるときがあるものの、その他の河川は低い値で推移しており、DO¹¹はわずかに上昇傾向にあることが伺えます。

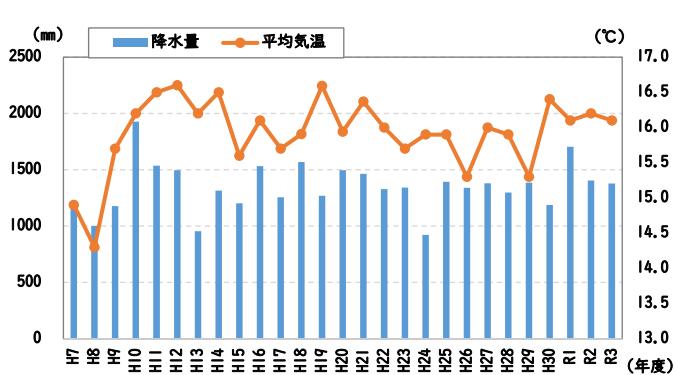
これらは、水質が改善傾向にあることを示しており、これまでの水質保全の取組成果と考えられます。なお、類型指定¹²されている新河岸川及び柳瀬川はともに環境基準を満たしています。

⁹ 「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「大気の汚染」「水質の汚濁」「土壤の汚染」「騒音」の 4 種類について定められている。(環境基本法第 16 条第 1 項)

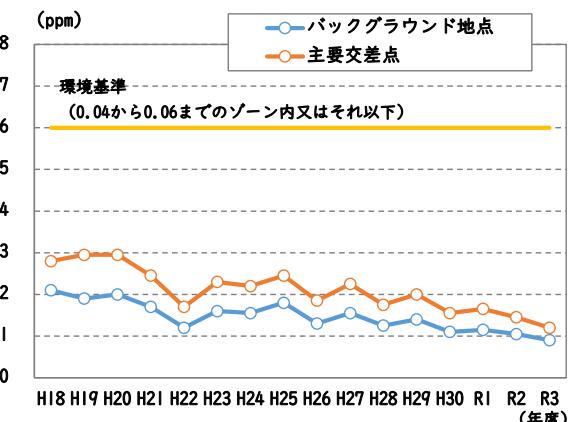
¹⁰ 生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物を微生物が分解するときに消費する酸素の量を表す。

¹¹ 溶存酸素量のこと。水中に溶け込んでいる酸素の量を表す。

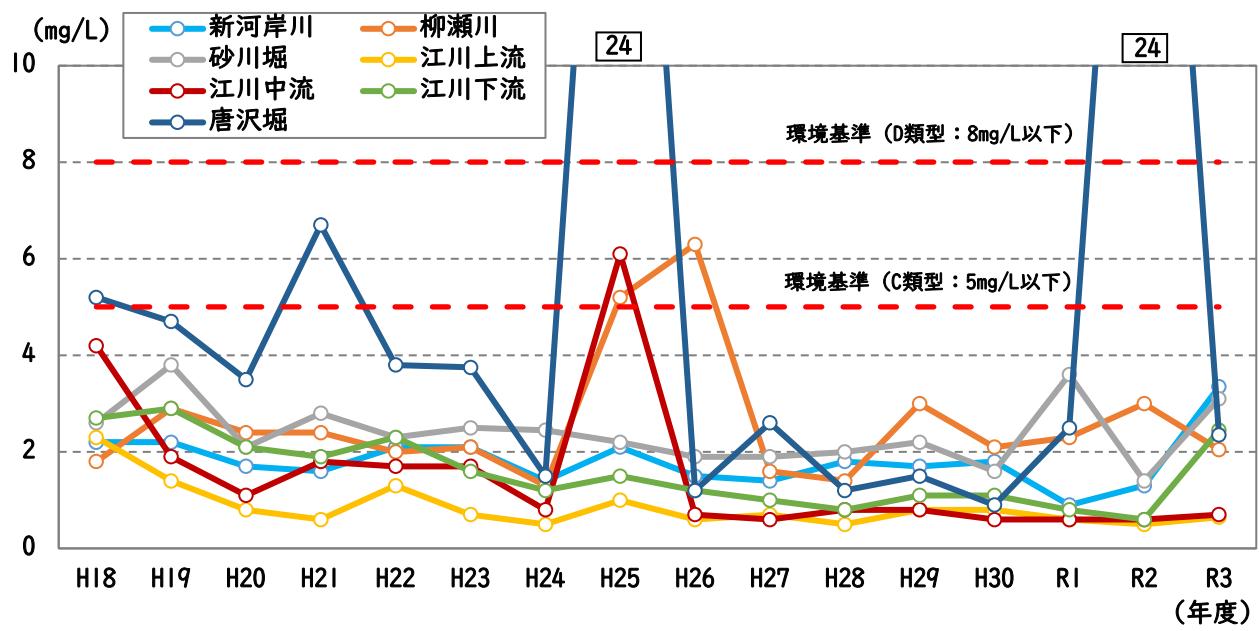
¹² 指定された水域に適用される生活環境項目(BOD, DOなど)に関する基準。水域ごとに類型(等級)が定められ、それぞれ類型ごとに異なる基準値が定められている。



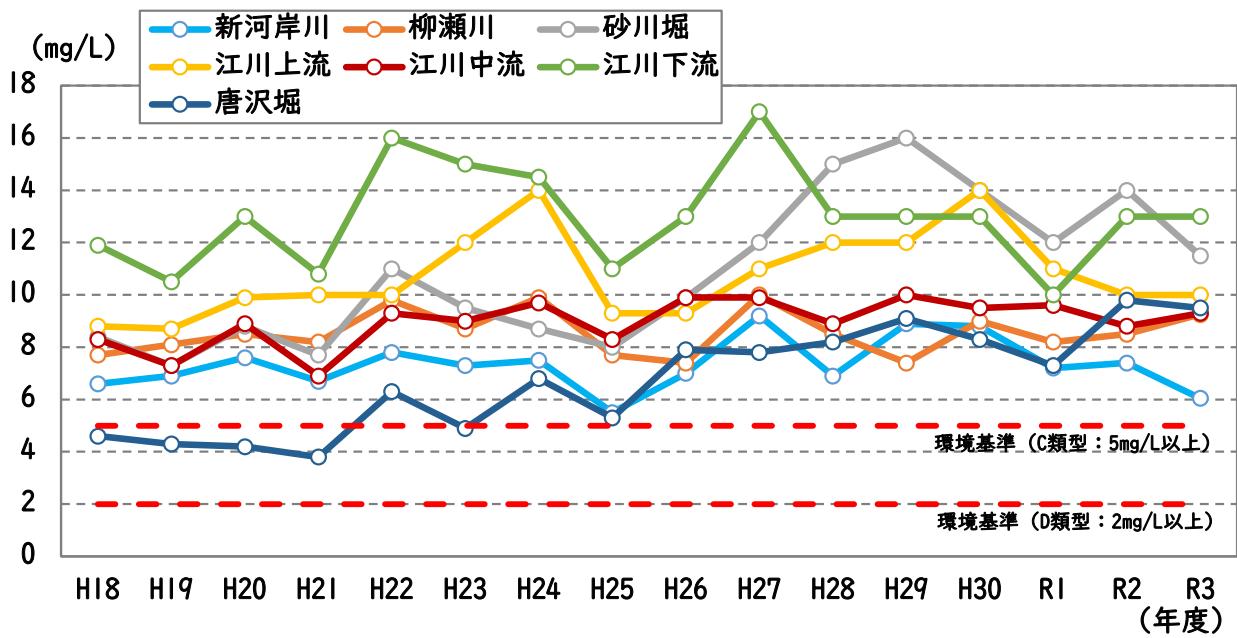
出典:統計ふじみ



出典:統計ふじみ



出典:統計ふじみ



注:各年度 7月及び2月のデータ平均値

出典:統計ふじみ

④ 歴史・文化

富士見市には、水子貝塚公園（国指定史跡）及び難波田城公園（県指定旧跡）の2つの歴史公園があり、当時の生活様式や市の歴史を垣間見ることができます。

これらの歴史公園には緑も多く残されており、様々な生きものの生息場所としても重要なものとなっています。



水子貝塚公園



難波田城公園

第3章　これまでの取組評価と課題

1. 第2次富士見市環境基本計画(改定版)における進捗状況の評価

本計画の策定にあたり、第2次計画(改定版)における施策の進捗状況を以下のとおり整理しました。

(1) 進捗状況及び評価の流れ

第2次計画(改定版)の施策の進捗について、各担当課による取組実績などを踏まえ、環境にやさしい都市づくり検討委員会及び富士見市環境審議会において以下のとおり、進捗内容の確認・評価を行いました。

(2) 評価期間

評価期間は第2次計画(改定版)の計画期間である平成30(2018)年度から実績の把握が可能な直近年度となる令和3(2021)年度の4年間としました。

(3) 達成の評価基準

施策の達成状況について、取組実績値や取組内容をもとに総合的に判断し、全34の施策について5段階評価を行いました。

評価点	評価基準
5	施策目標を達成している。又は目標を大きく超えている。
4	施策目標をほぼ達成し、問題なく順調に推移している。
3	概ね順調に推移しているが課題がある。
2	事業は実施しているが、十分な成果、水準まで達していないなど、改善が必要。
1	未着手、中止、延期、検討段階など。

(4) 評価の総括

施策の評価について、基本目標及び評価点ごとに整理を行いました。評価の結果、基本目標1「まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します」が最も高い評価点となり、基本目標2「自然と共生するまちを目指します」が最も低い評価点となりました。

評価点	基本目標1 (基本方針1~4) 施策数:11	基本目標2 (基本方針5~7) 施策数:11	基本目標3 (基本方針8~9) 施策数:5	基本目標4 (基本方針10~12) 施策数:7	計 〔全34施策に 対する割合〕
5	2	0	0	0	2 (5.9%)
4	3	2	0	2	7 (20.6%)
3	4	6	5	4	19 (55.9%)
2	2	3	0	1	6 (17.6%)
1	0	0	0	0	0 (0%)
基本目標 ごとの平均値	3.5	2.9	3.0	3.1	

各施策の状況及び評価を踏まえ、特に改善が必要な施策について取組の見直しなどにより、施策の推進に取り組みます。

(5) 評価結果

■基本目標Ⅰ まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

基本方針1 資源を大切にしよう

状況	省エネルギーの推進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス排出量は減少傾向となっているが、富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、中間目標として平成29（2017）年度の排出量を平成26（2014）年度比で13.0%削減としていたが目標を達成することができなかった。・令和4（2022）年3月に策定した第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、温室効果ガス削減目標を国の目標に沿う形で大きく引き上げたため、達成に向けた公共施設への創エネ機器の設置や公用車における次世代自動車への転換など、これまで以上に効果的な施策の実施が必要となっている。・県内他市と協力しエコアクション21の登録・研修会を継続し、環境に配慮した事業活動の支援を行った。・市民・事業者・行政の協働により、「エコライフDAY埼玉」をはじめとした、市民の環境意識向上の周知・啓発によりエコライフを通じた省エネを推進することができた。・民間事業者と連携し、令和3（2021）～4（2022）年度にシェアサイクルの事業実証実験を行い、市内に約20箇所のステーションが設置された。実験の結果を踏まえた今後の施策を検討すると共に、活用を促す取組を検討する。
	再生可能エネルギーの活用 評価 4 <ul style="list-style-type: none">・市独自の施策として、再生可能エネルギー機器や次世代自動車、充給電設備などの導入に対し、補助を行った。令和4（2022）年度のゼロカーボンシティ宣言に合わせ補助対象機器・補助対象者を大幅に拡充し、県内自治体でトップの補助対象メニュー数となり、再生可能エネルギーの活用を進めている。・公共施設への再生可能エネルギー機器・次世代自動車の導入に向け、第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定・推進に合わせ、再生可能エネルギー機器の設置や次世代自動車導入のための施策をスタートさせた。
	資源の活用 評価 4 <ul style="list-style-type: none">・令和3（2021）年度より事業者との連携により、公共施設から排出される食品廃棄物（約110t）を活用したバイオガス化を開始し、廃棄物の削減を進めている。・落ち葉の堆肥化を継続しており、資源循環を通じた環境意識の向上につながるよう努めている。

基本方針2 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう

状況	社寺林・斜面林・緑地の保全 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・緑地面積の維持のため、保存樹林の指定によるメリットの更なる周知・啓発を継続。市内の保存樹林面積については、14箇所のうち2箇所において指定の一部解除があつたことで減少となった。・緑地保全基金等を活用し、関沢の市民緑地や鶴馬地区の湧水ポイントを含んだ緑地の取得により緑地の公有化を進めている。今後も計画的な取得による保全を進めていく。
	緑化の推進 評価 2 <ul style="list-style-type: none">・公共施設の壁面緑化については、ネットなどの備品の支給や実施施設への要望調査など毎年度のフォローアップの拡充により、平成30（2018）年度の15施設から令和3（2021）年度には31施設と実施施設数が大幅に増加した。・公共施設における屋上緑化については、現状施設では課題が多く、実施には至らなかった。今後、新庁舎整備・大規模改修に合わせ検討する。・市民に対し、ヘチマの種の無料配布を継続。緑化の推進のため事業の拡大を検討する。・市民・事業者に向けた生け垣設置奨励補助については、補助実績が少なく、周知・啓発の工夫と補助内容の再検討が必要である。

基本方針3 ごみを減らそう

	4Rの推進 評価 5 <ul style="list-style-type: none">・ごみの総排出量は平成30(2018)年度の29,490tから令和3(2021)年度の28,925tと減少しており、当市における令和3(2021)年度の1日1人当たりの排出量は県内で最も少ない数値となった。更なる削減に向け、資源としての有効活用や広域的な地域循環の構築の検討を進める。・食品ロスの削減のため、令和2(2020)年度からフードドライブ事業を開始し、令和2(2020)年度は582点、令和3年度(2021)年度は1,203点の受け入れとなった。
状況	生ごみの水切り・堆肥化の推進 評価 5 <ul style="list-style-type: none">・令和3(2021)年度より事業者との連携により、公共施設から排出される食品廃棄物(約110t)を活用したバイオガス化を開始し、廃棄物の削減を進めている。(再掲)・毎年度、市民協働による生ごみの水切り運動を実施。更なる推進に向け、生ごみの水切りモニター施策などにより展開していく。
	エコライフの推進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・基本方針1の『省エネルギーの推進』参照

基本方針4 スマートムーブに取り組もう

	スマートムーブの実践に向けた整備 評価 4 <ul style="list-style-type: none">・市立駐輪場の空き情報やキャンセル待ち台数などの情報を積極的に提供し、スマートムーブの推進に努めた。・民間事業者と連携し、令和3(2021)～4(2022)年度にシェアサイクルの事業実証実験を行い、市内に約20箇所のステーションが設置された。実験の結果を踏まえた今後の施策を検討するとともに、活用を促す取組を検討する。(再掲)
状況	環境配慮型自動車・運転の推進 評価 2 <ul style="list-style-type: none">・令和2(2020)年度に公用車へ電気自動車(1台)の導入を開始した。・市独自の施策として、再生可能エネルギー機器や次世代自動車、充給電設備などの導入に対し、補助を行った。令和4(2022)年度のゼロカーボンシティ宣言に合わせ補助対象機器・補助対象者を大幅に拡充し、県内自治体でトップの補助対象メニュー数となり、再生可能エネルギーの活用を進めている。(再掲)・令和2(2020)年度に建設作業に使用する9台の公用車のうち、4台を低公害車に更新した。
	スマートムーブの推進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・平成29(2017)年度にデマンド交通(タクシー)の実証実験を開始し、市民の交通利便性の向上を進めている。・大型ショッピングモールの開業により市内のバス路線が変化したため、令和4(2022)年度の市内循環バスのダイヤ改正に向け、適切な運行体制の検討を行った。・民間事業者と連携し、令和3(2021)～4(2022)年度にシェアサイクルの事業実証実験を行い、市内に約20箇所のステーションが設置された。実験の結果を踏まえた今後の施策を検討するとともに、活用を促す取組を検討する。(再掲)

■基本目標2 自然と共生するまちを目指します

基本方針5 生き物を守り育てよう

状況	みどりの保全 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・基本方針2の『社寺林・斜面林・緑地の保全』参照
	生態系の保全 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・諏訪の森や石井緑地公園で行われる自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対する事業協力を実施。今後は、協働事業提案制度などを用いた新たな支援の仕組みを検討する。・富士見ふるさと祭りのエコ広場に、自然環境の保全活動等に取り組んでいる団体に対し出展ブースを用意し、啓発活動の場を提供した。・令和3(2021)年度に、市内の動植物調査を実施。継続的に動植物の生息・生育状況の把握に努めた。・令和3(2021)年度に湧水と緑の活用基本方針を策定し、湧水の活用や湧水周辺の環境保全の取組を進めた。
	外来種対策の推進 評価 4 <ul style="list-style-type: none">・特に特定外来生物であるアライグマの捕獲体制を強化したこと、平成30(2018)年度の23頭の捕獲から令和3(2021)年度には84頭を捕獲し、外来種対策を推進した。・生態系への被害が懸念される植物であるナガミヒナゲシの除去については、令和元(2019)年度から継続的に情報を提供しており、道路・公共施設における除去を進めている。

基本方針6 里地里山を守り育てよう

状況	生物多様性の保全 評価 2 <ul style="list-style-type: none">・基本方針2の『社寺林・斜面林・緑地の保全』及び基本方針5の『生態系の保全』参照・子ども向け環境基本計画(概要版)を作成し、毎年小学生に配布し、生物多様性の保全も含めた環境教育を推進した。
	湧き水の保全と啓発 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・令和3(2021)年度に湧水と緑の活用基本方針を策定し、湧水の活用や湧水周辺の環境保全の取組を進めた。(再掲)・市内の湧水の現状を把握するため、令和3(2021)年度に湧水調査を実施。平成29(2017)年度と同数の湧水箇所を確認することができたが、湧水量の減少が見られたことから、市の地域資源でもある湧水及び湧水周辺の環境保全に取り組んでいく。
	景勝地・文化財の保全 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・富士見市の原風景である里地里山の自然や文化を次世代に残すため、埼玉県景観条例・計画や指定文化財制度などに基づく指導を実施した。
	環境配慮型農業の推進 評価 4 <ul style="list-style-type: none">・自然環境に配慮した農業の推進や景観形成のため、減農薬による農作物の作付や菜の花を緑肥にする取組を支援した。・埼玉県特別栽培農産物認証制度やエコファーマー認定制度を周知した。・令和3(2021)年度は147名に対しきず麦の配布を継続し、冬場の農地の土埃対策や緑肥作物の栽培を推進した。・環境に配慮した農業経営を支援するため、生分解性マルチフィルムの導入に対する補助の検討を実施。
	地産地消の推進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・臨時農産物直売所「つきいち」の開催のほか、市内開催のイベントなどにおいて地元農産物や特産品のPR・販売を行った。・市の特産物であることをPRするシールの作成・配布など、地元農産物や特産品のブランド化に取り組んだ。・学校給食に地元農産品を取り入れた給食づくりにより、地産地消に努めた。・経営農地は510ha(平成27(2015)年)から463ha(令和2(2020)年)に減少となった。既存農家や新たな農業の担い手を支援するための補助制度などにより、農業支援を継続していく。
	有害鳥獣対策の促進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・農業や家屋の鳥獣被害対策のため、特定外来生物であるアライグマの捕獲体制の強化を行った。その他の鳥獣についても有害鳥獣捕獲許可制度による対策に努めた。

基本方針7 水環境を大切にしよう

状況	水辺環境の保全と活用 評価 2 <ul style="list-style-type: none">・川の国応援団など、水辺環境に関する取組の周知を行うほか、川の国応援団の活動を支援するため、埼玉県・川の国応援団・市による覚書を結び、水辺環境の保全活動の支援を行った。
	生活排水処理対策の推進 評価 2 <ul style="list-style-type: none">・浄化槽の法定検査の受検率向上に向け、広報やホームページによる周知、市民からの相談による個別訪問を行った。しかし、受検率は県内最下位となっており、浄化槽事務を所掌する埼玉県との連携した取組により受検率向上を図る。・公共下水道整備済区域における公共下水道への接続を促すための個別訪問を行い、令和3(2021)年度時点では99.1%の水洗化率となつた。

■基本目標3 快適な生活を送れるまちを目指します

基本方針8 快適な生活空間を創ろう

状況	公園・緑地等の整備 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・用地取得などにより、公園や緑地等の面積は約43.4ha(平成30(2018)年度)から約47.6ha(令和3(2021)年度)と増加となった。・市民・事業者に向けた生け垣設置奨励補助については、補助実績が少なく、周知・啓発の工夫と補助内容の再検討が必要である。(再掲)・町会、ボランティア団体等により、花壇・公園の管理を行っているが、活動団体が減少傾向となっており、新たな参加者の確保及び支援方法の検討が必要となっている。
	きれいなまちづくりの推進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・地域における環境美化活動を推進するため、町会等が実施しているクリーン作戦に対し、ごみ袋の配布や回収したごみの収集などの支援を継続した。令和3(2021)年度は29団体によるクリーン作戦が行われたが、新型コロナウイル感染症拡大の影響により、平成30(2018)年度の約3割となっている。・空き家による生活環境の悪化に対応するため、平成30(2018)年度に空家総合窓口を設置した。令和3(2021)年度には、81件の空き家の所有者に対し適正に管理するよう通知した。引き続き、所有者への迅速な働きかけにより、早期の問題解決を図っていく。
	不法投棄対策の強化 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・不法投棄防止看板の設置や配布を継続するとともに、投棄されやすい場所を中心に定期的なパトロールを実施。不法投棄発生件数はここ数年、100件程度で横ばいの傾向となっている。

基本方針9 健全な生活を送ろう

状況	身近な生活環境の保全 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・公害の発生を未然に防ぐため広報やホームページなどによる周知・啓発を図っているが、大気汚染(主に野外焼却)に関する相談をはじめとして、相談件数は増加傾向となっている。・毎年実施している、二酸化窒素濃度・ダイオキシン類濃度については、いずれも環境基準を下回る結果となっている。
	有害化学物質対策の促進 評価 3 <ul style="list-style-type: none">・公共施設におけるシックハウス対策として、施工終了時に室内の空気測定を実施し、測定結果が指針内であることの確認を行っている。・アスベストの飛散防止のため、飛散防止対策に関する補助制度などの周知を継続している。

■基本目標4 みんなで学び、行動するまちを目指します

基本方針10 みんなで力を合わせて行動しよう

状況	地球温暖化防止活動の活性化 評価 3 <ul style="list-style-type: none">·ここ数年の地球温暖化対策に関する環境講座は、コロナ禍ということもあり、一人ひとりの生活の中で実践することができる行動を取扱っている。動画配信とすることで、会場開催よりも多くの方への普及啓発につなげることができた。·富士見市環境施策推進市民会議との協働による「エコライフDAY埼玉」の取組推進により、県内トップの参加者数となるなど、協働による環境保全活動の実践の拡充に向け、普及啓発を継続する。·基本方針1『資源を大切にしよう』及び基本方針2『温室効果ガス吸収源対策に取り組もう』参照
	環境保全活動の活性化 評価 4 <ul style="list-style-type: none">·各町会の代表、一般公募の市民、事業者、行政で構成される協働団体である富士見市環境施策推進市民会議において、美化推進や地球温暖化対策などの啓発活動を続けている。·小型家電の宅配便による回収や、生ごみのバイオガス化など、民間事業者と連携した取組の開始を皮切りに、官民連携による環境ビジネスの更なる促進について、先進自治体の取組などを参考に検討を進めていく。
	地域連携の推進と情報交換 評価 3 <ul style="list-style-type: none">·各公民館において、地域の特色に合わせた地域交流の場づくりとなる事業を開催することができた。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止が相次ぎ、感染対策と事業の両立を検討する必要がある。·富士見市環境施策推進市民会議において、全体活動の他に、地域ごとのブロック会議やクリーン作戦を開催し、意見交換を行っている。

基本方針11 環境について学ぼう・話し合おう

状況	環境リーダー育成の整備 評価 2 <ul style="list-style-type: none">·富士見市環境施策推進市民会議との協働による環境講座・啓発事業などを通じ、参加者の知識・意識の向上を図り、富士見市の環境リーダーとして活動を行っている。·富士見市市民人材バンクにおいて、市民間における様々な学び合いが行われてるが、環境に関する人材バンク登録者が少ない状況となっている。
	環境教育の場の整備 評価 3 <ul style="list-style-type: none">·環境講座やまちづくり講座(出前講座)の推進により、環境学習や環境教育の場の整備に努めた。また、学校では、環境に関わる事業者を学校に招いたり事業所を訪問するほか、学校ファームを活用した取組も実施した。·市の水生生物調査を体験する「川の生きもの観察会」を継続して開催しており、毎年度、定員を上回る応募状況となっている。·富士見市環境施策推進市民会議と各種協働事業を展開しているが、市民人材バンクとの連携が図れていない。

基本方針12 みんなで計画を実行し、評価しよう

状況	具体的な目標の設定 評価 3 <ul style="list-style-type: none">·現計画には数値目標がないため、評価が難しい状況となっている。第3次環境基本計画策定に併せ、施策の進捗を管理・評価するための数値目標の設定を検討していく。
	市民・事業者・行政連携の推進 評価 4 <ul style="list-style-type: none">·富士見市環境施策推進市民会議などにおいて、市民・事業者・行政間の連携を図るとともに、地域ごとの実情に応じた取組に関して相互に支援を進めている。

2. 環境に関するアンケート調査結果(概要)

本計画の策定にあたり、令和3(2021)年度に市民、事業者、児童(小学5年生)及びその保護者を対象に環境に関するアンケート調査を実施し、環境に関する意識の傾向などを明らかにしました。アンケートの対象と回収結果、調査結果(概要)は以下のとおりです。

調査対象	配布数	回収数(回収率)	有効回収数(有効回収率)	抽出方法
市民	1,000	335(33.5%)	333(33.3%)	市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出
事業者	200	63(31.5%)	62(31.0%)	市内在所の事業所から無作為抽出
児童 保護者	388	360(92.8%)	児童:360(92.8%) 保護者:355(91.5%)	市内市立小学校在学の5年生 全児童及びその保護者

調査方法:市民及び事業者は郵送配布・回収、児童は学校を経由し配布・回収

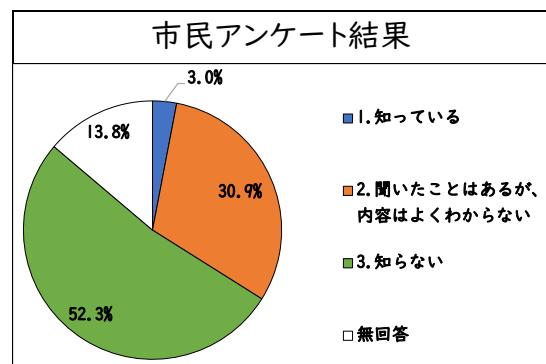
調査期間:市民及び事業者は令和3(2021)年10月11日~31日、児童は令和3(2021)年10月11日~29日

(1) 環境基本計画の認知度

■ 富士見市環境基本計画をどれくらい知っているか

市民アンケートにおいて環境基本計画の認知度を問う設問では、知っていると答えたのは約30%、知らないと答えたのは約50%であり、市民の間では環境基本計画そのものの認知度が低いと考えられます。

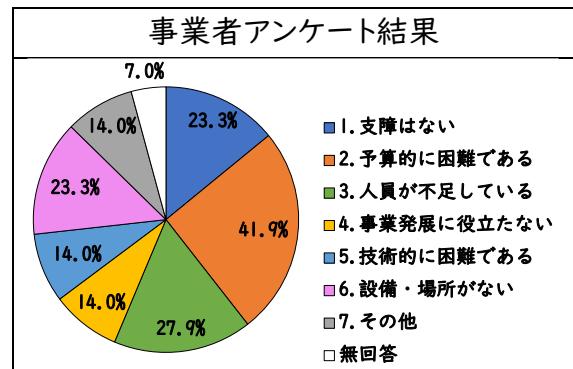
本計画の取組を実現させるには市民との協働が不可欠であることから、認知度を高めることが必要です。



(2) 環境配慮への取組で困難なこと

- 事業所が環境に配慮した取組を実行する際に、支障となること

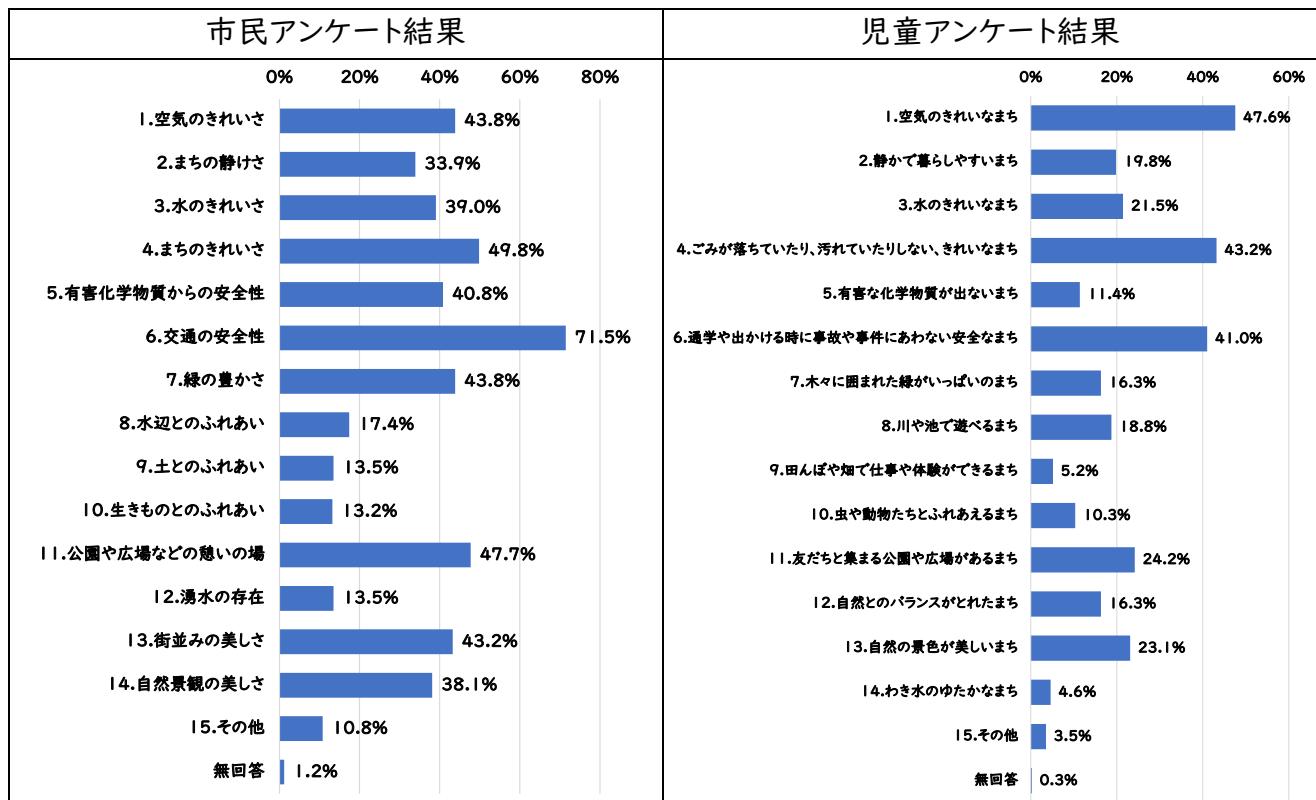
環境に配慮した取組を実行していくうえで、支障となる原因についての項目では、「2.予算的に困難である」が41.9%と最も多い結果となり、費用面での支障が大きいと考えられます。



(3) 将来の富士見市に求めるもの

- 将来の富士見市の環境に重要だと思うもの

将来の富士見市の環境に重要だと思うものについての設問では、市民アンケートでは「交通の安全性」と回答した割合が最も高く、児童アンケートでは「空気のきれいなまち」と回答した割合が最も高くなっています。

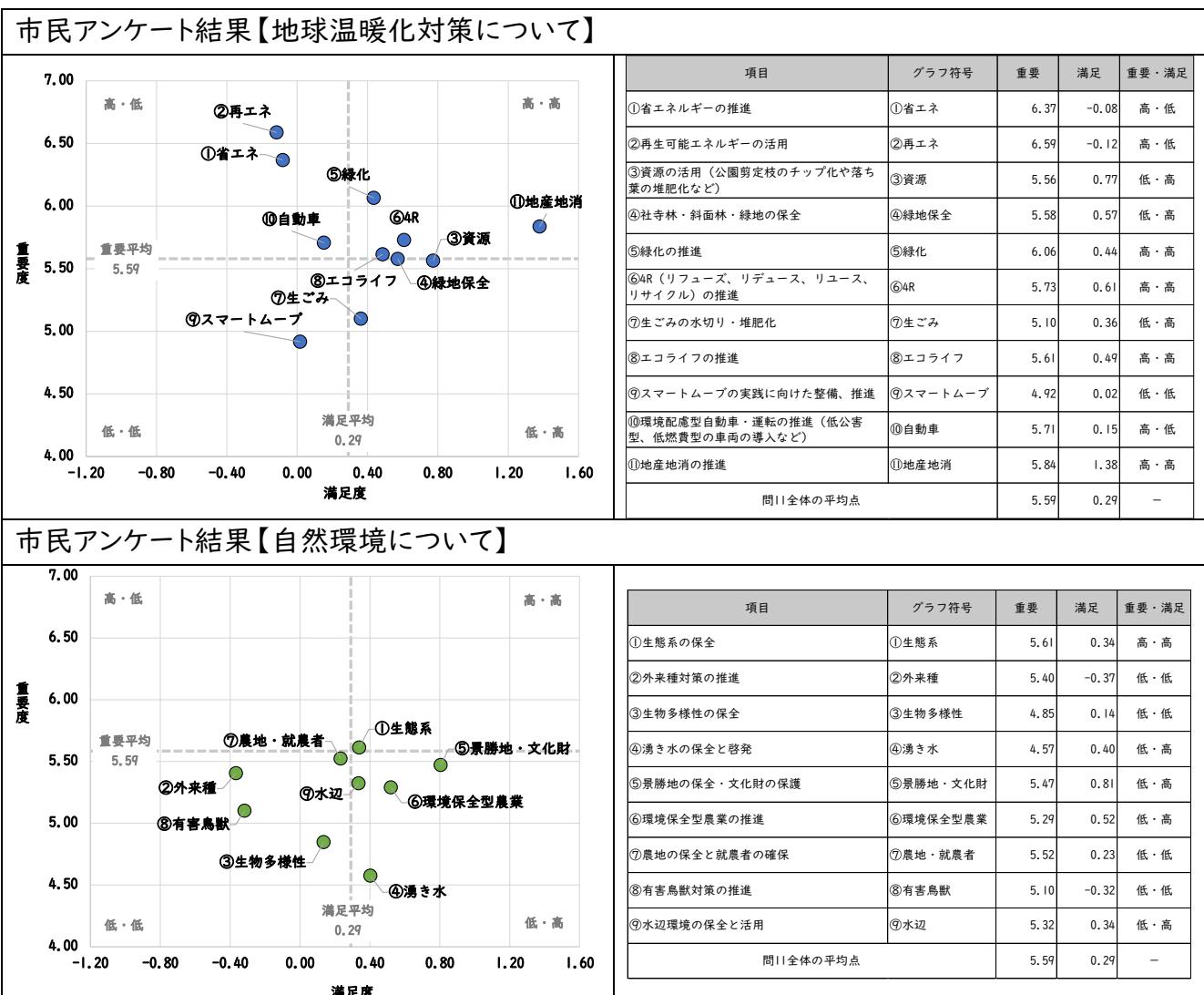


(4) 市が実施している取組に対する満足度及び重要度

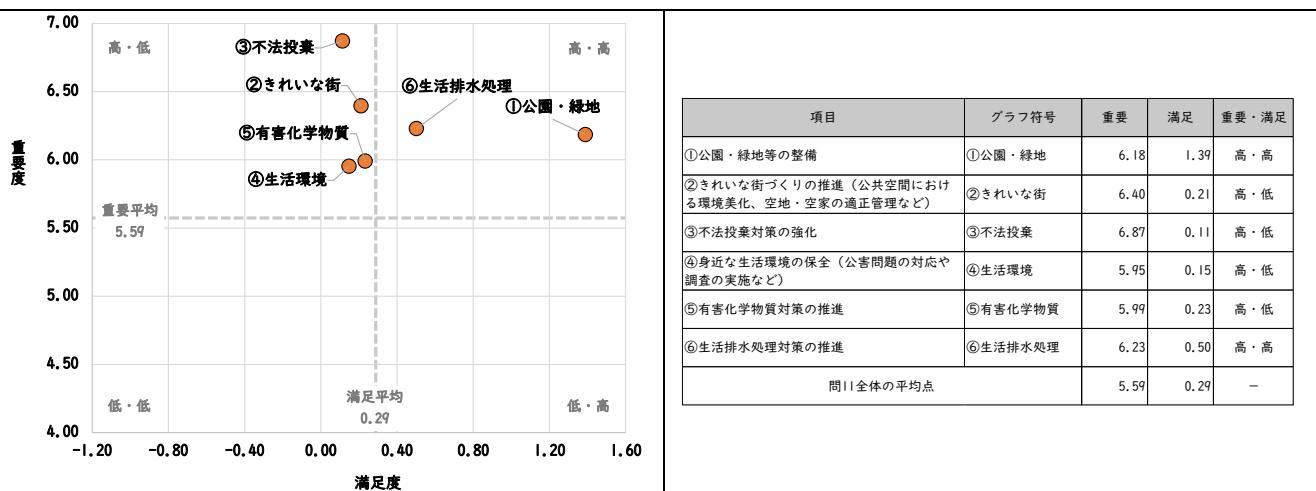
市民アンケートにおいて「地球温暖化対策について」、「自然環境について」、「生活環境について」及び「環境教育・環境保全活動について」の各項目の重要度と満足度について、右に示す回答ごとに配分された点数(ウェイト)を各回答の割合に掛けて合算した加重平均で比較したところ、特に市の課題と考えられる「重要度が高く満足度が低い」項目は、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの活用」、「環境配慮型自動車・運転の推進」、「不法投棄対策の強化」、及び「環境保全活動の活性化」などとなりました。

加重平均
満足・重要:10点
やや満足・やや重要:5点
どちらともいえない:0点
やや不満・あまり重要でない:-5点
不満:重要でない:-10点

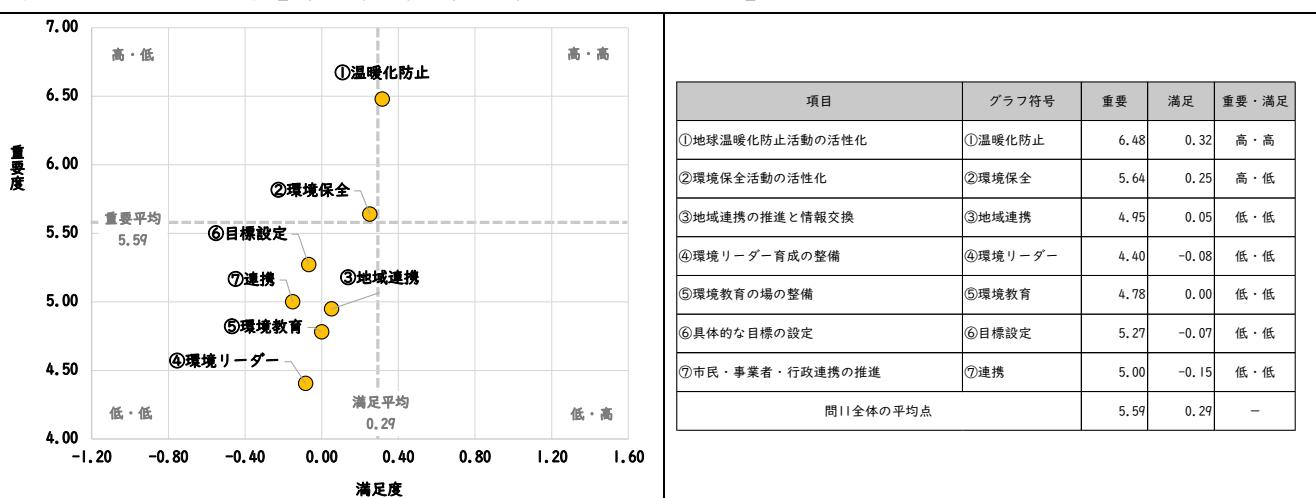
全体としては、重要度の平均点数に対して満足度の平均点数が低い結果となりました。



市民アンケート結果【生活環境について】



市民アンケート結果【環境教育・環境保全活動について】

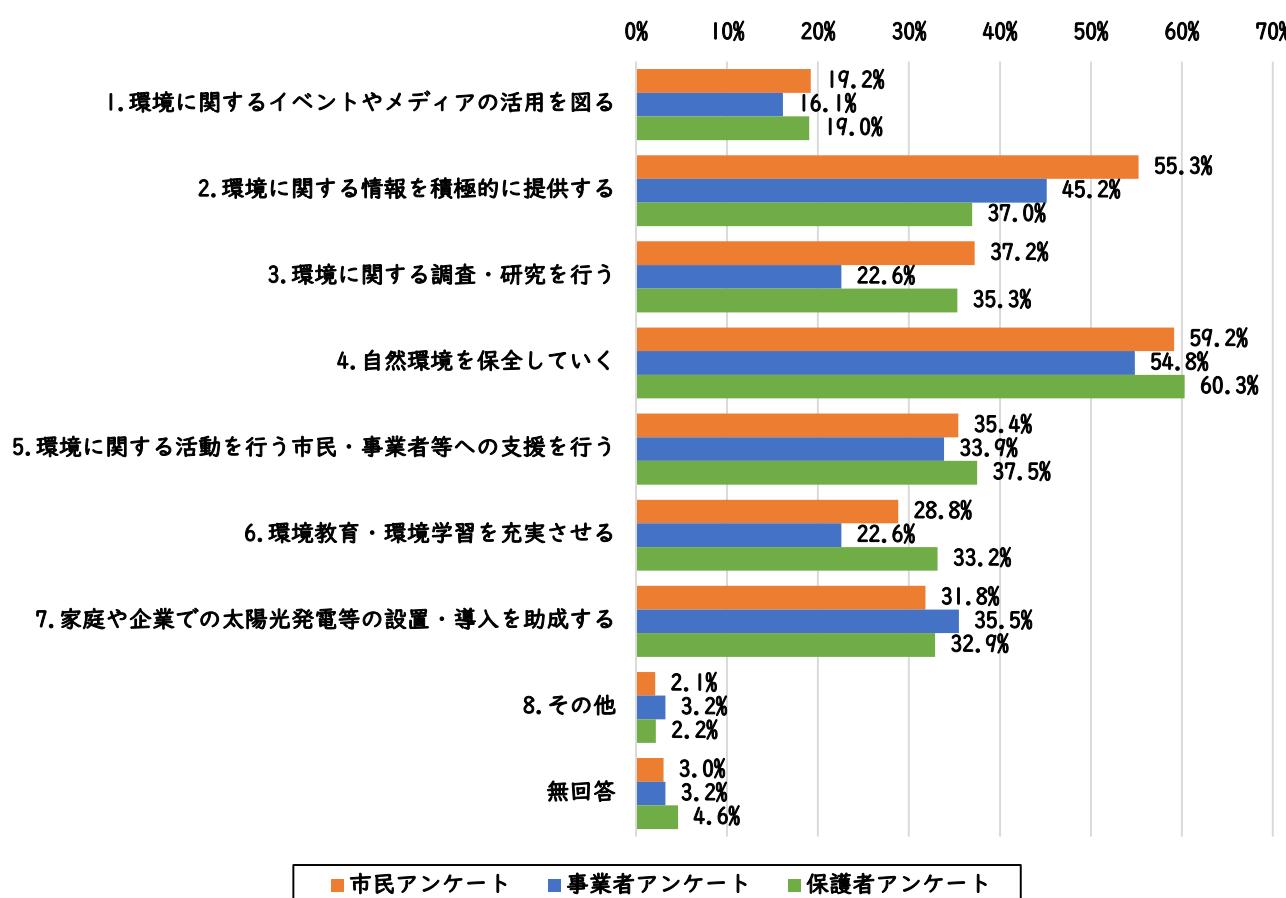


(5) 環境問題に関して行政が行うべきこと

- 環境をよりよくしていくために、行政が今後行ったほうがよいと思うことについて

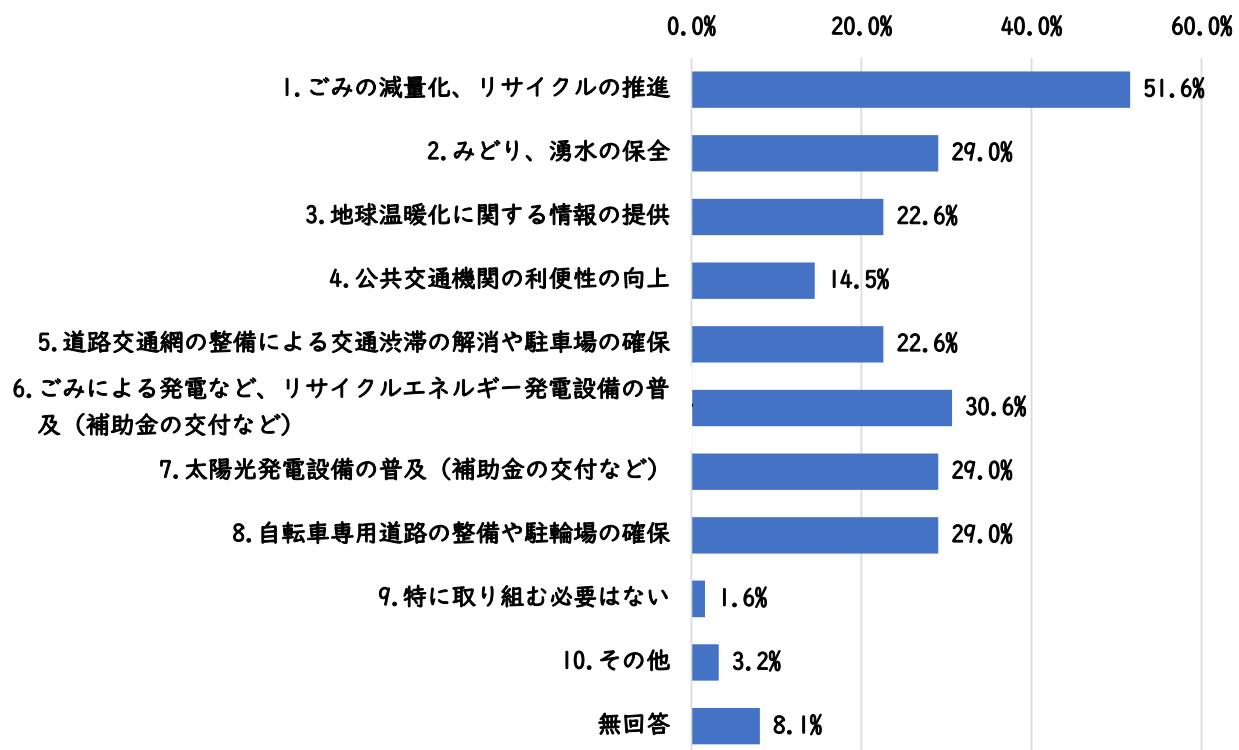
環境をよりよくするために行政が今後行うべきことを問う設問では、「自然環境を保全していく」と回答した割合が最も高く、市民、事業者、保護者のいずれも 50%以上と高い結果を示しており、行政に対し自然環境の保全に関する取組が強く求められていることが読み取れます。

次いで回答割合が高かったのは「環境に関する情報を積極的に提供する」であり、効果的な情報発信が求められています。



■ 地球温暖化防止に向けて行政が行ったほうがよいこと

事業者を対象に地球温暖化防止に向けて行政が行うべきことについての設問では、「ごみの減量化、リサイクルの推進」と回答した割合が最も高く、次いで「ごみによる発電など、リサイクルエネルギー発電設備の普及（補助金の交付など）」が高い結果となりました。行政における循環型社会の推進と啓発が求められています。



3. 課題の整理

富士見市の現況を踏まえつつ進捗状況調査結果と環境に関するアンケート調査結果から課題を以下のとおり整理しました。

項目	課題
地球温暖化・脱炭素	<ul style="list-style-type: none">・世帯数の増加・家庭部門、運輸部門、業務その他部門での温室効果ガス削減・再生可能エネルギーへの転換・事業者の環境配慮行動を後押しする施策の検討・事業者を対象とした補助金の拡大・吸収源としての緑の維持など
資源循環	<ul style="list-style-type: none">・ごみの減量化・資源化率の向上・バイオマスの利活用の推進など
自然環境・生物多様性	<ul style="list-style-type: none">・里地里山の保全・湧水の保全、有効活用・湧水の重要性の周知・生物多様性の保全・レッドリスト掲載種の保全・緑地の保全、維持管理など
生活環境	<ul style="list-style-type: none">・まちの美化・交通安全の強化・公害の防止・空地・空家対策など
環境学習・環境教育・協働	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する情報の効果的な発信・環境基本計画の周知・環境に関するボランティアの増員など

第4章 計画の目標

1. 基本理念

計画の基本理念は、「富士見市環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします。

【 基本理念 】

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

2. 望ましい環境像

富士見市は武蔵野台地と荒川低地との境の斜面林に多くの湧水が存在するほか、街中にも緑地が点在するなど、豊かな水や緑の自然環境が整ったまちです。

本計画では、富士見市の特徴である湧水と緑に恵まれた暮らしやすいまちを次世代に引き継げるよう、目指すべき望ましい環境像を次のように定め自然と都市の調和したまちを目指します。

望ましい環境像

み ず
湧水の恵みと育む緑 未来へつなぐ 環境保全のまち

3. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標を定めます。

【基本目標】

1. 【地球環境】脱炭素・循環型社会を目指すまち
2. 【自然環境】豊かな自然を育み共生するまち
3. 【生活環境】安全で快適に暮らせるまち
4. 【教育・協働】みんなで学び協働するまち

1 【地球環境】	脱炭素・循環型社会を目指すまち
	2050 年のゼロカーボンシティの実現に向け、省エネ活動の推進と再生可能エネルギーを活用した脱炭素社会による資源循環体制の構築や、4R 及び脱プラスチック化の普及による循環型社会を目指します。
2 【自然環境】	豊かな自然を育み共生するまち
	豊かな里地里山環境を後世にわたって残していくため、市内に残存する田畠・斜面林・湧水などの環境とそこに生育・生息する多種多様な生きものを守り育むとともに、自然環境と地域社会の発展の調和がとれたまちを目指します。
3 【生活環境】	安全で快適に暮らせるまち
	大気汚染や騒音・振動などの公害対策やアスベストなどの有害化学物質対策による安全及び不法投棄対策や日常生活の基盤となる快適な生活環境の整備によりきれいで住みよいまちを目指します。
4 【教育・協働】	みんなで学び協働するまち
	環境教育・学習の機会や、環境保全活動に積極的に参加できるような体制を整備し、環境保全に対する意識の向上を図り、市民・事業者・行政が協働して良好な環境を維持・創出するまちを目指します。

なお、本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考えを取り入れ、持続的発展が可能な社会構築を目指します。

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		国内及び各国家間の不平等を是正する
	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		持続可能な消費生産形態を確保する
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

4. 施策の体系

望ましい 環境像	基本目標	施策の方針
	<p>1</p> <p>【地球環境】 脱炭素・循環型社会を目指すまち</p>	<p>I-1 脱炭素まちづくりの推進</p> <p>第2次富士見市 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</p>
湧水の恵みと育む緑 未来へつなぐ 環境保全のまち	<p>2</p> <p>【自然環境】 豊かな自然を育み 共生するまち</p>	<p>I-2 循環型まちづくりの推進</p> <p>2-1 緑と水辺の保全</p> <p>2-2 湧水の保全・活用</p> <p>2-3 生物多様性の保全</p> <p>富士見市生物多様性地域戦略</p>
	<p>3</p> <p>【生活環境】 安全で快適に 暮らせるまち</p>	<p>3-1 安全なまちづくりの推進</p> <p>3-2 快適なまちづくりの推進</p>
	<p>4</p> <p>【教育・協働】 みんなで学び 協働するまち</p>	<p>4-1 環境教育・環境学習の推進</p> <p>4-2 みんなで協力するまちづくりの推進</p>

施 策

I-1-1 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及・推進



I-1-2 再生可能エネルギーの活用推進



I-1-3 移動の低炭素化の推進



I-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進



I-2-1 4R の推進



I-2-2 脱プラスチック化の推進



2-1-1 緑の適切な保全管理



2-1-2 河川・水路等の水辺環境の保全管理



2-2-1 湧水地の保全と適切な維持管理



2-2-2 湧水の周知と利活用の推進



2-3-1 生育・生息環境と生きものの保全



2-3-2 生物多様性に対する理解の促進



2-3-3 生きものとふれあう機会の充実



3-1-1 身近な生活環境の保全



3-1-2 有害化学物質対策の推進



3-2-1 きれいなまちづくりの推進



3-2-2 公園・緑地等の整備の推進



3-2-3 暮らしやすいまちの推進



4-1-1 環境リーダーの育成の推進



4-1-2 環境教育・環境学習の場の整備・創出



4-2-1 環境保全活動の活性化



4-2-2 市民・事業者・行政の連携と情報共有の推進



第5章 施策の展開

基本目標Ⅰ 脱炭素・循環型社会を目指すまち

施策の方針Ⅰ-1

脱炭素まちづくりの推進 《第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(Ⅰ) 個別計画としての策定の背景

気候変動をもたらす地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、最も重要な環境問題の一つとされています。

温暖化の原因は、私たちの日常生活から排出される温室効果ガスの影響が大きいとされており、温暖化を防止するためには私たち一人ひとりが積極的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

我が国は令和2(2020)年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しました。

令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度と比較して46%削減する旨が公表され、同年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

地球温暖化対策計画において我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靭な社会経済システムへの転換を進めることができ不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

富士見市においては、平成25(2013)年3月に「富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、地球温暖化防止に向けた取組を行ってきましたが、近年の気候変動による国際的な動向や政府の削減目標の引き上げなどを踏まえると、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

また、富士見市では、市民・事業者・行政の協働により温室効果ガスの削減に向けた各種取組を進めてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組が必要となっていることから、豊かな自然と持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和4(2022)年4月に「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

脱炭素社会の実現に向けて、これまでの取組を見直し、「第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下「第2次区域施策編」という。)」を策定します。

コラム 富士見市ゼロカーボンシティ宣言

世界的規模で地球温暖化による問題が深刻化する中、富士見市でも脱炭素化に向けた取組を強化するため、令和4(2022)年4月に開催した市制施行50周年記念式典において「富士見市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

既に「再生可能エネルギー機器等の設置奨励補助」や「次世代自動車の導入促進補助」など、2050年までにゼロカーボンシティを実現するための取組が始まっています。



富士見市ゼロカーボンシティ宣言
～市民・事業者・行政の協働による脱炭素社会の実現に向けて～

富士見市では、平成12（2000）年4月10日に「環境にやさしい都市宣言」を行い、市民・事業者・行政が一丸となって、自然環境の保全に取り組んできました。特に、ごみ減量化の取組みでは、市民や事業者の地道な努力により、埼玉県内の市では、1人1日当たりのごみ排出量の少なさは、常に最上位となっています。このような中、近年、地球温暖化の影響とみられる異常気象による災害が国内外で多発しており、気候危機というべき深刻な状況にあります。2018年に公表された気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、2015年に合意されたパリ協定を踏まえ、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされ、政府においても、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。富士見市においては、地球温暖化という一刻の猶予もない課題に対し、脱炭素社会の実現に向けた取組みの更なる推進が求められています。2050年は遠い未来ではありません。水と緑に恵まれた暮らしやすいこの富士見市を、次世代にしっかりと引き継ぐため、市民・事業者・行政の協働により、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

令和4（2022）年4月10日

富士見市長

吉野光弘

(2) 個別計画としての位置づけと期間

本計画における「施策の方針 I-I 脱炭素まちづくりの推進《第 2 次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)》」を「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく市域施策の計画として位置づけるものとします。

第 2 次区域施策編の計画期間は、本計画の計画期間との整合を図り、令和 5(2023) 年度から令和 14(2032) 年度までの 10 年間とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

第 2 次区域施策編で対象とする温室効果ガスは下記のとおりとします。なお、代替フロン等 4 ガスについては算定に必要なデータの取得が困難であることから、今回の温室効果ガス排出量の算定には含めておりません。

温室効果ガス	算定対象としたガス種	地球温暖化係数(GWP) ¹³	主な発生源
エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)	●		燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
非エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)	●		工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH ₄)	●	25	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)	●	298	工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
代替フロン等 4 ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	—	クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用、家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収
	パーフルオロカーボン(PFC)	—	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
	六フッ化硫黄(SF ₆)	—	マグネシウムの合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・廃棄
	三フッ化窒素(NF ₃)	—	NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

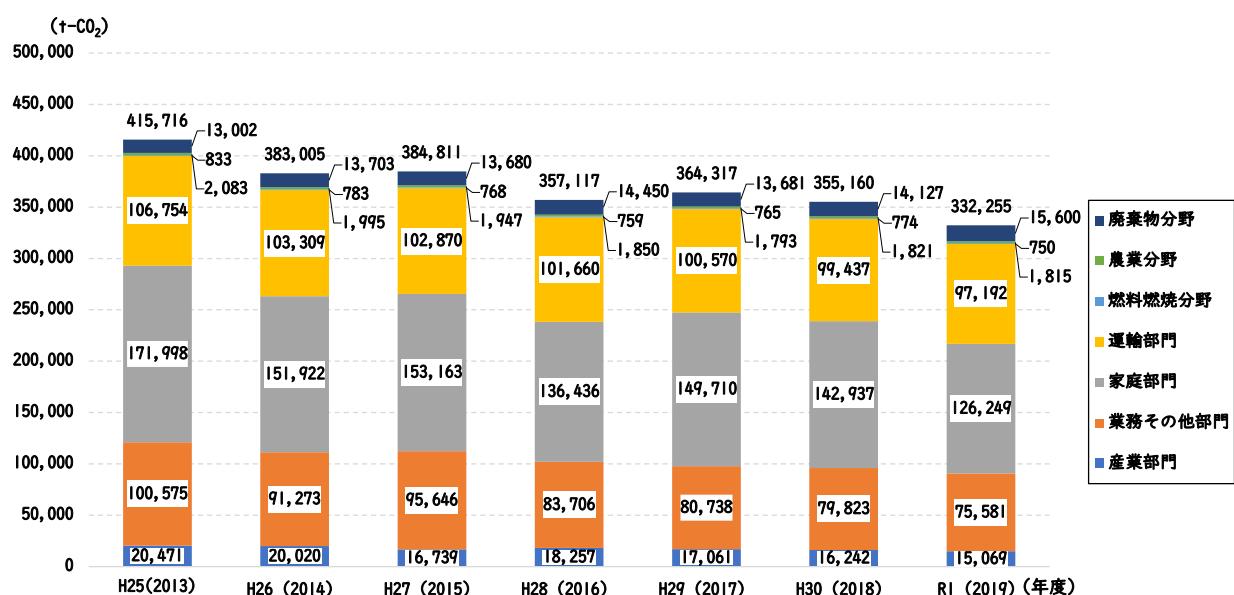
¹³ 二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字のこと。例えば、メタンの場合、地球温暖化係数は 25 のため、二酸化炭素の 25 倍の温暖化の能力がある。

(4) 策定にあたっての現状と課題

富士見市から排出される温室効果ガス排出量の推計結果は、第2章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、平成25(2013)年度をピークに若干の増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

排出分野の内訳も平成25(2013)年度から令和元(2019)年度にかけて大きな変化はなく、主な排出分野は家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっています。

この3部門は私たちの生活と密接に関わる部門であるため、一人ひとりが温室効果ガス削減に対する意識を持つことが大切です。

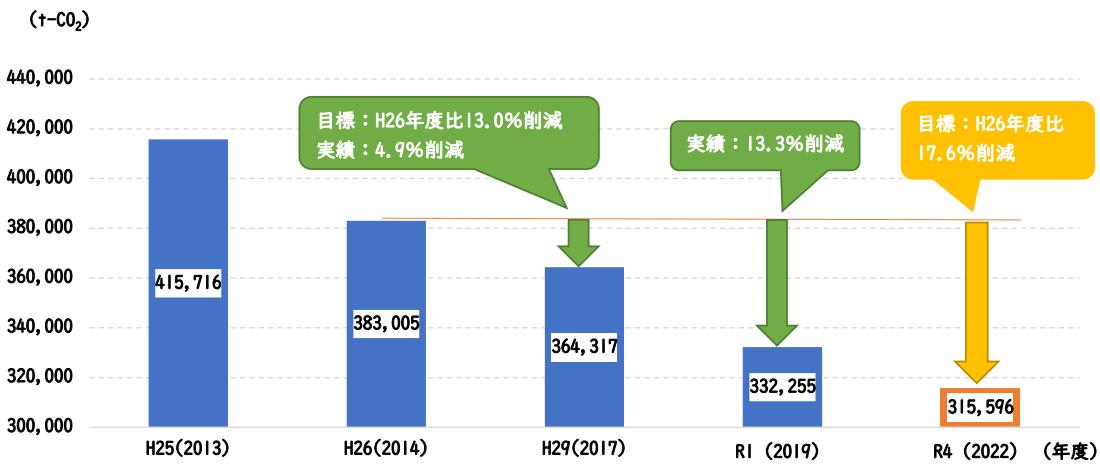


市域から排出される温室効果ガスの推移(再掲)

注:算定手法マニュアルの一部変更に伴い、温室効果ガス排出量を再算定しています。

第2次計画では中間目標として平成29(2017)年度の排出量を平成26(2014)年度比で13.0%の削減を掲げていましたが、実績値は4.9%の削減となっており、中間目標を達成することはできませんでした。

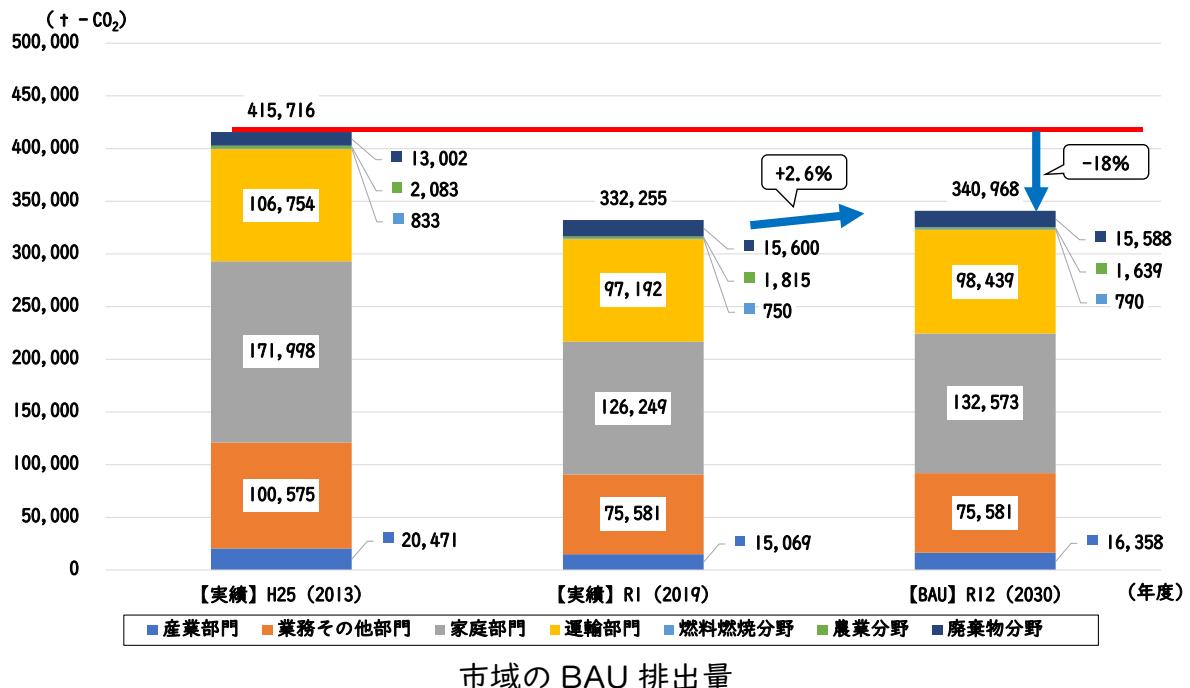
更に、最終目標として、令和4(2022)年度の排出量を平成26(2014)年度比で17.6%削減することとしており、本計画策定時において推計可能な直近年度である令和元(2019)年度の削減率は13.3%、達成率は75.5%となっています。



第2次計画で掲げた温室効果ガス排出量の削減目標との比較

また、富士見市の温室効果ガス排出量削減に関して今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢排出量、以下「BAU排出量」という。）を推計すると、国の掲げた目標年度である令和12（2030）年度のBAU排出量は、令和元（2019）年度と比較して2.6%の増加となり、国の掲げた基準年度の平成25（2013）年度と比較すると18%の削減となる見込みです。

増加の要因として、世帯数及び自動車保有台数等の増加が見込まれることが考えられます。



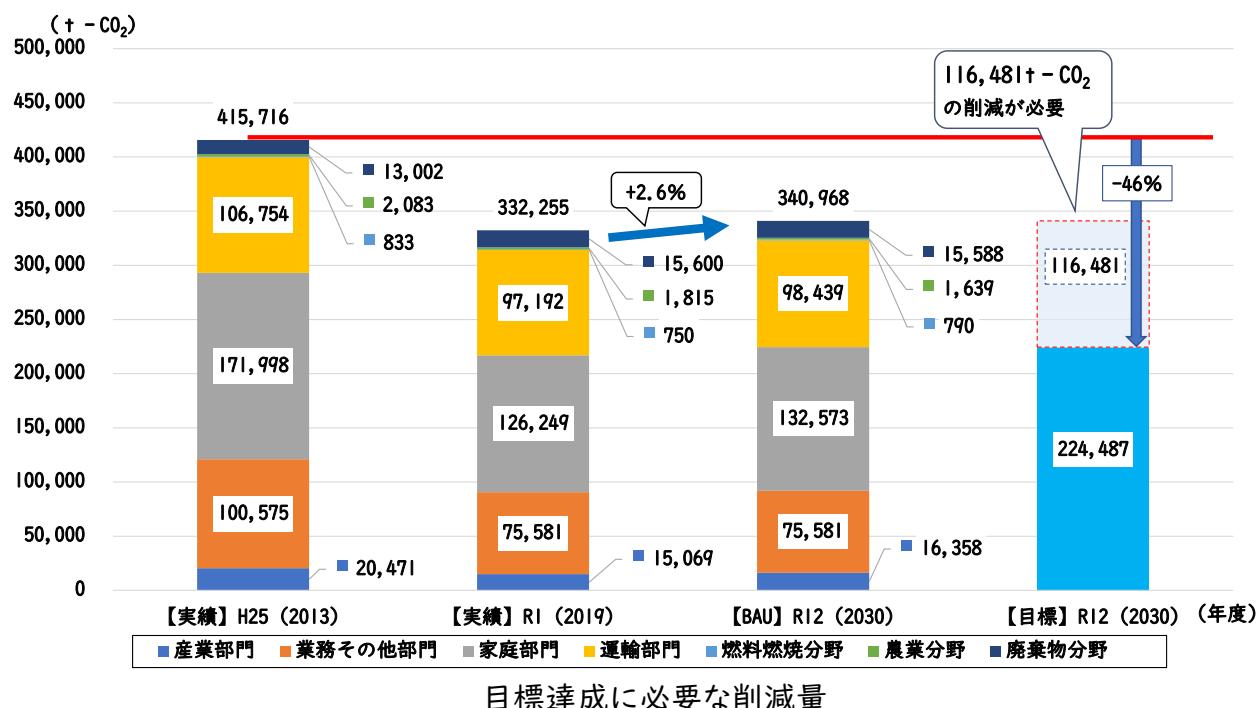
(5) 目標

第2次区域施策編における温室効果ガスの削減目標は、今後の見込みに対し、国などの対策及び市における追加的な対策の削減効果を勘案し、国との整合も踏まえて令和12(2030)年度の排出量を平成25(2013)年度比で46%削減とします。

第2次富士見市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

基準年度	平成25(2013)年度
目標年度	令和12(2030)年度
目標	市内の温室効果ガス総排出量を令和12(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で 46%削減 を目指す。

第2次区域施策編の目標となる令和12(2030)年度における排出量を平成25(2013)年度比で46%削減するためには、BAU排出量から116,481t-CO₂の削減を目指す必要があります。



第2次区域施策編の目標を達成するために必要な116,481t-CO₂の削減に向けて、国などの対策及び市における追加的な対策による削減効果を基にした、部門別の目標排出量と目標削減量は以下のとおりとなります。(部門ごとの削減取組内容は資料編参照)

また、再生可能エネルギーの導入による削減は、市民アンケートの結果から導入意欲の高い太陽光発電を対象とし、複数の部門において導入が見込まれることから、各部門の太陽光発電設備導入によるCO₂削減値の合計を目標削減量とします。

なお、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスである「その他ガス」は、牛のゲップに含まれるメタンや圃場の施肥に伴い排出される一酸化二窒素など、人が意図せずに排出された温室効果ガスであり、その削減には事業形態を変更するなど大きな変革が必要となり、現実的な対策が難しいことから、本市の排出割合の約96%を占めるエネルギー起源CO₂の対策により目標達成を目指すものとします。

部門ごとの削減目標

部門	H25(2013) (t-CO ₂)	R12(2030) BAU (t-CO ₂)	目標削減量 (t-CO ₂)	目標 R12(2030) 排出量 (t-CO ₂)	目標削減率
産業	20,471	16,358	358	16,000	-22%
業務その他	100,575	75,581	13,933	61,648	-39%
家庭	171,998	132,573	40,107	92,466	-46%
運輸	106,754	98,439	20,566	77,873	-27%
その他ガス	15,919	18,017	-	18,017	+13%
太陽光発電の導入	-	-	41,517	-41,517	-
合計	415,716	340,968	116,481	224,487	-46%

注:端数処理のため計算が合わない場合があります。

注:その他ガスは燃料燃焼分野、農業分野、廃棄物分野となります。

地球温暖化を防止するためには、従来の化石エネルギーを再生可能エネルギーに切り替えていくとともに、エネルギー自体の使用を少なくしていく省エネルギーが必要となります。

省エネルギーの推進には、節電や節水といった私たちが日常生活において取り組むべき省エネ行動だけでなく、省エネルギー設備の導入や建物の省エネ化など、大きなエネルギー削減効果がある取組も同時に進めていく必要があります。

施策 I-I-1 脱炭素型ライフスタイル
・ビジネススタイルの普及・推進



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市の温室効果ガスの約 90%は家庭部門、業務その他部門及び運輸部門におけるエネルギー消費によるものとなっています。
- 市民アンケートによると、重要度が高く満足度が低い地球温暖化対策のひとつが省エネルギーの推進でした。また「HEMS の導入」について「既に実施している」と回答した割合は 3.0%、「実施したい」と回答した割合は 9.6%、「助成があれば実施したい」と回答した割合は 35.4%となっており、行政の更なる支援の強化により導入が進むものと考えられます。
- 令和元(2019)年度の富士見市域における電気消費量は、環境省の試算による富士見市域における太陽光発電を主とした再生可能エネルギーの最大発電量を上回っています。

【課題】

- 市民・事業者のニーズに応えた省エネルギー化の推進に関する取組が求められます。
- 省エネ設備の導入率向上には行政による支援が求められます。
- 家庭部門、業務その他部門、運輸部門でのエネルギー消費量削減の取組が求められます。特に家庭部門では世帯数が増えており、各世帯における省エネルギー化が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 家庭・事業所における省エネルギー対策について、普及啓発や金銭的支援により促進を図ります。
- 省エネ・低炭素型製品の購入やサービス・ライフスタイルの選択など、COOL CHOICE の普及に取り組みます。
- 事業者に対するエコアクション 21 の取得を支援します。
- 公共交通の利用などスマートムーブの推進・普及に取り組みます。
- エコな移動を推進するためシェアサイクルの活用を推進します。
- 市広報やホームページなどにより地球温暖化対策の情報発信に努めます。
- 公共施設の ZEB 化を推進します。
- 省エネルギー化の効果的な推進のため、様々な事業者との連携を検討します。
- フロンの排出抑制に向けた啓発を図ります。
- 国や県の動向を踏まえた水素エネルギーの活用を検討します。

コラム COOL CHOICE とゼロカーボンアクション 30

「COOL CHOICE」は、CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていくという国民運動です。

COOL CHOICE の取組として「ゼロカーボンアクション 30」があります。脱炭素社会の実現に向けて 30 項目の一人ひとりができるライフスタイルの転換が紹介されています。



出典：環境省

市民・事業者に期待される取組

- 省エネに配慮した製品やサービスを選ぶなど、COOL CHOICE に取り組みます。
- 家庭や事業所における省エネルギー化について積極的な情報収集や省エネ設備の導入に努めます。

市民

事業者

市民

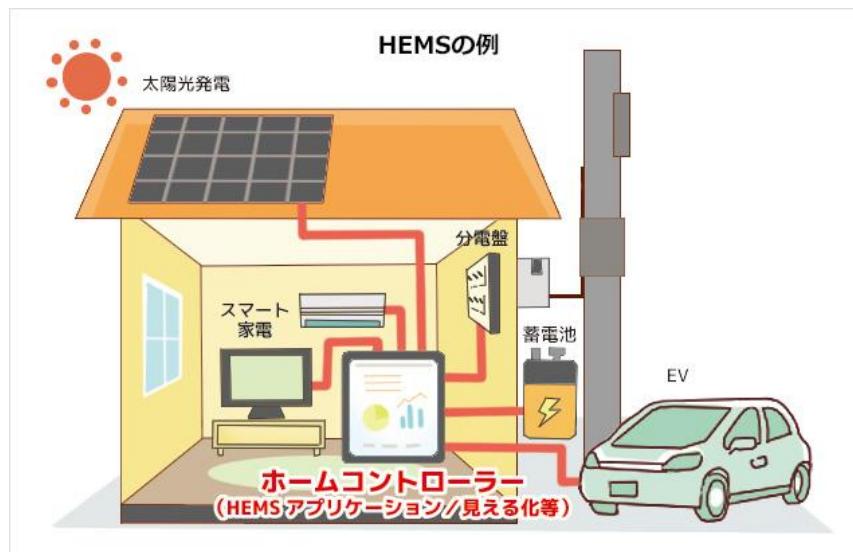
事業者

コラム EMS とは～エネルギーの見える化と管理～

EMS (Energy Management System、エネルギー・マネジメント・システム) とは、情報通信技術を活用して、家庭やオフィスビル、工場などのエネルギー（電気やガス等）の使用状況を把握・管理し、最適化するシステムをいいます。照明やエアコンなどのエネルギー設備を自動的に監視・制御するとともに、建物内のエネルギー使用状況を一元的に把握・管理し、需要予測に基づいて設備機器の制御を行い、省エネを図る仕組みになっています。EMS には家庭用の HEMS やオフィスビル等用の BEMS などがあります。

例えば、HEMS (Home Energy Management System、家庭のエネルギー管理システム) は、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのことです、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待されています。また制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御があります。表示機能は、機器ごとのエネルギー消費量などをパソコン、テレビ、携帯電話の画面などに表示するほか、使用状況に応じた省エネアドバイスを行うなどの機能を併せ持つものもあります。

また、国の「地球温暖化対策計画」によると HEMS の導入による温室効果ガスの削減効果は、0.12 ($t\text{-CO}_2/\text{世帯}$) とされています。仮に市民アンケートで HEMS の導入について「実施したい」、「助成があれば実施したい」と回答した 45% の世帯が導入すると、2,899 $t\text{-CO}_2$ の削減量になります。



出典：省エネポータルサイト（経済産業省エネルギー資源庁）

◇施策の推進指標

富士見市の温室効果ガスの主な排出源である業務その他部門と家庭部門での排出量削減には、各主体による実行可能な省エネ行動に加え、省エネ設備等の導入によるハード面での対策が重要となります。

本計画の基礎資料とするため令和3(2021)年度に実施した市民アンケートでは、地球温暖化防止活動の活性化及び省エネルギーの推進に対する満足度が低く、本計画の施策の実行により満足度を向上させる取組を推進する必要があります。

指標	現状値	目標値
市域から排出されるCO ₂ 排出量	332,255t-CO ₂ 【R1(2019)】	224,487t-CO ₂ 【R12(2030)】
地球温暖化防止活動の活性化に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	12.6% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】
省エネルギーの推進に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	8.1% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】

注:各指標の目標値の年度は本計画の最終年度である令和14(2032)年度を基本とし、個別の計画などで目標を定めているものはその年度を目標年としています。(以降の指標も同じ)



ライフスタイルの変革による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」

出典:環境省

コラム 家庭ができる省エネ

富士見市はベッドタウンという特徴から、家庭や自家用車から排出される温室効果ガスの割合が大きくなる傾向があります。つまり、富士見市全体の温室効果ガスの排出量を削減するには、市民の皆さんで日常生活の省エネ化に徹することが重要となります。

省エネ行動を心がけると温暖化対策になるだけでなく、経費削減にもつながります。以下の家庭ができる省エネ行動を参考に、まずは日常生活で省エネを心がけることから始めてみましょう。

項目	省エネ行動	年間の CO ₂ 削減量 及び節約効果
エアコン	冬の暖房時の室温は 20°C を目安に 外気温度 6°C の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を 21°C から 20°C にした場合(使用時間:9 時間/日)	25.9 kg 約 1,650 円
照明	電球形 LED ランプに取り替え、点灯時間を短く 54W の白熱電球から 9W の電球形 LED ランプに交換(年間 2,000 時間使用) かつ 1 日 1 時間点灯時間を短くした場合	45.5 kg 約 2,890 円
テレビ	テレビを見ないときは消す 1 日 1 時間テレビ(32V 型)を見る時間を減らした場合	8.2 kg 約 520 円
パソコン	使わないときは、電源を切る(デスクトップ) 1 日 1 時間利用時間を短縮した場合	15.4 kg 約 980 円
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない 詰め込んだ場合と、半分にした場合の比較	21.4 kg 約 1,360 円
電子レンジ	野菜の下ごしらえに電子レンジを活用(葉菜) 【ガスコンロ】から【電子レンジ】に変えた場合	12.2 kg 約 990 円
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く 電気ポットに満タンの水 2.2L を入れ沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較	52.4 kg 約 3,330 円
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節 水 1L(20°C 程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合(1 日 3 回)	5.3 kg 約 390 円
洗濯機	洗濯物はまとめ洗いを 定格容量(洗濯・脱水容量:6kg)の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れて洗う回数を半分にした場合の比較	2.9 kg 約 180 円

出典:無理のない省エネ節約(資源エネルギー庁)

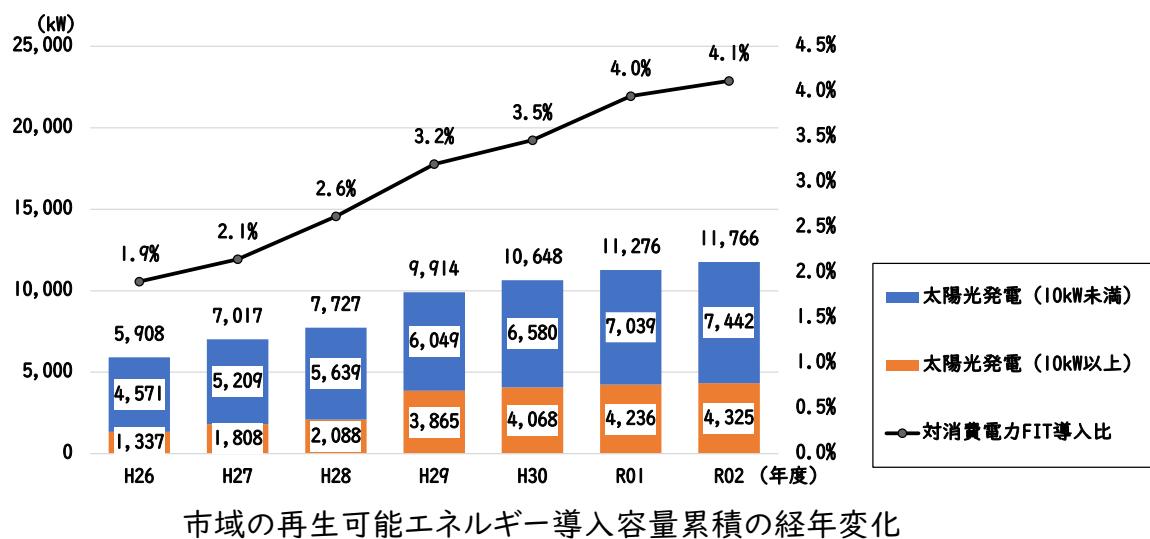
施策 I-1-2 再生可能エネルギーの活用推進



◇現状と課題

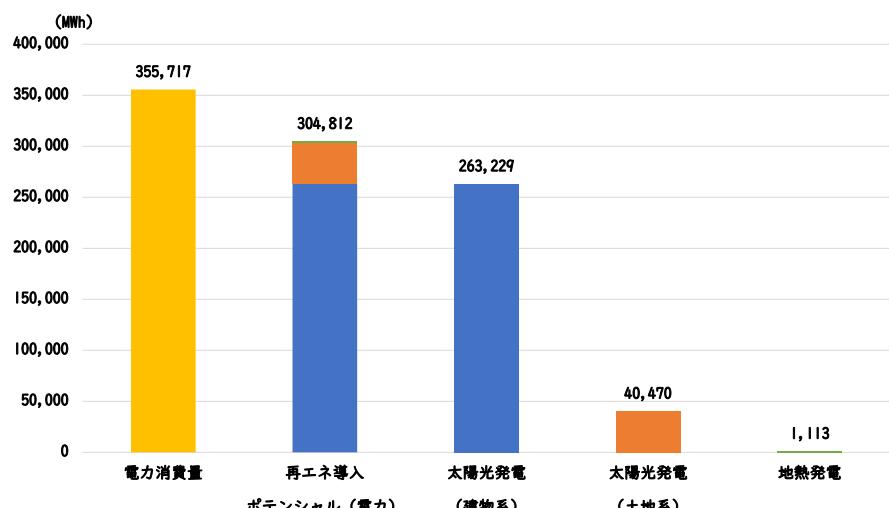
【現状】

- 環境省の「自治体排出量カルテ」によると、令和 2(2020)年度における富士見市域の再生可能エネルギーの導入量は、11,766kWとなっており、増加傾向にあります。
- 同じく「自治体排出量カルテ」によると、導入されている設備はすべて太陽光発電で令和 2(2020)年度の富士見市域における再生可能エネルギー発電量は 14,651MWhとなり、消費電力のうち約 4.1%の発電量となっています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省）を基に作成

- 環境省の「REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム」による、富士見市域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光発電を主として最大で 304,812MWh を有していますが、令和元（2019）年度における富士見市域の電力消費量を下回っているため、ゼロカーボンシティを目指すためには省エネ等の複合的な対策が不可欠です。



市域の電力消費量と再生可能エネルギー導入ポテンシャル（電力）

出典：REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム（環境省）を基に作成

市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再エネ設備の種類	設備容量 [MW]	設備容量 [億 MJ]	発電電力量 [MWh]	再エネ導入 ポテンシャル[億 MJ]
太陽光発電(建物系)	192	—	263,229	9
太陽光発電(土地系)	30	—	40,470	1
風力発電	0	—	0	0
中小水力発電	0	—	0	0
地熱発電合計	0.181	—	1,113	0
蒸気フラッシュ発電	0	—	0	0
バイナリー発電	0	—	0	0
低温バイナリー発電	0.181	—	1,113	0
太陽熱	—	2	—	2
地中熱	—	31	—	31
合計	222	33	304,812	44

注:端数処理のため合計数値が合わない場合があります。

出典:REPOS 再生可能エネルギー情報提供システム(環境省)を基に作成

- 市民アンケートによると、自宅屋根等への太陽光パネルの設置について「すでに実施している」と回答した割合は 3.9%であり、「実施したい」、「助成があれば実施したい」と回答した割合は 50.1%でした。また、事業者アンケートでは再生可能エネルギーの活用について重要度は高いものの満足度が低い傾向となりました。
- 富士見市では再生可能エネルギー機器等の設置に対し補助金を交付し、令和 4(2022)年度からは事業者も対象となるなど再生可能エネルギーの活用を促進しています。

【課題】

- 再生可能エネルギーの活用の推進が求められます。
- 再生可能エネルギー設備の設置を後押しする補助金等の拡大が求められます。
- 再生可能エネルギー比率の高い電力の選択について、普及啓発が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 住宅・事業所における太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の設置について、普及啓発や金銭的支援による促進を図ります。
- 事業者との連携などによりバイオマス等の多様な再生可能エネルギーの活用方法を検討します。
- 公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- 公共施設への再生可能エネルギー由来の電力の導入に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 家庭や事業所における再生可能エネルギー設備について積極的な情報収集や導入に努めます。
- 再生可能エネルギー由来の電力の導入に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

市民アンケートでは、自宅屋根等への太陽光パネルの設置について、「実施したい」、「助成があれば実施したい」と回答した割合は 50.1%となっています。

したがって行政の支援の強化などによって自宅屋根等への太陽光パネルの設置率は「すでに実施している」と回答した 3.9%を加え、最大 54.0%（設置条件を考慮しない値）を見込むことします。

指標	現状値	目標値
太陽光発電による 再生可能エネルギー導入量	11,766kW 【R2(2020)】	86,973kW 【R12(2030)】
自宅への太陽光パネル設置割合 【市民アンケート (すでに実施している)の割合】	3.9% 【R3(2021)】	54.0% 【R13(2031)】

注：再生可能エネルギー導入量は FIT 制度の認定を受け、電力の買取を開始したものの量となります。



つるせ台小学校に設置された太陽光パネル

施策 I-1-3 移動の低炭素化の推進



◇現状と課題

【現状】

- 市民アンケートによると、ガソリン自動車の保有率は79%であり約8割を占めました。次世代自動車の購入について「実施したい」、「助成があれば実施したい」と回答した割合は50.7%となっており、行政の助成を強化することで更なる導入促進が期待されます。
- 富士見市では令和元(2019)年度から次世代自動車の導入に対し補助金を交付しており、令和4(2022)年度からは事業者にも交付対象を拡充し、次世代自動車の普及を進めています。

【課題】

- 次世代自動車の導入率を上げるため、導入に係る補助金等の拡大、周知により更なる次世代自動車の導入促進が求められます。また、電気自動車導入促進の基盤となる充電設備の拡充も求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 電気自動車や燃料電池自動車などの次世代自動車の普及に取り組みます。
- ニーズに応じた次世代自動車の導入促進に係る補助金を検討します。
- 公用車への次世代自動車の導入を推進します。
- 公共交通の利用などスマートムーブの推進・普及に取り組みます。(再掲)
- エコな移動を推進するためシェアサイクルの活用を推進します。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 近場の移動は徒歩や自転車を利用します。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 自家用車や社用車を買い替える際には、次世代自動車への転換に努めます。
- エコドライブに努めます。

市民	事業者

コラム 移動をエコに～スマートムーブ～

スマートムーブとは、通勤・通学・買い物・旅行など、「移動」に伴う CO₂ の排出を抑え、日々の「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。スマートムーブに努めることで、「健康」や「利便性」の向上にもつながります。

「移動」を「エコ」に。 **smart move**

2. 自転車、徒歩を見直そう

(自転車や徒歩での移動の推奨)

自転車や徒歩は CO₂ を全く出さない移動方法であり、究極の smart move です。

近場の移動や渋滞の起こりやすい都心部では自転車や徒歩で移動してみましょう。健康の維持にもつながります。

4. 長距離移動を工夫しよう

(エコ旅行、エコ出張等の実施)

例えば、長距離の移動は目的地への到着時間が正確な新幹線などの公共交通機関、旅行先ではバス、電車、自転車を利用するなど、CO₂ を削減できるエコ旅行、エコ出張などを実施しましょう。

1. 公共交通機関を利用しよう

(電車、バス等の公共交通機関の利用)

通勤や通学、旅行やちょっとした外出において、電車やバスなどの利用を心がけてみましょう。

3. 自動車の利用を工夫しよう

(エコドライブ、エコカー乗り換えの推奨)

「ふんわりアクセル」や「アイドリングストップ」等のエコドライブは燃費も良くなり経済的です。

また、ハイブリッド車や EV 車などエコカーへの乗り換えも CO₂ を大幅に削減できます。

5. 地域や企業の移動・交通における

CO₂ 削減の取組に参加しよう

(カーシェアリング、コミュニティサイクル等の利用促進)

近隣の人と同じ車をシェアして必要なときだけ使う「カーシェアリング」や、街中を共用の自転車でスムーズに移動できる「コミュニティサイクル」といった取組に参加する方法もあります。

出典:COOL CHOICE ホームページ(環境省)を基に作成

◇施策の推進指標

富士見市の温室効果ガスの主な排出源のひとつである運輸部門における排出量削減には、次世代自動車の導入率を向上させる必要があります。

また、本計画の基礎資料とするため令和3(2021)年度に実施した市民アンケートでは、「低燃費車やハイブリッドカー、電気自動車などの購入」について「既に実施している」と回答した割合は15.9%、「実施したい」、「助成があれば実施したい」と回答した割合は50.7%となっており、行政の支援を強化することで市民が保有する次世代自動車の導入率は最大66.6%を見込むことができます。

指標	現状値	目標値
自動車の利用に伴う 温室効果ガス排出量 【運輸部門（自動車）+燃料燃焼分 野（自動車の走行に伴い排出される CH ₄ 及びN ₂ O）】	95,159t-CO ₂ 【RI(2019)】	75,828t-CO ₂ 【R12(2030)】
市民の次世代自動車の導入率 【市民アンケート（すでに 実施している）の割合】	15.9% 【R3(2021)】	66.6% 【R13(2031)】



公用車に導入した電気自動車

施策 I-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進



◇現状と課題

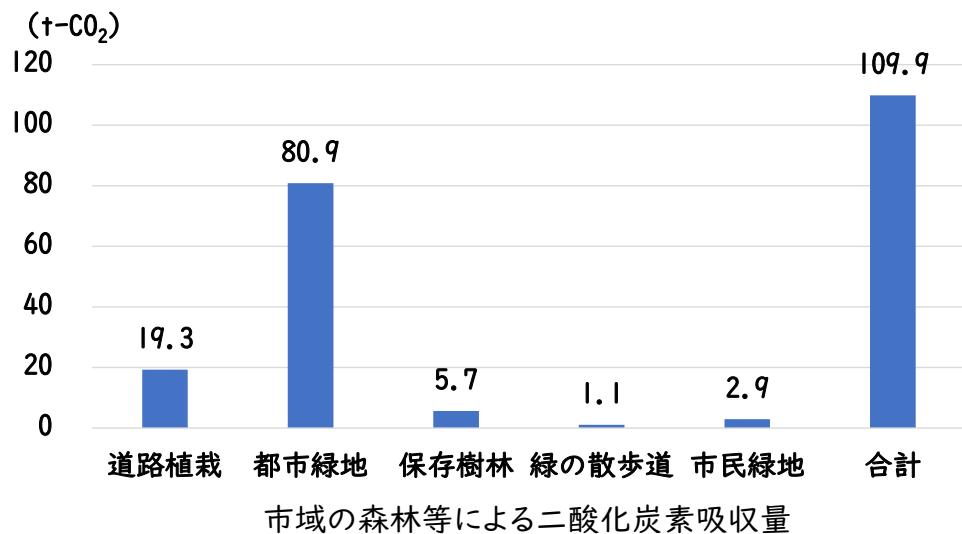
【現状】

- 緑地は平成 30(2018)年度比で、保存樹林は0.3ha、緑の散歩道は0.1haの減少となりましたが、都市緑地で1箇所4.0haの増加となっています。

区分	H30 (2018)		R3 (2021)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市緑地	16	18.8	17	22.8
保存樹林	14	3.9	14	3.6
緑の散歩道	3	0.7	3	0.6
市民緑地	4	1.9	4	1.9

出典:統計ふじみ

- 富士見市における森林等の吸収源による温室効果ガスである二酸化炭素の吸収量の推計値は、約 110t-CO₂(緑地面積等に吸収係数を乗じた参考値)となっています。富士見市における貴重な吸収源である森林や緑地を維持するため、適切な管理を積み重ねることが重要です。



【課題】

- 吸收源対策として森林・緑地の保全が求められます。
- 吸收源の維持に加え、吸収源として該当するのは造成・指定・植栽後 30 年以内のものであることから、新たな吸収源の確保による吸収量の増加を図ることが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 森林・緑地などの公有化や適切な保全・管理を推進します。
- 緑地保全制度の活用により、街中に残る樹林や樹木の保全・管理を推進します。
- 都市緑化や道路植栽を維持します。
- 建物の屋上緑化・壁面緑化を推進します。
- 市内に生育する樹木の状態把握に努めます。
- 他自治体と連携したカーボンオフセットの活用を検討します。

市民・事業者に期待される取組

- 家庭や事業所の緑化に努めます。
- 森林整備や緑化活動に積極的に参加します。
- J-クレジット制度¹⁴などを利用したカーボンオフセット¹⁵の活用を検討します。

市民

事業者

市民

事業者

事業者

◇施策の推進指標

富士見市の吸収量を維持するためには都市緑地などの維持が必要となります。また、現存する森林を適切に管理することも重要です。

指標	現状値	目標値
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の 散歩道、市民緑地の合計面積)	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】



諏訪の森

¹⁴ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

¹⁵ 日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまうCO₂を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせ(=オフセット)する取組。

施策の方針I-2

循環型まちづくりの推進

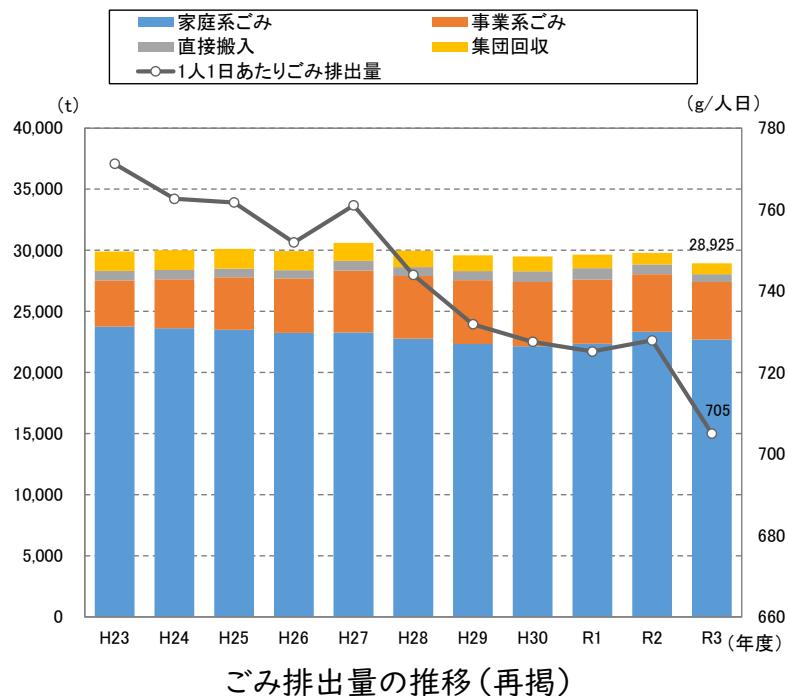
施策 I-2-1 4R の推進



◇現状と課題

【現状】

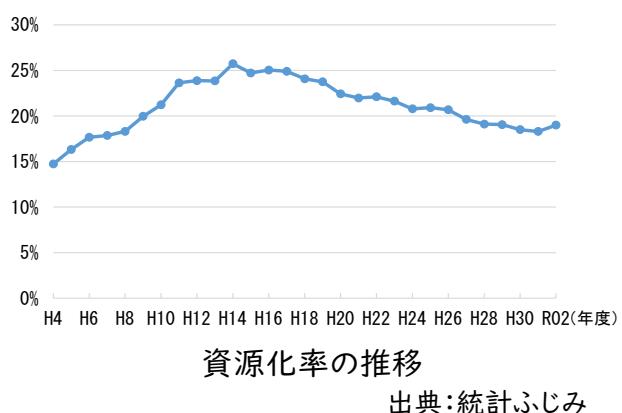
- 富士見市では、ごみの減量化・資源化を進めるため4Rを推進しています。4Rとは、リフューズ(ごみとなるものを断る)、リデュース(ごみとなるものを減らす)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の頭文字の4つのRを表したもので、エコバッグの配布、フードドライブの実施、リユース活動などに取り組んでいます。
- ごみの総排出量は、令和元(2019)年度から微増傾向となっていましたが、令和3(2021)年度(速報値)では減少となりました。
- 家庭系ごみは、令和元(2019)年度までは減少傾向となっていましたが、令和2(2020)年度に増加となるものの、令和3(2021)年度(速報値)は再び減少となりました。
- 事業系ごみは、令和元(2019)年度まで増加の傾向が見られましたが、令和2(2020)年度以降は減少に転じています。
- 令和3(2021)年度(速報値)における富士見市の1人1日当たりのごみ排出量¹⁶は705gで、県内で最も少ない排出量となっています。



出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より一部編集

¹⁶ 1人1日当たりのごみ排出量=(家庭系ごみ+事業系ごみ)÷人口÷年間日数

- 資源化率は、近年は概ね 19%前後で推移しており、リサイクルの推進に努めていますが、主に紙類の回収量が減少傾向にあることなどから、平成 14 年度以降は低下傾向にあります。



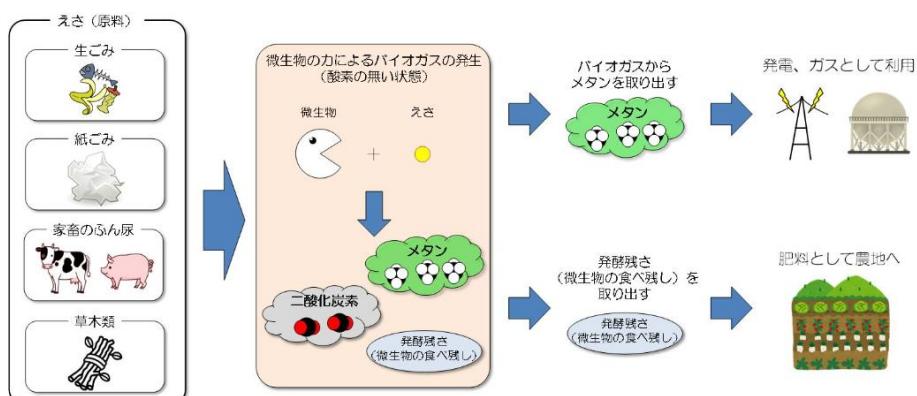
- 富士見市では令和 3(2021)年 4 月に一般廃棄物処理基本計画・第 3 次計画を策定し、計画の推進に取り組んでいます。
- 富士見市では令和 3(2021)年度より事業者と連携して公共施設から排出される食品廃棄物のバイオガス化を開始し、廃棄物の削減を進めています。

【課題】

- テレワークの増加等の新たな生活様式を踏まえたごみの削減に向けた取組が求められます。
- 資源化率の向上が求められます。

コラム バイオガス化とは

バイオガスとは、微生物の力（メタン発酵）を使ってえさ（生ごみ（食べ残しなど）、紙ごみ、家畜ふん尿など）から発生するガスのことです。えさ（原料）となる生ごみなどを微生物によって分解させます。分解によって発生したバイオガスに含まれるメタンは燃えやすい気体のため発電も可能です。



出典:環境省

◇主な取組

行政の取組

- ごみの発生を抑制するため、必要なものだけ買う、使い捨て商品や過剰包装を断るなど、環境に対して負荷の少ない買い物をするグリーンコンシューマーの普及に取り組みます。
- まちづくり講座（出前講座）やインターネットなどを活用し、4Rの普及啓発を図ります。
- 広報やフリーマーケットなどを通じ、リユースの普及に取り組みます。
- フードドライブなどにより食品ロス削減の普及啓発を図ります。
- 水切り等による生ごみの減量化の普及啓発を図ります。
- 生ごみや廃食用油などの利活用の推進を検討します。
- 公共施設から排出される生ごみの減量化とバイオガス化を推進します。
- 公園等の剪定枝のチップ化を推進します。
- 学校等と連携した落ち葉の堆肥化の促進を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- ごみをなるべく排出しないよう、環境に配慮した消費に努めます。市民 事業者

- エコバッグやマイボトルの持参などにより、プラスチックごみの削減に努めます。市民 事業者
- 使わないもの・着られない服などはフリーマーケットやSNSを利用して、リユースに努めます。市民
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。市民 事業者
- 生ごみの水切りやコンポストの利用など、生ごみの減量化に努めます。市民 事業者
- 地域で行われる集団資源回収の積極的な利用に努めます。市民
- 家庭・事業所における食品ロス対策の推進に努めます。市民 事業者

◇施策の推進指標

ごみの削減にはリサイクル率の向上が求められます。また、富士見市の誇りともいえる「一人一日当たりのごみの排出量が少ないことを維持するよう努めます。

指標	現状値	目標値
資源化率	18.9%（速報値） 【R3(2021)】	21.1% 【R12(2030)】
一人一日当たりのごみ排出量	705g（速報値） 【R3(2021)】	635g 【R12(2030)】
食品廃棄物のバイオガス化に取り組む事業所数	2社 【R4(2022)】	5社 【R14(2032)】

コラム グリーンコンシューマー

「グリーンコンシューマー」とは、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者のことです。

グリーンコンシューマー全国ネットワークではグリーンコンシューマーの在り方として「グリーンコンシューマー10原則」を掲げています。

1	必要なものを必要な量だけ買う
2	使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ
3	包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ
4	作るとき、使うとき、捨てるとき、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ
5	化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ
6	自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ
7	近くで生産・製造されたものを選ぶ
8	作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ
9	リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ
10	環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ

出典:グリーンコンシューマー全国ネットワーク「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」

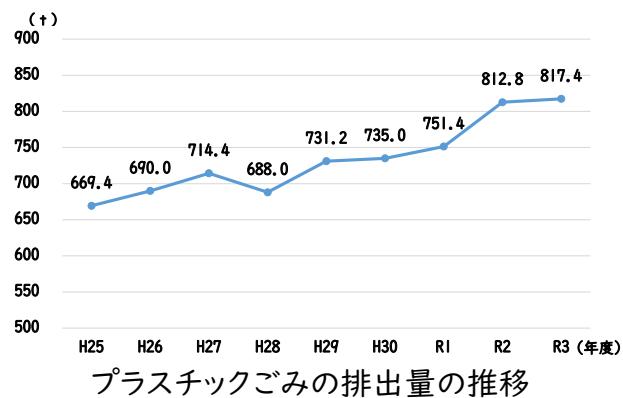
施策 I-2-2 脱プラスチック化の推進



◇現状と課題

【現状】

- プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。こうした背景から政府は、令和元(2019)年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げました。
- 令和3(2021)年6月には、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- 富士見市内的一般家庭から出されたプラスチックごみの排出量は、年々増加しており、令和3(2021)年度は平成25(2013)年度以降、最大となりました。排出されたプラスチックごみのうち、多くはリサイクルにより再資源化されていますが、再資源化に必要なエネルギーの使用に伴い二酸化炭素が排出されています。



出典：環境課資料

【課題】

- 増加しているプラスチックごみ削減のため、エコバッグやマイボトルの利用などによる、使い捨てプラスチックの抑制などの更なる推進が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 広報やホームページ、まちづくり講座（出前講座）等にてプラスチックごみ問題の普及啓発を図ります。
- 市民・事業者に対し、プラスチックごみ削減に関する情報提供を行います。
- 適切なごみ分別などによるプラスチックごみの資源化について普及啓発を図ります。
- プラスチックごみの削減に向けた取組を検討します。
- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を継続します。

市民・事業者に期待される取組

- エコバッグやマイボトルの持参などにより、プラスチックごみの削減に努めます。(再掲)
市民 事業者
- 再生プラスチック製品、バイオプラスチック製品の購入に努めます。
市民 事業者
- 事業活動での簡易包装化、バイオプラスチックの導入、再商品化に努めます。
事業者
- ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。(再掲)
市民 事業者

◇施策の推進指標

陸上で作られたプラスチックが、河川などを流れて大量に海に流出し、令和 32(2050)年には海のプラスチックの量が魚の量を上回る予測が出されており、このような問題に対応するため、脱プラスチック化に向けプラスチックごみの削減を進めます。

指標	現状値	目標値
家庭ごみから排出される プラスチックごみの排出量	817.4t(速報値) 【R3(2021)】	703.8t 【R12(2030)】
買い物袋を持参し、レジ袋は 使わないようにしている 市民の人の割合 【市民アンケート(いつも・ 時々行っている)の割合】	91.0% 【R3(2021)】	100% 【R13(2031)】



使い捨てプラスチック製品の提供を断り、ごみを減らしましょう

出典：環境省「プラスチック資源循環」

コラム 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

ワンウェイ(使い捨て)のプラスチックの使用規制や削減は、各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。日本では、「プラスチック資源循環戦略」のマイルストーンのとおり、令和12(2030)年までに、ワンウェイプラスチックをこれまでの努力も含め累積で25%排出抑制することを目指しています。

本制度では、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック製品のうち、政令で定める「特定プラスチック使用製品」を提供する事業者に、業種や業態の実態に応じて、これらを無償で提供している小売・サービス事業者(特定プラスチック使用製品提供事業者)が削減の取組(有償化、辞退者へのポイント還元、消費者の意思確認、代替素材への切替えなど)を行うこととしています。

対象品目	対象業種
① フォーク ② スプーン ③ テーブルナイフ ④ マドラー ⑤ 飲料用ストロー	● コンビニ ● スーパー ¹⁾ ● 百貨店 ● ホテル ● 旅館 ● 飲食店 ● フードデリバリー 等
⑥ ヘアブラシ ⑦ くし ⑧ かみそり ⑨ シャワーキャップ ²⁾ ⑩ 歯ブラシ	● ホテル ● 旅館 等
⑪ 衣類用ハンガー ⑫ 衣類用カバー	● スーパー ³⁾ ● 百貨店 ● クリーニング店 等

基本目標2 豊かな自然を育み共生するまち

施策の方針2-1 緑と水辺の保全

施策 2-1-1 緑の適切な保全管理



◇現状と課題

【現状】

- 緑地面積は平成30(2018)年度比で、保存樹林は0.3ha、緑の散歩道は0.1haの減少となりましたが、都市緑地で1箇所4.0haの増加となっています。
- 令和3(2021)年度に「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を策定し、緑の保全を進めています。
- 保存樹木として令和3(2021)年度では12種66本が指定されています。
- 緑地保全基金等を活用し、緑地を取得するなど公有緑地を増やす取組を進めています。

緑地の状況(再掲)

区分	H30 (2018)		R3 (2021)	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市緑地	16	18.8	17	22.8
保存樹林	14	3.9	14	3.6
緑の散歩道	3	0.7	3	0.6
市民緑地	4	1.9	4	1.9

出典:統計ふじみ

保存樹木の指定状況

(令和3(2021)年度)

樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	29	スギ	2
シラカシ	3	イトヒバ	1
サクラ	6	ヤナギ	1
クスノキ	3	ヒマラヤスギ	2
イチョウ	16	カヤ	1
エノキ	1	スダジイ	1

出典:富士見市の環境

【課題】

- 保存樹木は土地所有者の意向などによる指定の解除があり、減少傾向となっています。面積の維持のため、保存樹木指定の意義やメリットの更なる普及が求められます。
- 計画的な緑地の公有化による保全が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 保存樹木・樹林制度の更なる普及によりまとまった緑地の保全を推進します。
- 国の緑地保全制度の活用などにより、計画的な緑地の公有化を推進します。
- 富士見市の特徴である社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。
- 開発行為等の際に植栽地の確保や生け垣助成制度などにより、地域における緑化の促進を図ります。
- 公共事業の際に緑地の設置や既存樹木・樹林の保全に努めます。
- 樹木医や造園業者の活用等による枯損木対策の検討も含め、継続的な維持管理対策を図ります。
- 先進自治体における樹林の多面的機能の活用について研究し、市内での活用を検討します。
- 建物の屋上緑化・壁面緑化を推進します。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 保存樹木・樹林制度を活用し、所有する緑を管理します。
- 森林整備や緑化活動に積極的に参加します。(再掲)
- 家庭や事業所の緑化に努めます。(再掲)

市民
市民
市民

事業者
事業者
事業者

◇施策の推進指標

本施策については前掲「施策 1-1-4 温室効果ガス吸収源対策の推進」との関連性が高いことから、同様の推進指標とします。

指標	現状値	目標値
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の 散歩道、市民緑地の合計面積) 【再掲】	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市は新河岸川、荒川、柳瀬川などをはじめとした河川や、広大な水田など、水辺環境が豊富なまちです。
- 第2章「富士見市を取り巻く現況」で示したとおり、河川の水質調査を定期的に実施し、水質は概ね改善傾向にあることから、これまでの水質保全の取組による成果が表れています。
- 「川の国応援団」の活動を支援するため、埼玉県・川の国応援団・市による覚書を結び、水辺環境の保全を図っています。
- 生活排水対策の推進として、公共下水道の整備や水質汚濁の防止に向けた取組を実施しています。
- 令和3(2021)年度の富士見市内の公共下水道の普及率¹⁷(処理区域内人口/行政人口)は98.6%、水洗化率¹⁸(水洗化人口/処理区域内人口)は99.1%となっています。

【課題】

- 水辺環境の美化に向けた取組の実施や市民・事業者への啓発の継続が求められます。
- 公共下水道の普及の推進や未接続世帯の解消、浄化槽の適正な管理が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 河川などの美化・保全活動等により、水辺環境の保全を推進します。
- 国や県と連携し、水辺環境の保全を推進します。
- 水とふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
- 市民による水辺環境の保全活動を支援します。
- 市内河川の水質調査を継続し、河川水質の監視を行います。
- 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換や公共下水道への接続の促進を図ります。
- 浄化槽の法定検査等に関する普及啓発により受検率の向上を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 水辺環境の保全活動に積極的に参加します。 市民
- 生活排水を適切に処理するなど、水辺環境の保全に努めます。 事業者
- 浄化槽の清掃、点検、法定検査による適切な維持管理に努めます。 市民
- 事業者

¹⁷ 全体の人口のうち、どれくらいの人が下水道を使えるようになったかを示す割合。

¹⁸ 下水道処理人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口(水洗化人口)の割合を表す指標。

◇施策の推進指標

市内河川の水質調査では概ね環境基準を達成していますが、生活環境項目の一部に未達成の項目があることから、水質保全を推進する必要があります。また、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により河川の水質保全に努めます。

指標	現状値	目標値
市内河川の水質調査の環境基準達成項目	未達成項目 3 項目 【R3(2021)】	全項目達成 【R14(2032)】
公共下水道(汚水)の普及率	98.6% 【R3(2021)】	99.9% 【R7(2025)】
公共下水道(汚水)の水洗化率	99.1% 【R3(2021)】	99.3% 【R7(2025)】

注:市内河川の水質調査の3つの未達成項目は pH(水素イオン濃度)、SS(浮遊物質量)、DO(生物化学的酸素要求量)の生活環境項目となります。



富士見江川



河川の水質調査

施策の方針2-2

湧水の保全・活用

施策 2-2-1 湧水地の保全と適切な維持管理



◇現状と課題

【現状】

- 湧水は水質、水温、水量が一年を通して比較的安定しており、そこにしか生息できないような生きものが育まれています。更に湧水周辺には斜面林があり、湧水の保全は斜面林も保全することにつながり、緑の保全にもなります。斜面林は都市部に残された貴重な樹林であり、平地林と比べて緑が立体的に見えるため、より緑豊かな景観として感じる効果が高いという意味でも大きな役割を果たしています。
- 令和 3(2021)年度の調査では 29 箇所の湧水を確認し、水温や湧水量等を測定しています。なお、平成 29(2017)年度に行った調査において確認された湧水地で枯渇してしまった箇所はありませんでした。
- 湧出量は増加となった箇所も見受けられましたが、全体的な傾向としては減少傾向となっています。
- 令和 3(2021)年度に「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を策定し、湧水の整備・活用方針を示しました。
- 宅地開発などに伴い、本来斜面林から湧出する地下水が埋設管を通して側溝等に流下している地点も散見されています。

【課題】

- 湧水地を十分に管理できていない地点もあり、適切な維持管理方法の検討が求められます。
- 湧水地の周辺環境も含めた湧水地の保全と維持管理が求められます。
- 減少傾向にある湧水量を増やす取組が求められます。
- 関係部署と連携した取組の検討が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水地の適切な保全・整備を行います。
- 雨水の浸透能力が高い、緑地や農地の保全を推進します。
- 雨水浸透施設の設置の促進を図ります。
- 歩道等に透水性の高い舗装の導入を推進します。
- 市民と協働した湧水地の維持管理方法の検討や、湧水を有する公園の維持管理を行います。
- 湧水地を整備する際は、生態系に配慮した整備手法で行います。
- 湧水の現況を把握するため、定期的な調査を行います。

市民・事業者に期待される取組

- 湧水地の美化に努めます。
- 行政と連携した湧水地の保全に努めます。
- 開発を行う際は湧水地や周辺の生態系の保全に配慮するよう努めます。



◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、湧水の整備・活用方針を示しており、今後、湧水地の保全や活用を進めます。

指標	現状値	目標値
「富士見市湧水と緑の活用基本方針」における整備計画に基づく湧水地の整備(全3ルート)	0 ルート 【R3(2021)】	1 ルート 【R14(2032)】
市内の湧水箇所	29 箇所 【R3(2021)】	29 箇所 【R14(2032)】

施策 2-2-2 湧水の周知と利活用の推進



◇現状と課題

【現状】

- 湧水は水そのものの利用のほか、様々な生きものの生息地や水飲み場などの役割を果たしており、豊かな生態系の維持にも役立っています。
- 湧水マップを作成し、毎年、小学生に配布を行い、市内の湧水の周知を行っています。
- 「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、3つの活用拠点（ハケ上東緑地公園・江川親水公園、市民緑地御庵、市民緑地谷津の森）を結んだルートで重点整備計画を検討しています。
- 令和 3(2021)年度に市民への湧水に関する情報や今後の活用方針の周知を目的として湧水見学会を開催しました。
- 令和 3(2021)年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の保全と啓発」に対して、「重要である」、「やや重要である」の回答は 56.4%となっており、前回の平成 23(2011)年度の 50.9%から上昇しています。
- 環境省が令和 2(2020)年度までに把握している湧水地は全国で約 16,000 件にのぼり、うち埼玉県では約 300 件が把握されています。現在、富士見市では 29 件の湧水地が確認されており、県内でも上位の湧水数となっています。

【課題】

- 湧水マップを活用したイベント開催など、湧水マップの更なる活用方法等の検討が求められます。
- 令和 3(2021)年度に実施した市民アンケートによると、「湧水の存在」に対する満足度を問う設問では、「どちらともいえない」の回答が 60%以上となっており、湧水の存在や湧水が持つ環境機能をアピールすることが重要です。
- 湧水地の整備・開発を行う際は、生態系に配慮することが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 湧水マップの活用などによる、市民参加型イベントの定期的な開催を検討します。
- 市民と協働した湧水調査の実施を検討します。
- 湧水に関する情報発信などにより、市民・事業者との情報共有を図ります。
- 周辺生態系に配慮しながら「富士見市湧水と緑の活用基本方針」に基づく湧水の保全・整備・活用を推進します。
- 生活用水等としての利用や自然環境の保全など、様々な湧水の活用方法を検討します。

市民・事業者に期待される取組

- 行政が主催するイベントに参加するなど、湧水への関心を高めます。
- 湧水に関する情報の発信を図ります。
- 湧水の活用方法について検討します。

市民

事業者

市民

市民

事業者

◇施策の推進指標

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」で示す湧水の整備や多面的機能の活用などにより湧水の情報発信、利活用を推進します。

指標	現状値	目標値
湧水に関する市民参加型イベントの定期開催	0回/年 【R3(2021)】	1回/年 【R14(2032)】
「湧水の存在」に対する満足度 【市民アンケート (満足+やや満足)の割合】	11.4% 【R3(2021)】	40% 【R13(2031)】

コラム 湧水の多面的機能

湧水は、生活用水や農業用水として利用されるほか、自然環境の保全機能（生物多様性の確保等）、都市環境の改善機能（ヒートアイランド現象の緩和等）、防災機能（災害時の活用等）、教育や文化、レクリエーション機能等、人々の暮らしに役立つ様々な機能を有しています。

「富士見市湧水と緑の活用基本方針」では、それぞれの湧水の状況に応じて適切に活用し、湧水の持つ多様な機能を活かす方針を示しており、湧水の更なる魅力・機能向上を図っています。

水資源（生活・農業用水等）機能

自然環境保全機能

都市環境の改善機能

防災機能

教育・文化、レクリエーション機能



市内の湧水地

施策の方針 2-3

生物多様性の保全 《富士見市生物多様性地域戦略》

富士見市生物多様性地域戦略

(1) 個別計画としての策定の背景

「生物多様性」とは生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接・間接的に支え合って生きています。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって成り立っています。また、多様で豊かな生きものは現在及び将来の人間にあって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。

私たちは、こうした生物多様性の保全と持続可能な利用に関する重要性を踏まえ、自然と人との調和のとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、豊かな社会をつくることが必要です。

生物多様性を守る世界的な取組として、平成 4(1992)年に生物多様性条約が採択され、平成 5(1993)年に発効しました。平成 22(2010)年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、生物多様性に関する平成 23(2011)年以降の新たな世界目標「愛知目標」が採択されました。

愛知目標では長期目標として「自然と共生する世界」の実現、令和 2(2020)年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」及び短期目標を達成するための 20 の個別目標を掲げました。

このような国際情勢の中、日本においても条約を締結し、平成 24(2012)年 9 月に愛知目標を達成するための国別目標などを盛り込んだ「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。

愛知目標の達成に向けて各国が生物多様性の状況や取組の優先度などに応じて必要な国別目標を設定し、「生物多様性国家戦略」の中に組み込み、取組を進めてきました。しかし、多くの国で設定された目標が、愛知目標の達成には不十分なものであったことなどから、国際連合の報告書「地球規模生物多様性概況(第 5 版)」によると、20 の個別の目標のうち完全に達成できたものはありませんでした。

目標達成には、更なる社会変革が必要とされ、次の国際的な目標(ポスト 2020 生物多様性枠組)の策定に向けたプロセスは、平成 30(2018)年にエジプトで開催された COP14 において決定され、これに基づき公開ワーキンググループや海洋、自然再生、保護地域等のテーマ別ワークショップ、地域ワークショップ等が順次開催されています。

また、令和 3(2021)年には COP15 第一部が開催され、昆明宣言が採択されました。更に、令和 4(2022)年に開催された COP15 第二部では、新たな生物多様性に関する世界目標(ポスト 2020 生物多様性枠組)である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

これまで、富士見市では生物多様性を保全する取組を環境基本計画における自然環境分野の施策として展開してきました。

昨今の国際的・全国的な生物多様性の保全に向けた取組が活発化する情勢を踏まえ、より実効性の高い施策・取組とするため富士見市生物多様性地域戦略を策定します。

コラム 生物多様性

生物多様性における3つの多様性

生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
		
<p>「さまざまな生態系が存在すること」</p> <p>自然には森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。</p>	<p>「生物の種間にさまざまな差異が存在すること」</p> <p>動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。</p>	<p>「生物の種内にさまざまな差異が存在すること」</p> <p>同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。(例: ナミテントウは遺伝子によって模様が異なる)</p>

生物多様性はなぜ重要なのか

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系からの恵みである「生態系サービス」によって支えられています。生態系サービスには基盤サービス(酸素や水など生命の生存基盤)・供給サービス(食料や医療品などの供給)・文化的サービス(伝統文化などの育み)・調整サービス(気候調整や自然災害などの緩和)の4つがあります。もし、生物多様性が失われてしまうと私たちはこれらの恩恵を受けることができなくなってしまいます。私たちが生きていくためにも生物多様性の保全は重要なのです。

(2) 個別計画としての位置づけと期間

富士見市生物多様性地域戦略(以下「生物多様性地域戦略」という。)は、「生物多様性基本法」に基づくもので、国家戦略を基本とし、県の地域戦略や、市の関連する各種計画と整合性を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進する計画です。

本計画では、「施策の方針 2-3 生物多様性の保全《富士見市生物多様性地域戦略》」を生物多様性基本法に基づく地域戦略として位置づけるものとします。

生物多様性地域戦略の計画期間は、本計画の計画期間との整合を図り、令和 5(2023)年度から令和 14(2032)年度までの 10 年間とします。

(3) 策定にあたっての現状

① 地形・地質

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、富士見市は南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地との境の斜面からいくつもの湧水が湧く、都市近郊でも貴重な湧水が存在するまちであり、水辺環境の豊富さが特徴です。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土(ローム)で覆われているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。

これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海となっていたことによるものであり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

② 富士見市の動植物

「第 2 章 富士見市を取り巻く現況」で記載したとおり、起伏のある地形や水田、湧水、河川等の水辺環境が豊富な富士見市には、多くの動植物が生息・生育しています。

北東部の荒川低地では水田地帯が形成され水田雑草群落が広がっており、南西部の武蔵野台地では、宅地化が進み市街地が広がっていますが、シラカシ・ケヤキ林やコナラ・クヌギ林から成る斜面林や社寺林が点在しています。(資料編:「植生図」参照)

また、令和 3(2021)年度に行った調査で確認された動植物の多くは、富士見市の水辺環境が豊富な状況を反映し、水辺に生息する種も多く確認され、樹林環境では森林性の動植物が多く確認されました。

環境省レッドリスト 2020 及び埼玉県レッドリスト 2018 に掲載されている種は、植物 15 種、両生類 2 種、爬虫類 6 種、鳥類 25 種、昆虫類 11 種、魚類 2 種、水生生物 3 種が確認され、いずれも水田や湿地等の水辺を中心に確認されています。

項目	種数	注目すべき種	確認されたレッドリスト掲載種の例
植物	391 種	15 種	タコノアシ、ゴギヅル、ウスゲチョウジタデなど
哺乳類	9 種	—	—
両生類	5 種	2 種	トウキョウダルマガエル、アズマヒキガエル
爬虫類	8 種	6 種	シマヘビ、ヒバカリ、ヤマカガシなど
鳥類	68 種	25 種	チュウサギ、オオタカ、ハヤブサなど
昆虫類	544 種	11 種	ナゴヤサナエ、ネアカヨシヤンマ、ビロウドサシガメなど
魚類	21 種	2 種	ホトケドジョウ、ミナミメダカ
水生生物	87 種	3 種	ナミウズムシ、サワガニ、アオヤンマ



ウスゲチョウジタデ



ホンドタヌキ



トウキョウダルマガエル



ヒバカリ



オオタカ



ネアカヨシヤンマ



ホトケドジョウ



サワガニ

富士見市でみられる生きものの例

③ 富士見市の生態系

富士見市では田畠と斜面林・社寺林、河川敷の草地などから成る里地里山環境及び新河岸川等の河川環境の生態系が構築されています。

更に、富士見市の特徴である湧水を取り巻く生態系もあり、様々なタイプの生態系が存在しています。

富士見市で営巣が確認されたオオタカは、生態系上位種として豊かな生態系の象徴であり、本種が生息・繁殖できるような自然環境の保全が重要です。また、富士見市で確認されている、ほかの希少な生きものが引き続き生息できる自然環境を維持していくことも求められます。



斜面林



河川



湧水



田畠

（4） 対象地域と目標

富士見市の豊かな自然環境の保全を推進するため、市全域を対象とし、生物多様性地域戦略の目標を以下に定めることとします。

目標（目指すべき社会）

多様な生きものと共に共生し、自然と

調和のとれた健全て豊かな社会を目指す

施策 2-3-1 生育・生息環境と生きものの保全



◇現状と課題

【現状】

- 市内には水田や河川等の豊富な水辺環境、斜面林や社寺林からなる森林環境に加え、富士見市の特徴である湧水環境など様々な生態系が存在します。
- 市内に広く存在する水田や畠などの農地には、米や野菜などの生産の場としての役割だけでなく、多様な生きものが生息する場としての役割もあります。このような里地里山環境は全国的に減少しており、かつては普通に見られた種が絶滅の危機に瀕している例もあります。したがって、生物多様性に配慮しながら農地の保全を行い、農業生産を継続的に行うこと、豊かな生態系を育むことにもつながります。
- 令和3(2021)年度の調査では、植物 391 種、哺乳類 9 種、両生類 5 種、爬虫類 8 種、鳥類 68 種、昆虫類 544 種、魚類 21 種、水生生物 87 種の生息が確認されています。その中にはオオタカ、ホトケドジョウ、サワガニなどの希少な生きものが確認されました。
- アレチウリやアライグマなどの特定外来生物を含む外来生物も確認されています。
- アライグマの積極的な捕獲や外来植物の駆除などに関する普及啓発を行い、外来生物対策を推進しています。

【課題】

- 多種多様な生きものが生息できるよう、減少傾向にある緑や農地を維持していくことが求められます。
- 生息地周辺の環境も含めた希少な生きものの保全の推進が求められます。
- 在来生物の保全のため、外来生物対策の強化が求められます。
- 生きものの生息状況を定期的に把握し、状況に応じて保全措置を講じることが求められます。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対する更なる支援体制の構築が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市の特徴である社寺林・斜面林・緑地・里地里山環境の保全を推進します。(再掲)
- 湧水などの水辺環境とその水辺環境における生態系の保全を推進します。
- 生態系に配慮した樹林地や水辺などの維持管理を行うとともに、新たなビオトープの創出を検討します。
- 希少な生きものの生息状況を把握するため、動植物調査を継続します。
- 外来生物の生息状況を把握し周知を図るとともに、適切な防除対策を行います。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。
- 農地を適正に維持管理するため、既存農家及び新たな農業の担い手を支援します。
- 農地の継続的な維持のため、地元農産物の普及に取り組みます。
- 化学合成農薬・化学肥料を適正に使用するなど環境への負荷を低減した環境保全型農業の促進を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 生物多様性の保全に配慮した生活・事業活動に努めます。
- ペットは責任を持って終生飼育します。
- 生態系に影響がある特定外来生物の駆除活動に協力します。
- 開発の際にその地域の生態系に配慮します。



◇施策の推進指標

市内で確認されたレッドリストに掲載されている種や掲載されていない動植物も含め、現時点で確認されている希少な生きものを守るため、良好な生息環境の維持に努めます。

指標	現状値	目標値
市内で確認された動植物種の数	1,133 種 【R3(2021)】	1,133 種 【R14(2032)】
上記のうち、レッドリスト 掲載種の数	64 種 【R3(2021)】	64 種 【R14(2032)】
市域の森林・緑地等の面積 (都市緑地、保存樹林、緑の 散歩道、市民緑地の合計面積) 【再掲】	28.9ha 【R3(2021)】	28.9ha 【R14(2032)】

注:レッドリスト掲載種は、次回の調査時点においてレッドリストに掲載されている種及び令和 3(2021)年度で確認された種を対象とします。

コラム 外来生物

外来生物とは、人為的な導入によりその本来の生息地又は生育地の外に生息又は生育する生物を指します。そのうち、生態系に係る被害を及ぼす恐れがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって規定された外来生物を特定外来生物といいます。富士見市でもアライグマ、アカボシゴマダラ、ウシガエル、カダヤシなどの特定外来生物が見つかっています。

なお、令和 5(2023)年 1 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が閣議決定されました。これにより、令和 5(2023)年 6 月からミシシッピアカミミガメ及びアメリカザリガニは、規制の一部が適用除外とされる、通称「条件付特定外来生物」として指定され、野外への放出、輸入、販売、購入、頒布等を許可なしに行なうことが禁止されます。



施策 2-3-2 生物多様性に対する理解の促進



◇現状と課題

【現状】

- 生物多様性国家戦略では「生物多様性の認知度」の目標を令和元(2019)年度までに75%以上としていましたが、国による調査では令和元(2019)年度の認知度は51.8%にとどまっています。
- 市民アンケートによると自然環境に対する満足度及び重要度について、「生物多様性の保全」について「よくわからない」の割合が全項目の中で最も高く、生物多様性の重要性について理解を深める必要があります。また、児童アンケートでは、外来生物の問題について「知らない」の回答が34.4%となっており、生物多様性に関する問題の認知度が低いことが推察できます。

【課題】

- 生物多様性の認知度の向上が求められます。
- 生物多様性について正しい理解の普及が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 生物多様性に関する情報の発信やまちづくり講座(出前講座)等を実施し、周知を図ります。
- アライグマなどの外来生物が与える影響などについて周知を図ります。
- 市民や市民団体と協働した自然観察会の実施を検討します。
- 市民や事業者からの情報収集に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 生物多様性に対して関心を高め正しい理解を深めます。
- 市民・事業者・行政間における情報共有を図ります。



◇施策の推進指標

生物多様性の保全には、市民・事業者・行政が生物多様性に対する理解を深めることが重要です。その第一歩として認知度を向上させる必要があります。

指標	現状値	目標値
生物多様性の認知度	— 【R3(2021)】	75%以上 【R13(2031)】

注：目標値は国の目標設定と整合を図ることとし、目標値の達成度合いはアンケート調査により把握することとします。

コラム チョウの分布域北上と地球温暖化

地球温暖化による影響は生きものたちにも及びます。例えば、ツマグロヒョウモンは、インド、インドシナ半島などの熱帯から温帯域に分布するヒョウモンチョウで、これまで日本では日本の西南地域での分布が確認されていましたが、近年では、関東北部でも分布が確認されており、地球温暖化との関係が指摘されています。このような例はナガサキアゲハやムラサキツバメなどでも知られており、いずれも令和3(2021)年度の調査において富士見市内で確認されています。

このような生態系の変化は元々その地域に生息していた生物に影響を与える可能性があるため、地球温暖化対策の推進は生物多様性にとっても重要なものとなっています。



ツマグロヒョウモン(♀)

施策 2-3-3 生きものとふれあう機会の充実



◇現状と課題

【現状】

- 市の水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」を開催しています。
- 地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習することにより、自然環境への関心を高めることを目的として、講師の指導の下、リバーウォッチングを行う「川の探検隊」を開催しています。
- 市民団体と協力し、諏訪の森や石井緑地公園の手入れなど自然環境の保全活動に取り組んでいます。
- 市民アンケートによると 10 年前と比較した「生きものとのふれあい」について「悪くなった」、「やや悪くなった」の回答が 20.7%となっており、他の項目よりも悪くなつたと感じている傾向が高い結果となりました。
- 児童アンケートによると「遊びのなかで植物や生きものにふれる機会があるか」について「したことがない」の回答はほぼすべての項目で 30%以上となっており、「田畠・家庭菜園・花作りの手伝いをする」について「したことがない」の回答が 39.4%と比較的高い値となっています。

【課題】

- 市民団体への支援・協力体制の強化が求められます。
- 生きものとのふれあいの場とふれあいの機会を増やすことが求められます。
- 里地里山環境の一端を担う農地は減少傾向にあることから保全に努めるとともに、自然とのふれあいの場として機能させることが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 川の生きもの調査・観察会をはじめとする観察会を実施します。
- 自然や生きものとのふれあう場をつくり、維持します。
- 自然や生きものとのふれあいの場の情報提供を行います。
- 学校における生きものとふれあう機会の創出に努めます。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 観察会や農業体験などのイベントに積極的に参加します。
- 自然とふれあう機会を増やします。
- 市民農園など農業とふれあう機会の充実を図ります。

市民	事業者
市民	事業者
市民	事業者

◇施策の推進指標

自然や生きものとのふれあいの場を創出・保全し、生物多様性への関心を高めます。また、次世代を担う子どもたちの生物多様性に対する意識向上を図ります。

指標	現状値	目標値
川の生きもの調査・観察会 参加者数	85人 【R4(2022)】	335人 【R14(2032)までの累計参加者数】
「自然の生きものとのふれあい」の 満足度 【市民アンケート (満足・やや満足)の割合】	17.4% 【R3(2021)】	45%以上 【R13(2031)】
「遊びのなかで植物や生きものに ふれているか」 【児童アンケート(したことが ない)の割合の平均値】	34.5% 【R3(2021)】	15%以下 【R13(2031)】



川の生きもの調査・観察会

基本目標 3 安全で快適に暮らせるまち

施策の方針 3-1 安全なまちづくりの推進

施策 3-1-1 身近な生活環境の保全



◇現状と課題

【現状】

- 公害問題(大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音等)に関する調査・測定を定期的に実施しており、測定結果をホームページや年次報告書「富士見市の環境」で公表しています。
- 公共施設等の空間放射線量を測定し、結果を公表しています。富士見市では平成23(2011)年度を最後に除染対象箇所は見つかっていません。
- 小・中・特別支援学校の給食について放射性物質含有検査を実施し、結果を公表しています。すべての検査において放射性物質は不検出であることを確認しています。
- 公害苦情対応件数は、令和3(2021)年度で60件と増加傾向となっています。相談内容は野焼きに関するものが最も多く、次いで騒音、悪臭となっており、これらの相談を未然に防ぐための啓発を広報やホームページで行っています。
- 市民アンケートによると、「身近な生活環境の保全(公害問題の対応や調査の実施など)」に対して、重要度が高く満足度が低い傾向となりました。

【課題】

- 相談内容の多様化が進み、解決に時間要することが増えているため、迅速かつ柔軟な対応が求められます。
- 近隣の生活騒音に対する相互理解や樹木の越境に対する日常の維持管理などの啓発が求められます。



ダイオキシン類の大気調査

◇主な取組

行政の取組

- 大気汚染や生活騒音などを未然に防ぐための啓発を図ります。
- 公害等の相談に対して迅速に対応できる体制づくりを進めます。
- 公害問題(大気質、ダイオキシン類、河川水質、自動車騒音等)に関する定期的な調査・測定を継続し、その結果を公表します。
- 公共施設等において空間放射線量の測定を継続し、その結果を公表します。
- 道路の適切な維持管理により、自動車騒音対策を進めます。
- 給食食材の放射性物質含有検査を継続し、その結果を公表します。
- 広域的な公害問題は埼玉県及び近隣自治体と連携して対応します。

市民・事業者に期待される取組

- 生活騒音や事業活動による騒音の防止を心がけます。市民 事業者

市民

事業者

施策 3-1-2 有害化学物質対策の推進



◇現状と課題

【現状】

- 建築物等の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和3(2021)年4月に施行されました。
- 富士見市では、公共施設の石綿事前調査や必要に応じたアスベスト含有建材の適切な撤去を実施するほか、公共施設のシックハウス対策として、施設の新設・改修の施工終了時に室内の環境測定を実施し、法令等で定められた基準等に適合していることを確認しています。
- 解体時のアスベスト飛散防止対策、フロン回収義務付けの周知や補助制度の普及啓発を図っています。

【課題】

- シックハウス対策を考慮した材料・製品の選定が求められます。
- 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の改正に伴い、アスベストの含有事前調査を実施し、解体・改修時のアスベスト対策の遵守が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- シックハウス対策資材を使用するなど、公共施設のシックハウス対策を推進します。
- アスベスト・フロン類に関する対策について国や県と連携して取り組みます。
- フロンの排出抑制に向けた啓発を図ります。(再掲)
- 有害化学物質に対する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 事業者に対し法令を遵守した解体方法の啓発を図ります。
- 建設工事に伴い発生する廃棄物について、適正な分別解体・再資源化の普及啓発を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 有害化学物質対策に配慮した事業活動を行います。
- 法令等に基づき、適正な建設・解体を行います。
- 室内環境配慮マークを表示している製品の使用に努めます。

市民

事業者
事業者
事業者

◇施策の推進指標

有害化学物質対策の推進のため、事業者に対して県と連携した法令等の遵守徹底の指導・啓発など適正な対策を継続します。

指標	現状値	目標値
県と連携した事業所への立入検査の実施	実施 【R3(2021)】	継続 【R14(2032)】

コラム シックハウス症候群と室内環境配慮マーク

シックハウス症候群

建材などから発生する化学物質、カビ・ダニなどによる室内空気汚染等により、目がチカチカする、鼻水、のどの乾燥、吐き気、頭痛、湿疹などの健康被害がもたらされており、これらは「シックハウス症候群」と呼ばれています。

住宅の高気密化・高断熱化などが進み、化学物質による空気汚染が起こりやすくなっているほか、湿度が高いと細菌、カビ、ダニが繁殖しやすくなります。それだけではなく、一般的な石油ストーブやガスストーブからも一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物などの汚染物質が放出されます。たばこの煙にも有害な化学物質が含まれています。シックハウス症候群は、それらが原因で起こる症状です。

人に与える影響は個人差が大きく、同じ部屋にいるのに、まったく影響を受けない人もいれば、敏感に反応してしまう人もいます。

室内環境配慮マーク

室内環境配慮マークはシックハウス症候群の原因と考えられているホルムアルデヒドなどの揮発性有機化学物質の発散を規制した家具につけられる「人にやさしい家具」というキヤッチフレーズが入ったマークで、一般社団法人日本家具産業振興会会員企業の自主表示マークのひとつです。

このマークの表示がある家具は、ホルムアルデヒドを含まない塗料を使用しています。シックハウス対策を考えた家具選びをする際の判断基準となります。

人にやさしい家具



室内環境配慮マーク

出典:一般社団法人
日本家具産業振興会

施策の方針 3-2

快適なまちづくりの推進

施策 3-2-1 きれいなまちづくりの推進



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市は平成 19(2007)年に「富士見市をきれいにする条例」を制定し、空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置、路上喫煙に関するルールを定め、清潔で美しいまちづくりを推進しています。
- 町会等が自主的に地域の清掃を行うクリーン作戦などにより、地域の環境美化活動を推進しています。
- 富士見市環境施策推進市民会議により「富士見市をきれいにする条例」を普及啓発するための街頭キャンペーンを行っています。
- 違法屋外広告物・放置自転車の撤去・処分等を行っており、減少傾向となっています。
- 不法投棄対策として、看板の提供やパトロールを行っています。

立て看板等の撤去・処分状況

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
作業回数	24 回	24 回	24 回	24 回
除去枚数	1,514 枚	1,305 枚	660 枚	783 枚
処分量	1,550kg	200kg	170kg	460kg

出典:富士見市の環境

放置自転車の撤去・処分状況

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
撤去回数	105 回	105 回	105 回	105 回
撤去台数	1,246 台	1,160 台	539 台	411 台
処分台数	712 台	931 台	736 台	540 台

出典:富士見市の環境

不法投棄発生件数

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
不法投棄発生件数	115 件	139 件	106 件	107 件

出典:富士見市の環境

【課題】

- 地域の環境美化活動は活動団体が減少傾向にあるほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅な減少となっています。
- 路上喫煙等防止のため、富士見市をきれいにする条例の周知の強化が求められます。
- 不法投棄を減少させる施策が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市をきれいにする条例、美化推進計画及び富士見市をきれいにする日の普及啓発を図ります。
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を支援します。
- 美化推進協定を推進します。
- 違法屋外広告物、放置自転車の撤去・処分等を実施します。
- 不法投棄防止啓発看板の提供を行い、定期的なパトロールを実施します。
- 県や警察と連携して不法投棄対策を展開します。
- 公共施設などの公共空間における環境美化を進めます。

市民・事業者に期待される取組

- ごみの投げ捨てや犬のふんの放置などは行いません。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加します。
- 違法屋外広告物の掲示・自転車の放置・不法投棄は行いません。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

クリーン作戦の実施団体は減少傾向にあることから、実施団体の支援を進めます。また、不法投棄対策を強化し、防止を図ります。

指標	現状値	目標値
クリーン作戦実施団体数	29 団体 【R3(2021)】	75 団体 【R14(2032)】
不法投棄発生件数	107 件 【R3(2021)】	85 件 【R14(2032)】

施策 3-2-2 公園・緑地等の整備の推進



◇現状と課題

【現状】

- 令和 3(2021)年度に市民緑地「諏訪の森」、関沢緑地公園用地を取得するなど、公園・緑地の整備により緑の保全に加え、生活環境の向上に努めています。
- 公園や緑地等の面積は約 43.4ha(平成 30(2018)年度)から約 47.6ha(令和 3(2021)年度)と増加しています。
- 令和 3(2021)年度に実施した市民アンケートにおける公園や広場などの憩いの場の満足度に関する問いで、満足とやや満足を合わせた回答が 48%となり、生活環境の満足度を問う設問の中で最も高くなりました。
- 水子貝塚公園(国指定史跡)及び難波田城公園(県指定旧跡)の2つの歴史公園をはじめ、貴重な歴史的資源があります。
- 市民協働による花壇への花植え作業により、街中の緑化を推進しています。
- 令和 3(2021)年度に「富士見市湧水と緑の活用基本方針」を策定し、湧水の整備・活用方針を示しました。(再掲)

【課題】

- ボランティアの固定化や高齢化により、市民協働による公園整備への参加者の減少が懸念されます。
- 市内に残る歴史的景観を将来にわたって残していくことが重要です。
- 老木等の適正な維持管理方法の検討が求められます。
- 活用が少ない生け垣設置奨励制度について、更なる周知と支援内容の検討が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 住環境の向上を図るため、公園・緑地等の計画的な保全・維持管理を行います。
- 公園内などへの自然とふれあえる散策路の整備手法を検討します。
- 公園等における市民との協働や教育機関との連携など、市民や若者が参加できるような公園・緑地等の維持管理への参加手法を検討します。
- 現存する歴史的資源の適切な維持により、歴史的景観の保全を推進します。
- 生け垣設置奨励制度の周知を図るとともに支援内容を検討します。
- 樹木医や造園業者の活用等による枯損木対策の検討も含め、継続的な維持管理対策を図ります。(再掲)

市民・事業者に期待される取組

- 行政と協働した公園・緑地等の整備や維持管理への参加に努めます。
- 生け垣設置奨励制度の利用を検討します。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

公園・緑地の更なる保全・整備を図り、街中の憩いの場の創出に努めます。

指標	現状値	目標値
公園・緑地の箇所数 (公園、緑の散歩道、市民緑地)	64 箇所 【R3(2021)】	67 箇所 【R14(2032)】
住民1人当たりの公園面積	4.00 m ² 【R3(2021)】	4.13 m ² 【R14(2032)】



水子貝塚公園



難波田城公園

施策 3-2-3 暮らしやすいまちの推進



◇現状と課題

【現状】

- 平成 26(2014)年 11月に「空家等の対策の推進に関する特別措置法」が制定されたことを受け、平成 29(2017)年 6月に「富士見市空家等対策の推進に関する条例」を制定し、平成 30(2018)年度に「富士見市空家等対策計画」の策定及び空家総合窓口を設置し、増加する空家による生活環境の悪化への対策を進めています。
- 空家の所有者に対し適正に管理するよう通知するほか、市内の空家の発生抑制や流通促進を図ることを目的とした空家バンク事業を行っています。
- 令和 3(2021)年度に実施した市民アンケートにおいて「将来の富士見市の環境として何が重要か」についての設問では、「交通の安全性」の回答が 71.5%と最も高く、生活環境の中で交通の安全性を重視する声が大きくなっています。
- 外来生物や有害鳥獣対策では、県と連携した適切な対策を実施しており、近年では有害鳥獣としてカラスなどの捕獲を実施しています。
- 代表的な交通手段である自動車では、運転免許証の返納件数が増加傾向となっており、全国では令和元(2019)年の約 60 万件をピークに 50 万件近くで推移しています。

有害鳥獣等捕獲頭数

年度 捕獲種	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
ドバト	117	—	—	—
カラス(雛・卵)	—	4	12	2
イノシシ	—	1	—	—
ハクビシン	—	—	1	—
アライグマ	23	49	65	84

注:アライグマは埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲頭数も含んでいます。

出典:環境課資料

【課題】

- 増加する空地・空家を適正に維持管理するため、所有者に対する意識の醸成の促進が求められます。
- 令和 3(2021)年度に実施した市民意識調査において、最も満足度が低くなっている安全で快適な道路の整備への対応が求められます。
- 様々な野生動物が生活環境に及ぼす影響への対策が求められます。
- 高齢社会を迎えるなか、高齢者の生活を支える交通手段の確保が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 空地・空家の所有者に対し、速やかな働きかけを行い問題の早期解決を図ります。
- 空地・空家の除却や利活用に対する支援や空家バンクの活用により、空家対策を推進します。
- 交通の安全性向上のため、道路の安全対策や歩道の整備など、交通環境の充実を図ります。
- 人への被害を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。
- 飼い主のいない猫への活動に対する普及啓発を図ります。
- 安心かつスムーズな移動手段として、市内循環バスなどの公共交通の維持を図ります。

市民・事業者に期待される取組

- 所有する建築物を適切に管理します。 市民 事業者
- 空家バンクなど空家に対する支援を活用し、空家を適切に管理します。 市民
- 自動車や自転車の安全運転に努めます。 市民 事業者

◇施策の推進指標

増加傾向にある空家の件数を各取組の実施により、目標年度における予想値よりも少なくなるよう努めます。また、市内循環バスの利用状況の検証などにより市内公共交通による交通支援を図ります。

指標	現状値	目標値
空家の件数	626 戸 【R4(2022)】	656 戸 【R9(2027)】
市内循環バスの利用者数	106,932 人 【R3(2021)】	175,000 人 【R7(2025)】

基本目標 4 みんなで学び協働するまち

施策の方針 4-1

環境教育・環境学習の推進

施策 4-1-1 環境リーダーの育成の推進



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市では、市民・事業者・行政の協働組織である富士見市環境施策推進市民会議が中心となり、環境にやさしいまちづくりを進めています。
- 富士見市環境施策推進市民会議では、地球温暖化防止や生ごみの水切り推進活動、エコライフ DAY・WEEK の小・中・特別支援学校での実施などによる普及啓発活動を行っているほか、環境講座の開催により知識・意識の向上に努めるなど、富士見市の環境保全活動を推進する環境リーダーとして活動しています。
- 「市民同士の学び合い・助け合い」による多様で豊かな地域社会を築いていくことを目的とした富士見市市民人材バンクにおいて、市民間で様々な学び合いが行われています。
- このほか、環境学習活動、河川の保全などの取組を行っている市民団体も複数存在します。

【課題】

- 環境保全活動の一層の推進を図るため、環境リーダーによる活動の支援に加え、新たな環境リーダーの発掘・育成が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市環境施策推進市民会議の活動を推進します。
- 環境リーダーとしての活動の場を広げるため、富士見市市民人材バンクへの登録を促すとともに、講座等の開催により新たな環境リーダーの発掘に努めます。
- 県の環境アドバイザーと協力した講座やまちづくり講座（出前講座）の開催などにより、知識・意欲の向上の場を作ります。

市民・事業者に期待される取組

- 富士見市の環境について理解を深め、環境活動への参加に努めます。
- 環境に関する知識を有する方は、積極的に富士見市市民人材バンクに登録します。

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

富士見市環境施策推進市民会議と市の協働で開催している環境講座の開催等により環境リーダーの育成を進めます。

指標	現状値	目標値
環境講座の参加人数	116回 【R3(2021)】	1,000人 【R14(2032)までの累計参加者数】

注:令和3(2021)年度の環境講座は動画配信としたため、視聴回数で示しています。



環境講座

コラム 富士見市市民人材バンク

富士見市市民人材バンク制度とは、「市民同士の学び合い・助け合い」ができるよう支援することを目的として設立され、平成15(2003)年4月に開始しました。

地域やグループで行う学習活動、スポーツ活動、地域活動などの活動に対して、指導・協力いただける方(個人・団体)に登録いただき、経験豊富な人材を「人財」として分かち合うことで、より良い地域社会の実現を目指しています。

登録者は、地域団体などからの依頼で地域のイベントや介護施設・保育所、幼稚園でのお楽しみ会など、多様な場面で活躍しています。

◇現状と課題

【現状】

- 埼玉県では、環境を守り・育てる人材の育成により、持続可能な社会を創り出していく人材を増やしていくため、環境学習（環境教育）の取組が進められています。
- 富士見市では、富士見市環境施策推進市民会議との協働による各種事業、まちづくり講座（出前講座）、水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」などにより環境学習を推進しています。
- 学校では、学校ファームを活用した活動を行うほか、公民館では、地域を流れる柳瀬川に親しみながら河川について学習する「川の探検隊」などの学習活動を行っています。

【課題】

- 環境について学び、活動する人材のすそ野を広げていくため、子どもたちや若い世代が環境について学習できる機会の充実が求められます。
- 注目される環境問題・環境意識に合わせた、まちづくり講座（出前講座）の内容とすることが求められます。
- 自然観察会の調査結果のフィードバック方法など、情報発信の充実が求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 環境講座・まちづくり講座（出前講座）を推進します。
- 自然公園や湧水を活用した学習の場の創出のため、川の生きもの調査・観察会を継続します。
- 自然や生きものとのふれあう場をつくり、維持します。（再掲）
- 学校における落ち葉の堆肥化や環境ポスター展の募集など、学校と連携した環境教育を推進します。
- 環境に関する図書館資料等を収集します。
- 環境に関する富士見市市民人材バンク登録者や活動団体と連携した環境教育を推進します。
- 市職員の環境意識の向上を図るため、環境に関する職員研修を実施します。

市民・事業者に期待される取組

- 環境教育・環境学習に関するイベントに積極的に参加します。
- 環境教育・環境学習の場を創出します。
- 環境に関する知識を有する方は、積極的に富士見市市民人材バンクに登録します。（再掲）

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

環境教育・環境学習の場として引き続き、川の生きもの調査・観察会や環境講座の開催により環境教育・環境学習の充実を図ります。

指標	現状値	目標値
川の生きもの調査・観察会 参加者数【再掲】	85 人 【R4(2022)】	335 人 【R14(2032)までの 累計参加者数】
環境講座の参加人数【再掲】	116 回 【R3(2021)】	1,000 人 【R14(2032)までの 累計参加者数】

注:令和 3(2021)年度の環境講座は動画配信としたため、視聴回数で示しています。



令和 4(2022)年度
富士見市環境問題
啓発ポスター展最優秀作品

施策の方針 4-2

みんなで協力するまちづくりの推進

施策 4-2-1 環境保全活動の活性化



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市環境施策推進市民会議と協働による環境講座などを通じ、市民の知識・意識の向上を図っています。
- 近年の環境講座では、地球温暖化対策に対して、一人ひとりの生活の中で実践できる行動をテーマに取扱っています。
- エネルギーの地産地消と環境意識の向上を図り、保全行動に繋げてもらうため、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器等の設置者に対して補助金を交付し、太陽光発電システム累計設置者数は令和 3(2021)年度で 986 件となっています。
- 「COOL CHOICE」の取組である「COOL BIZ」や「WARM BIZ」等に積極的に参加するほか、周知ポスターを掲示し、認知度の向上に努めています。
- 地球温暖化防止活動を活性化するため、市のホームページにおいて、エコライフ DAY・WEEK の取組結果に合わせ、温暖化防止に関する情報を掲載しています。
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を促進するため、支援を行っています。

【課題】

- 子どもから大人まで、多くの人が環境意識を育むことにより、市全体で環境保全活動に取り組むことが求められます。
- 環境保全行動の推進を図るため、更なる環境リーダーの育成が求められます。
- 各取組の共有や団体の連携などによる更なる環境保全活動の活性化のために、情報交換の場を設けるなどが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 環境講座・まちづくり講座（出前講座）を推進します。（再掲）
- 補助制度や環境保全活動に関する情報提供を推進します。
- 環境イベントの開催により、環境保全意識の啓発を図ります。
- 自然環境の保全活動に取り組んでいる団体に対し、協働事業提案制度などを用いた支援の仕組みを検討します。（再掲）
- クリーン作戦などの地域における環境美化活動を支援します。（再掲）
- 「CCOL CHOICE」に賛同し、地球温暖化対策に取り組みます。
- 富士見市環境施策推進市民会議との連携強化により、全市的な環境保全活動を推進します。

市民・事業者に期待される取組

- 環境講座・まちづくり講座（出前講座）に積極的に参加します。
- 地域の環境保全活動への参加に努めます。
- 環境保全活動に関する情報収集に努めます。

市民

事業者

市民

事業者

市民

事業者

◇施策の推進指標

身近な環境保全活動であるクリーン作戦への参加者増加を図り、環境保全への意識醸成を強化します。

指標	現状値	目標値
環境美化活動（クリーン作戦） 参加人数	3,271人 【R3(2021)】	8,500人 【R7(2025)】



ごみ拾いによる環境美化活動



◇現状と課題

【現状】

- 富士見市環境施策推進市民会議において各種会議（総会・全体会・役員会・事業推進委員会・地区ブロック会議）を開催するなど、連携を強化し、情報を交換しています。
- 地域における環境美化活動を促進するため、町会等が実施するクリーン作戦に使用するごみ袋の配布や集められたごみの収集を支援しています。
- 水谷小学校区まちづくり協議会の協力により、石井緑地公園に堆肥置き場を設置し、水谷小学校の児童による落ち葉を活用した堆肥づくりが行われています。
- 環境に関する様々な情報を収集するため、国・県主催の会議、講習会等に参加するほか、近隣の地方公共団体と一部事務組合の事業について意見交換を行っています。
- 富士見市環境施策推進市民会議や環境審議会の場において、環境施策に関する報告など、意見交換を行っています。

【課題】

- ターゲットに合わせた情報発信媒体を活用するなど、効果的な情報発信が求められます。
- 幅広い年代による多様な意見交換を通じて、相互に活動を支援できる体制づくりが求められます。

◇主な取組

行政の取組

- 富士見市環境施策推進市民会議及び環境審議会の場において、各主体の活動内容の紹介や意見交換などにより、情報共有・支援を図ります。
- ボランティア団体との連携強化や情報交換に努めます。
- 自然観察会などを通じた地域交流を推進します。
- ホームページ等を活用し、環境に関する情報の発信を推進します。
- 国・県・近隣の地方公共団体との連携強化と情報交換に努めます。

市民・事業者に期待される取組

- 富士見市環境施策推進市民会議及び環境審議会での積極的な意見交換に努めます。
 - 行政や事業者の環境情報や環境報告書などの最新情報を確認し、日々の環境保全運動に役立てます。
 - アンケート調査等への協力に努めます。
- | | |
|----|-----|
| 市民 | 事業者 |
| 市民 | 事業者 |
| 市民 | 事業者 |

◇施策の推進指標

環境保全には市民・事業者・行政の連携が重要なことから、富士見市環境施策推進市民会議との協働事業による啓発活動や環境審議会の場において、市の環境施策に関する意見交換を行うなど、市民・事業者・行政の連携を図ります。

指標	現状値	目標値
富士見市環境施策推進市民会議における協働事業の実施及び環境審議会における意見交換の実施	実施 【R3(2021)】	継続 【R14(2032)】



富士見市環境施策推進市民会議による
街頭キャンペーン

第6章 計画の推進体制と進捗管理

I. 推進体制

富士見市が目指す望ましい環境像の実現に向け、下図に示す体制で各主体が連携・協働して計画を推進します。なお、各主体・組織の役割は以下のとおりです。

(1) 市民・事業者

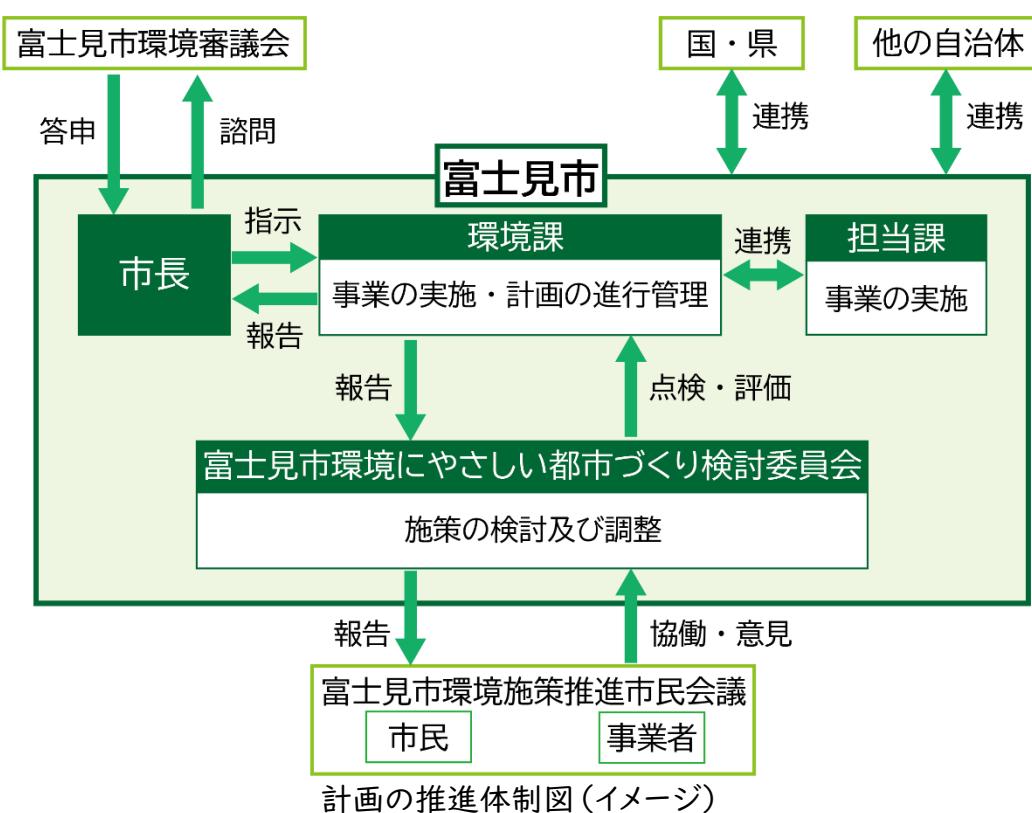
- 日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取組を自主的に実行します。
- 富士見市環境施策推進市民会議や市が実施する環境施策に参加・協力します。
- 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

(2) 富士見市環境施策推進市民会議

- 市民・事業者・行政の協働による取組の中心的組織として、相互の連携を図りながら環境にやさしいまちづくりを推進します。
- 公表された「富士見市の環境」に対して意見を述べます。

(3) 行政(担当課)

- 事業の実施による施策の推進及び庁内連携により、本計画の推進や進行管理を行います。
- 市民や事業者に対して情報提供を行い、市民や事業者による環境保全活動について啓発・促進・支援を行います。



2. 進捗管理

本計画の実効性を確保するため、本計画の進捗管理は「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」の PDCA サイクルに基づき実施し、毎年度、進捗状況の達成度を把握し、評価を行います。

(1) 計画の策定(Plan)

- ・ 計画に基づく取組の実施にあたり、新たな施策の立案や取組手法などを検討します。

(2) 計画の実行(Do)

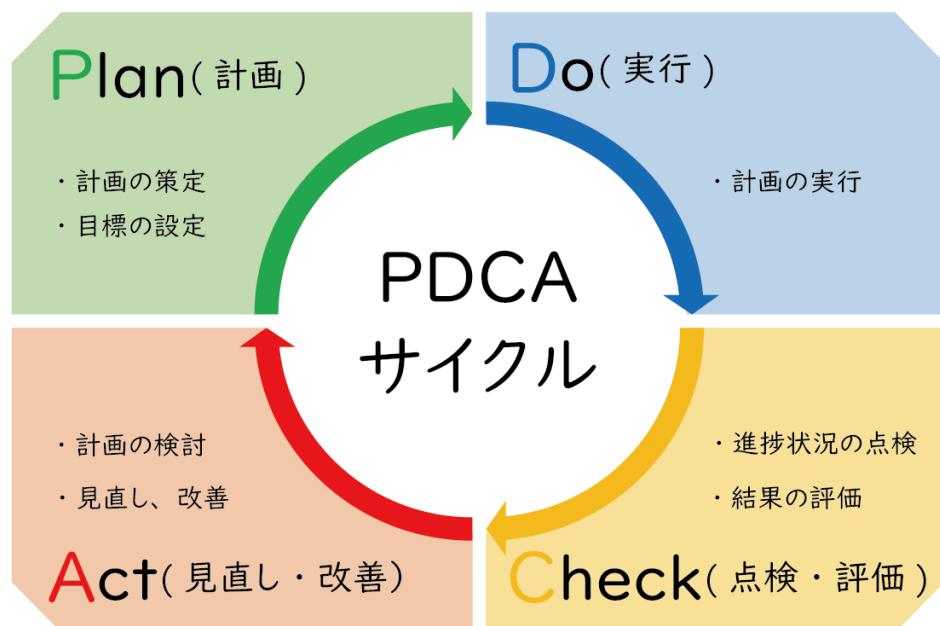
- ・ 本計画に定められた施策について、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から取組を進め、市の環境保全を推進します。

(3) 進捗状況の点検、結果の評価(Check)

- ・ 本計画に掲げる施策の進捗状況及び市の現状について、推進指標などを用いて、点検、評価を行います。
- ・ 毎年度、市の環境に関する状況をまとめた「富士見市の環境」を公表します。

(4) 計画の検討、見直し、改善(Act)

- ・ 施策の進捗状況及び市の現状を踏まえて、取組の見直しを行います。
- ・ 本計画の中間年度となる令和 9（2027）年度には、計画の見直しを行います。



資料編

資料編1.温室効果ガスの算定方法	104
1. 温室効果ガスの現況推計	104
(1) 温室効果ガスの算定条件	104
(2) 現況推計の算定方法	105
2. 削減ポテンシャルの推計	108
(1) 国の地球温暖化対策計画の取組による削減見込量	108
(2) 市民アンケート結果をもとに推計した削減見込量	109
資料編2.植生図	110
資料編3.第3次富士見市環境基本計画の策定経過	111
資料編4.富士見市環境基本条例	112
資料編5.富士見市環境審議会規則	117
資料編6.富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会	119
資料編7.用語の解説	121

資料編Ⅰ. 温室効果ガスの算定方法

1. 温室効果ガスの現況推計

(Ⅰ) 温室効果ガスの算定条件

市域から排出される温室効果ガスは、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル令和4年3月」を基に算定しました。

項目	内容
対象年度	平成25(2013)年度～令和元(2019)年度
対象部門	<p>【エネルギー起源 CO₂】</p> <ul style="list-style-type: none">・産業部門：製造業、建設業、農林業・業務その他部門：第三次産業・家庭部門：一般家庭・運輸部門：自動車、鉄道 <p>【その他ガス】</p> <ul style="list-style-type: none">・燃料燃焼分野：自動車の走行に係る CH₄ 及び N₂O・農業分野：耕作、畜産、農業廃棄物等に係る CH₄ 及び N₂O・廃棄物分野：一般廃棄物の焼却、排水処理等に係る非エネルギー起源 CO₂、CH₄、N₂O

(2) 現況推計の算定方法

エネルギー起源 CO₂

部門・分野		算定式等	データ取得先等
産業部門	製造業	【手法:A 都道府県別按分法(標準的手法)】 ・埼玉県の製造業における炭素排出量×富士見市の 製造品出荷額/埼玉県の製造品出荷額×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 調査(経済産業省) ・工業統計(経済産業省)
	建設業	【手法:A 都道府県別按分法(標準的手法)】 ・埼玉県の建設業における炭素排出量×富士見市の 建設業の従業員数/埼玉県の建設業の従業員数× 44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 調査(経済産業省) ・経済センサス【基礎調査】(経済 産業省)
	農林業	【手法:A 都道府県別按分法(標準的手法)】 ・埼玉県の農林業における炭素排出量×富士見市の 農林業の従業員数/埼玉県の農林業における従業員 数×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 調査(経済産業省) ・経済センサス【基礎調査】(経済 産業省)
業務その他部門		【手法:A 都道府県別按分法(標準的手法)】 ・埼玉県の業務その他部門における炭素排出量×富 士見市の業務その他部門における従業員数/埼玉県 の業務その他部門における従業員数×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 調査(経済産業省) ・経済センサス【基礎調査】(経済 産業省)
家庭部門		【手法:A 都道府県別按分法(標準的手法)】 ・埼玉県の家庭部門における炭素排出量×富士見市 の世帯数/埼玉県の世帯数×44/12	・都道府県別エネルギー消費統計 調査(経済産業省) ・住民基本台帳に基づく人口・人 口動態及び世帯数(総務省)
運輸部門	自動車	【手法:A 全国按分法(標準的手法)】 ・全国の運輸(自動車)における炭素排出量×富士見 市の自動車保有台数/全国の自動車保有台数× 44/12	・総合エネルギー統計(経済産業 省) ・市区町村別自動車保有車両台 数統計(一般財団法人自動車検 査登録情報協会) ・市町村別軽自動車車両数(全国 軽自動車協会連合会)
	鉄道	【手法:B 事業者別按分法】 ・東武鉄道の鉄道事業における CO ₂ 排出量×富士見 市内営業キロ/全国営業キロ	・社会環境報告書(東武鉄道株式 会社)

その他ガス【非エネルギー起源 CO₂】

部門・分野		算定式等	データ取得先等
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却	・一般廃棄物中のプラスチックごみの焼却量×排出係数+一般廃棄物中の合成繊維の焼却量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査(環境省)

その他ガス【CH₄】

部門・分野		算定式等	データ取得先等
燃料燃焼分野	自動車の走行	・埼玉県の車種別燃料種別走行キロ×富士見市の自動車保有台数/埼玉県の自動車保有台数×排出係数分類の自動車保有台数/走行キロ分類の自動車保有台数×排出係数	・自動車燃料消費量統計年報(国土交通省) ・市区町村別自動車保有車両台数統計(一般財団法人自動車検査登録情報協会) ・市町村別軽自動車車両数(全国軽自動車協会連合会)
農業分野	耕作	・(水田の種類ごとの)作付面積×排出係数 ・(作物の種類ごとの)作付面積×排出係数 ・(作物の種類ごとの)耕地にすき込まれた作物残さ量×排出係数	・作物統計調査(農林水産省)
	畜産	【家畜の飼養】 ・家畜の種類ごとの飼養頭数×排出係数 【排せつ物】 ・家畜の種類ごとの排せつ物処理区分ごとの排せつ物中に含まれる有機物量×排出係数 ・家畜の種類ごとの飼養頭数×排出係数	・環境課提供データ
	農業廃棄物	・農業廃棄物の種類ごとの屋外焼却量×排出係数	・作物統計調査(農林水産省)
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却	・焼却施設の種類ごとの一般廃棄物の焼却量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査(環境省)
	工場廃水処理	・産業廃水量×CH ₄ 発生処理施設において処理される産業廃水量割合(%)×工場内で処理される工場廃水割合(%)×廃水中のBOD濃度×排出係数	・工業統計(経済産業省)
	生活排水処理	【終末処理場】 ・富士見市の年間下水処理量×一次処理を除いた終末処理場の年間下水処理量/終末処理場の年間下水処理量×排出係数 【し尿処理施設】 ・し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 【生活排水処理場】 ・生活排水処理施設ごとの年間処理人口×排出係数	・環境課提供データ ・下水道統計(社団法人日本下水道協会) ・一般廃棄物処理実態調査(環境省)

その他ガス【N₂O】

部門・分野		算定式等	データ取得先等
燃料燃焼分野	自動車の走行	・埼玉県の車種別燃料種別走行キロ×富士見市の自動車保有台数/埼玉県の自動車保有台数×排出係数 分類の自動車保有台数/走行キロ分類の自動車保有台数×排出係数	・自動車燃料消費量統計年報(国土交通省) ・市区町村別自動車保有車両台数統計(一般財団法人自動車検査登録情報協会) ・市町村別軽自動車車両数(全国軽自動車協会連合会)
農業分野	耕作	・(水田の種類ごとの)作付面積×排出係数 ・(作物の種類ごとの)作付面積×排出係数 ・(作物の種類ごとの)耕地にすき込まれた作物残さ量×排出係数	・作物統計調査(農林水産省)
	畜産	【排せつ物】 ・家畜の種類ごとの飼養頭数×排出係数	・環境課提供データ
	農業廃棄物	・農業廃棄物の屋外焼却量×排出係数	・作物統計調査(農林水産省)
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却	・焼却施設の種類ごとの一般廃棄物の焼却量×排出係数	・一般廃棄物処理実態調査(環境省)
	工場排水処理	・産業廃水量×N ₂ O発生処理施設において処理される産業廃水量割合(%)×工場内で処理される工場廃水割合(%)×廃水中の窒素濃度×排出係数	・工業統計(経済産業省)
	生活排水処理	【終末処理場】 ・富士見市の下水処理量×一次処理を除いた終末処理場の年間下水処理量/終末処理場の年間下水処理量×排出係数 【し尿処理施設】 ・し尿処理施設における生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量×排出係数 【生活排水処理場】 ・生活排水処理施設ごとの年間処理人口×排出係数	・環境課提供データ ・下水道統計(社団法人日本下水道協会) ・一般廃棄物処理実態調査(環境省)

2. 削減ポテンシャルの推計

(1) 国の地球温暖化対策計画の取組による削減見込量

部門	対策	削減見込 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
産業	高効率空調の導入	44	358
	産業用照明の導入	187	
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	128	
業務その他	建築物の省エネルギー化(改修)	1,485	13,933
	業務用給湯器の導入	590	
	高効率照明の導入	5,259	
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	3,849	
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	2,694	
	クールビズの実施徹底の促進	36	
	ウォームビズ実施徹底の促進	20	
家庭	クールビズ実施徹底の促進	51	16,375
	ウォームビズ実施徹底の促進	316	
	家庭エコ診断	43	
	家庭における食品ロスの削減	349	
	住宅の省エネ化(改修)	1,965	
	高効率給湯器の導入	7,913	
	高効率照明の導入	5,737	
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善	15,444	15,444
合 計			46,110

注:当表の削減見込量の値は、国の「地球温暖化対策計画」(令和3(2021)年10月21日閣議決定)の各施策に対する排出削減見込み量のデータから本市の規模に直して推計したもので、参考値となります。

注:端数処理のため合計数値が合わない場合があります。

(2) 市民アンケート結果をもとに推計した削減見込量

部門	取組の内容	削減見込 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
家庭	節電等の省エネの取組	16,449	23,733
	省エネ設備としてエネファーム及びHEMSを各家庭で導入	7,283	
運輸	エコドライブ	4,202	5,122
	半年間1日5キロの移動を自家用車からバスへ転換	920	
合 計			28,854

注:端数処理のため合計数値が合わない場合があります。

節電等の省エネの取組内容

場面	取組の内容	削減 kg-CO ₂ /世帯
エアコン	冬の暖房時の室温は20°Cを目安に	25.9
照明	電球形LEDランプに取り替え、点灯時間を短く	45.5
テレビ	テレビを見ないとときは消す	8.2
パソコン	使わないとときは、電源を切る(デスクトップ型)	15.4
冷蔵庫	ものを詰め込みすぎない	21.4
電子レンジ	野菜(葉菜)の下ごしらえに電子レンジを活用	12.2
電気ポット	長時間使用しないときはプラグを抜く	52.4
ガスコンロ	炎がなべ底からはみ出さないように調節	5.3
洗濯機	洗濯物はまとめ洗いを	2.9
掃除機	部屋を片付けてから掃除機をかける	2.7

出典:無理のない省エネ節約(資源エネルギー庁)

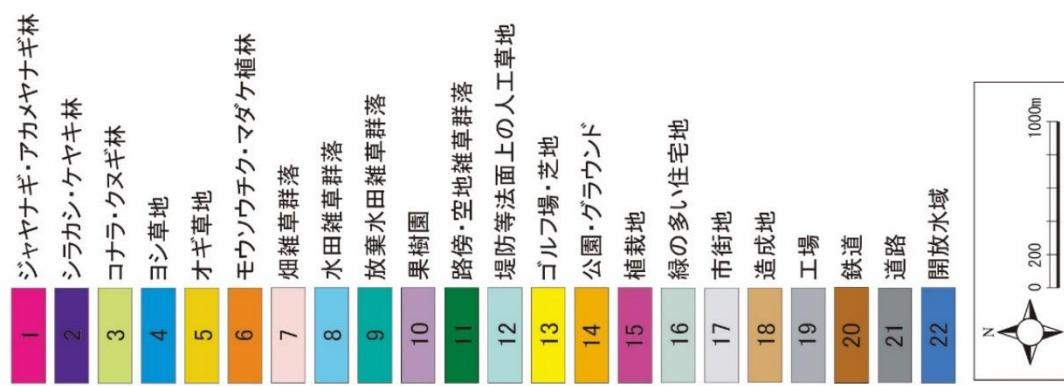
エコドライブの内容

場面	取組の内容	削減 kg-CO ₂ /台
自動車	ふんわりアクセル「eスタート」	194
	加減速の少ない運転	68
	早めのアクセルオフ	42
	アイドリングストップ	40.2

出典:無理のない省エネ節約(資源エネルギー庁)

資料編2. 植生図

凡例



資料編3. 第3次富士見市環境基本計画の策定経過

令和3年度	第3次富士見市環境基本計画策定に伴う基礎調査 ・環境意識アンケート調査 ・温室効果ガス排出量調査 ・動植物調査 ・湧水調査		
令和4年度	富士見市環境審議会	富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会	その他
5月			基本的事項等の整理・分析
6月			
7月	第1回 ・諮問 ・第3次富士見市環境基本計画策定に向けた基本的事項及び方向性について ・環境意識アンケート調査結果について		現行計画に係る進捗状況の調査
8月		第1回 ・現行計画の進捗状況について ・骨子(案)について	
9月	第2回 ・現行計画の進捗状況について(1回目) ・骨子(案)について		
10月	第3回 ・現行計画の進捗状況について(2回目) ・施策の方針1-1について 第4回 ・施策の方針1-2以降について		
11月	第5回 ・施策の方針3-1以降について ・計画全体のまとめについて	第2回 ・第3次富士見市環境基本計画(案)の確認	政策会議(行政会議)
12月			
1月			パブリックコメント(1/4~2/3)
2月		第3回 ・パブリックコメントの結果及び対応の確認	
3月	第6回 ・第3次富士見市環境基本計画(案)の確認 ・答申		計画の策定

資料編4. 富士見市環境基本条例

○富士見市環境基本条例

平成13年12月25日
市条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の堀削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにはかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第 7 条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 9 条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第 10 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第12条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、第17条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するた

め、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第 23 条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するため必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第 8 条第 3 項の規定により審議会の意見を聞くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることがある。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(富士見市公害対策審議会条例の廃止)

2 富士見市公害対策審議会条例(昭和48年条例第13号)は、廃止する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のように]略

資料編5. 富士見市環境審議会規則

○富士見市環境審議会規則

平成14年4月22日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見市環境基本条例(平成14年条例第31号)第27条の規定に基づき、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(平19規則24・平23規則12・令3規則19・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

富士見市環境審議会(第10期)名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	委員構成
会長	須田 昭	学識経験者
会長職務代理	中村 章	学識経験者
委員	木内 芳弘	学識経験者
委員	星野 弘志	学識経験者
委員	濱野 裕司	学識経験者
委員	守山 義一	市民団体
委員	柳田 政男	市民団体
委員	五十嵐 正幸	事業者
委員	細田 英夫	事業者
委員	関 知枝	事業者
委員	水村 誠	事業者
委員	高橋 満	公募市民
委員	細田 皓一	公募市民
委員	戸塚 隆久	公募市民
委員	田中 聰行	公募市民

富士見市環境審議会(第11期)名簿

(順不同、敬称略)

役職	氏名	委員構成
会長	星野 弘志	学識経験者
会長職務代理	中村 章	学識経験者
委員	笠原 勤	学識経験者
委員	村上 正明	学識経験者
委員	荒野 久美子	学識経験者
委員	柳田 政男	市民団体
委員	守山 義一	市民団体
委員	五十嵐 正幸	事業者
委員	金子 淳子	事業者
委員	加治 早苗	事業者
委員	水村 誠	事業者
委員	高橋 満	公募市民
委員	戸塚 隆久	公募市民
委員	細田 皓一	公募市民
委員	田中 聰行	公募市民

資料編6. 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

○富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

平成16年5月13日

決裁

注 平成23年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 市長は、委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策企画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平23年3月31日・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(平23年3月31日・令3年3月31日・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(令3年3月31日・全改)

委員会の構成

委員長	経済環境部環境課長
副委員長	政策財務部政策企画課長
委員	危機管理課長
委員	総務部総務課長
委員	総務部公共施設マネジメント課長
委員	協働推進部協働推進課長
委員	市民部市民課長
委員	子ども未来部子育て支援課長
委員	健康福祉部福祉政策課長
委員	経済環境部産業経済課長
委員	都市整備部都市計画課長
委員	建設部道路治水課長
委員	建設部建築指導課長
委員	建設部水道課長
委員	教育部教育政策課長
委員	教育部生涯学習課長
委員	教育部学校教育課長
委員	教育部学校給食センター所長

資料編7. 用語の解説

あ 行

空家バンク

自治体が中心となって空家の情報を一括管理・公開する制度。空家所有者から売却・賃貸に関する情報を募り、利用希望者に物件の紹介を行う。空家の有効活用を通じた「定住促進による地域の活性化」を図ることなどを目的としている。

アスベスト

石綿(せきめん、いしわた)とも呼び、天然に産出される纖維状鉱物で、耐熱性、耐摩擦性、耐薬品性、紡織性などに優れており、建築材料等に多く使用されてきたが、肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなり、世界保健機関(WHO)では発ガン性物質と断定されたことから、現在日本では製造、輸入、使用等の全面禁止となっている。

アライグマ防除実施計画

埼玉県では、特定外来生物であるアライグマは、平成14(2002)年度に初めて2頭が捕獲されて以降、増加の一途を辿り、捕獲の実績がある市町村は県内全域に及んでおり、天敵がなく雑食性で強い繁殖力を持っていることから、生息密度の高い地域では、在来の野生生物や生態系への悪影響が指摘されている。このため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、市町村や関係機関と連携を図り防除対策を推進している。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市域から排出されるごみ(事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外の廃棄物)の減量と適正処理並びにリサイクル事業

の指針として策定する計画。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる機能を持つ施設で、河川や下水への雨水流出量を抑制するもの。代表的なものとして、「雨水浸透ます」や「雨水浸透管(浸透トレーニング)」がある。

エコアクション21

環境省が中小事業者等の幅広い事業者に対して自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」方法を提供する目的で作成したガイドラインに基づく認証・登録制度。二酸化炭素や廃棄物の削減、節水など環境負荷の軽減に積極的に取り組む企業や団体などを支援している。

エコドライブ

人にも、クルマにも、地球環境にもやさしい自動車の運転方法をいい、エコドライブ普及連絡会では、「エコドライブ10のすすめ」を提唱している。

- ①ふんわりアクセル「eスタート」
- ②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③減速時は早めにアクセルを離そう
- ④エアコンの使用は適切に
- ⑤ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧不要な荷物はおろそう
- ⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩自分の燃費を把握しよう

エコライフ

わたしたちの便利で快適な生活が自然や環境に影響を及ぼしていることを認識し、省エネルギー、ごみの減量、リサイクル、節水など、環境にやさしい生活を実施すること。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画。

脱炭素化に向けた世界的な潮流、国際的なエネルギー安全保障における緊張感の高まりなどの平成30(2018)年の第5次エネルギー基本計画策定時からのエネルギーをめぐる情勢変化や日本のエネルギー需給構造が抱える様々な課題を踏まえ、総合資源エネルギー調査会において検討を深め、令和3(2021)年に閣議決定された。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど。

か 行

街区公園

公園を中心に半径250m以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1箇所当たり0.25haの面積が目安とされている。

化学合成農薬

化学的に合成された物質や天然物等を有効成分とする農業用の薬剤。

化石エネルギー

太古の地球に生存した動植物が死滅後に堆積し、熱化学的変成等を受けて炭化水素を主成分として生成した化石燃料の燃焼等によって得られるエネルギー。

合併処理浄化槽

「し尿」と「生活雑排水」を戸別にまとめて処理する浄化槽。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて、化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境報告書

事業者が環境保全に関する方針、目標、計画、環境負荷の低減に向けた取組状況等について取りまとめた報告書。

気候非常事態宣言

国、自治体、学校、団体といった組織が、気候変動が異常な状態であることを認める宣言。宣言と同時に気候変動を緩和するための政策立案、計画、キャンペーンなどの対応を積極的に打ち出すことによって、市民や事業者などの関心を高め、気候変動への行動を加速させる。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的・技術的・社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

協働事業提案制度

地域における公共的な課題の解決と、市民満足度の向上を目的に、市民と市が提案・計画段階から協議を行い、互いを尊重しながら役割分担と責任を明確にし、協働で事業に取り組む制度。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境への

負荷が極力少ないものを選んで購入すること。平成 13(2001)年に「グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)」が施行され、国等の公的機関が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や事業者、国民に対してもグリーン購入に努めることを求めている。

クリーン作戦

町会や各種団体を中心に行う自主的な地域清掃活動等。市では、5月と11月の最終日曜日を「富士見市をきれいにする日」と定め、市民一人ひとりが自宅周辺の道路などを自主的に清掃する取組を実施。

国際連合気候変動枠組条約

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として平成6(1994)年に発効された国際条約。翌年から締約国会議(COP)が毎年開催されており、その中で採択・締結されたものとして「京都議定書」や「パリ協定」などがある。

昆明宣言

中国南西部の昆明で開かれた COP15 の中で、平成 22(2010)年に採択された「愛知目標」に代わり、生物多様性を守るために新たな目標を今後、確実に採択するとした宣言。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能なエネルギー。大きな特徴としては、「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を排出しない(増加させない)」の 3 点がある。これに対して石油や石炭などは燃焼すると再

生不可能であり、枯渇性(有限)エネルギーとして位置付けられている。

里地里山

原生的な自然と都市の中間に位置し、樹林、農地、ため池など、人間の働きかけによって環境が形成・維持してきた地域概念。

次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に削減した自動車を指し、ハイブリッド車(HV)やプラグインハイブリッド車(PHV/PHEV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)などがある。

市民緑地

都市部において、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と、地方公共団体または緑地管理機構(都道府県知事により指定された法人)が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度により、地域の人びとが利用できる公開された地域。

斜面林

本計画では、武蔵野台地と荒川低地とをつなぐ斜面に残る樹林を指し、市内の斜面林では多くの湧水が見られ、地域固有の自然が残されている。

樹林の多面的機能

樹林の働きは、木材等の資源の提供や二酸化炭素の吸収だけでなく、動物たちへの生息環境の提供、土砂災害の防止、水源のかん養機能(雨水を地下水に蓄え、徐々に河川に流し、洪水を緩和したり、河川の水量を安定化する機能)、保養の場の提供、環境学習の場の提供など、さまざまな機能を有している。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた計画。

蒸気フラッシュ発電

地下に溜まった高温の蒸気で直接タービンを回して発電する仕組みのこと。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。

水洗化

宅地内の排水管を公共下水道へ接続すること。

水素イオン濃度

溶液中の酸性・中性・アルカリ性を示す指標で、河川などの環境基準となっている。単位はpH(ピーエイチ、ペーハー)。0~14の数値で表され、pH7が中性、7から値が小さくなるほど酸性が強く、7から値が大きくなるほどアルカリ性が強くなる。

生物多様性国家戦略

「生物多様性条約」と「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し、自然共生社会の実現に向けた戦略的施策を推進するために国が策定した計画。

ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

省エネによって使うエネルギーを減らし、創

エネによって使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにする。

た行

単独処理浄化槽

「し尿」のみを処理する浄化槽。生活雑排水は処理されないため、河川等の水質汚濁の原因となっている。

地区公園

公園を中心に半径1km以内に住んでいる人が主に利用することを目的として配置された公園を指し、1箇所あたり4ha以上の面積が目安とされている。

地産地消

地域で生産された生産物や資源をその地域で消費すること。特に食生活の面では、生産者の顔が見えたり、新鮮な食材を手に入れることになり、安全・安心につながるとともに、輸送コストの削減(二酸化炭素排出量を含む。)にも寄与する。

地中熱

地中の温度は年間を通じてその地域の平均気温程度に保たれており、夏季には外気温よりも低く、冬季には外気温より高いという特徴があり、空調、給湯、融雪などにこの特徴を利用することで、省エネによるコスト削減、CO₂排出量の削減、ヒートアイランド対策などにつながる。

地熱発電

マグマにより生じた高温の蒸気を利用し、タービンを回転させて電気を作る発電方式。

中小水力発電

一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道

などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電すること。

特定外来生物

「外来生物法」に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定された外来生物。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれる。

都市緑化

都市に草や木などの植物を植え、緑を増やし、その後生長するように生育の管理をすること。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられた緑地を指し、1箇所あたり0.1ha以上の面積が目安とされている。

な 行

二酸化窒素濃度

自動車のエンジン、工場のボイラー、家庭のストーブなど、燃料を燃やすことで発生する大気汚染物質の一つ。環境基準として「1日平均値が0.04~0.06ppmの範囲内またはそれ以下であること」が設定されている。

は 行

ばい煙

「大気汚染防止法」に基づき、工場などで燃料や物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物・スス・有害物質（カドミウム、塩素等）。代表的なばい煙施設として、ボイラー、廃棄物焼却炉などがある。

バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックを使用し、微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、動植物などから生まれた生物資源の総称（石油や石炭などの化石資源は除く）のこと。具体的には、農林水産物、稻わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

バイナリー発電

地熱水により水よりも沸点の低い媒体を加熱・蒸発させてその蒸気でタービンを回す方式のこと。

バックグラウンド地点

大気中の二酸化窒素を測定する際に、自動車排出ガスの影響を受けない地点のこと。

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象。アスファルト等による地表面被覆や都市形態の高密度化、人工排熱の増加などが原因として挙げられている。

BAU 排出量（現状趨勢排出量）

今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品などを持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動。未利用食品の有効利用を図り、食品ロスの削減に貢献する。

富士見市空家等対策計画

市の空家対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 30(2018)年に策定。相談体制の充実、改修支援、利活用の促進など、空家に関する施策を展開している。

富士見市をきれいにする条例(美化推進計画)

空き缶等のごみや犬のふんの散乱、路上喫煙の防止により、清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を目指すため、平成 19(2007)年に制定。また、この条例に基づき富士見市環境基本計画を補完・具体化するものとして、美化推進計画を平成 22(2010)年に策定。

ポスト 2020 生物多様性枠組

令和 2(2020)年までの国際目標であった生物多様性を保全するための愛知目標に代わる、令和 3(2021)年以降の国際目標。生物多様性条約第 15 回締約国会議第二部で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択された。

保存樹木・樹林

都市における自然環境や景観の保護・維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」や市区町村の条例等に基づき指定された樹木及び樹林。

ら 行

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合 (IUCN) が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成している。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめている。

ま 行

水辺環境

本計画では、川や池などの水面に近接した岸とその周辺で、一定程度の動植物が生息・生育する自然的環境が備わった区域や、遊び・学び・体験活動の場としての利用に適した区域。

**第3次富士見市環境基本計画
令和5年3月**

発行:富士見市

編集:富士見市経済環境部環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800の1

TEL:049-251-2711(代)

HP:<https://www.city.fujimi.saitama.jp/>